

平成22年9月22日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤	脩祠
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見	秀意	書記	清水	千尋
--------	----	----	----	----	----

書 記 今 木 浩 靖

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、ちょっと皆さんに報告いたします。松井監査委員事務局長がどうしても出られませんので、その答弁の内容等については、豊田副市長が答弁いたしますので、よろしくをお願いいたします。

本日は、傍聴者の方は早朝から御苦労さまでございます。また、平素は瑞穂市議会にも大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

7番 棚橋敏明君の発言を許可します。

棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号7番 棚橋敏明でございます。

ただいま小川議長より質問の許可をいただきましたので、市民の皆様と行政が今一緒に考えるべきだと思う4件につきまして質問させていただきます。

1番目、災害のないまちづくり、2番目、樽見鉄道について、3番目、公園緑地基本計画について、4番目、市が共催、後援しているイベントについて、以上、4件でございます。

また、傍聴の皆様方には、早朝より傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

それでは、これよりは質問席より質問させていただきます。

本年の7月15日、皆様もまだまだ記憶に新しいところと思いますが、岐阜県八百津、そして可児、ゲリラ豪雨ともいうべきすごい雨によって数名の方が犠牲になりました。まだ、いまだに2名の方が行方不明と聞いております。その行方不明になられた方につきましては、フェンスにつかまって、母と大学生の娘さんです。この子だけでも助けて、娘だけでも助けて、それで娘さんを近くを通りがかった人に託して、そのまま流されました。この瑞穂市にも可児市と同じようなロケーションがございます。向こうは名鉄広見線、こちらには東海道線がございます。アンダーパス、それぞれ鉄道の下を通る、どうしても鉄道には坂をつくれな。だから、無理した構造になっている。下をくぐらなきゃいけない。そういったところが長良川から揖斐川、この間、ほとんどのところが堤防状態でございます。その下にはアンダーパス、そして町

の中にはたくさんの地下道がございます。まず、このアンダーパス、それから地下道、この瑞穂市内に幾つの箇所があるのでしょうか。まず、お答えくださいませ。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 棚橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

瑞穂市内のアンダーパスと地下道の現状でございますが、先ほど申されました、本年7月15日に可児川がはんらんしまして、可児川に沿った道路が冠水した事案につきまして、岐阜県では事態を重く受けとめまして、8月9日、県内各市町村の関係担当者が集まりまして、道路冠水箇所調整会議を行いました。会議では、道路関係者、警察署、消防署間で、今後の冠水箇所情報の共有、それと冠水箇所に対する各機関の対応について協議されました。関係機関の連携強化を確認したところでございます。

そこで、瑞穂市における周囲の地盤より低く施工された、いわゆるアンダーパス区間につきましては、冠水が想定される箇所としまして、すべてで15カ所ございます。まず、県道が2カ所、市道が6カ所、それから地下道が7カ所ございます。県道では、北方・多度線、JR東海道線下でございます。それから、岐阜・巣南・大野線の樽見鉄道の下となっております。いずれの箇所につきましても、警報につきましても、瑞穂市にも同時に電話回線による受信ができることとなっております。市道につきましては、馬場前畑町で岐阜・巣南・大野線をアンダーパスする市道9-3-678号線、それから馬場前光町で北方・多度線をアンダーパスする市道9-2-96-1号線、さらに国道21号、穂積町内ですが、アンダーパスをする市道4-3-361号線、さらに野田新田では、国道21号をアンダーパスする市道5-3-456号線、横屋では、JR東海をアンダーパスする市道13-16号線、稲里では、JR東海をアンダーパスする市道5-1-3号線がございます。さらに地下道としましては、国道21号を横断します牛牧及び穂積地内で4カ所ございます。さらに北方・多度線を横断します馬場春雨町及び別府地内に3カ所ございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） この可児の場合、警告灯、そして水位計、これが正常に働かなかったんじゃないかと。それで、県の方が一部働いた。ところが、市の方のそういった計器は働かなかったと。それも情報がはっきりしておりませんで、その逆のケースの報道がされていた場合もございます。現実的に、このような水位計、警告灯をどのように15カ所に設定されているのか。

それから、県及び市への連絡、先ほど多少そういったことにも触れていただきましたが、いま一度正確にそういったことを分類して御報告くださいませ。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 今回、水位が1メートル以上と想定されるアンダーパス、地下道につきましては、排水ポンプが設置されております。ポンプの点検は実施済みでございます、すべて良好であったことをこの場をおかりして御報告させていただきたいと思っております。

なお、県道と市道の規制関係でございますが、県道につきましては10センチで規制に入ります。それから、市道につきましては、15センチで規制に入っていくということでございます。なお、こういったアンダーパス区間につきましては、市内の職員がパトロールを行いまして、その安全を確認しておるということでございます。

なお、先ほど申し上げました県からの情報につきましては、その都度、瑞穂市の方に連絡が来るということを申し添えておきます。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） まず、排水ポンプが良好であったということを伺ったんですけれども、可児の事件があったから、見に行き確認しただけじゃないんでしょうか。それか、それ以前からマニュアルがこのようになっていて、そのマニュアルで1週間に1回見るんですよとか、例えば乾電池に関したら2週間に1回ですよとか、またそういった電池、そういったことについて、どのようなマニュアルが基本的に設定されているのか。今回、15カ所見たとおっしゃられますが、前回、この事件がなかった場合、いつ見られましたか。そこら辺、ちょっとお答えください。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 申しわけございません。何日というのはちょっと掌握しておらんですが、定期的に行っておりまして、パトロール要項に基づいて行っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今回の可児の件、何遍も申し上げますが、不都合が重なったと思うんですね。この不都合が重なった、これが逆に警鐘かもしれません。そういったところから、今までのマニュアルを見直さなきゃならん部分、またそれぞれの装置の動力、それが乾電池なのか、太陽光発電でつくった電池なのか、それが本当に水害に強い電気が引いてあるのか、どうやって作動させているのか。例えば今回の可児の場合でも、ある時間で2.7メートルまで来た。ところが現場を見に行ったら10センチになっていると。おかしいじゃないかということで見に行ったら、もうかなりの水位になっていたと。それで、最初に見に行ったときには、ものの30分の差ですよ。最初見に行ったときは、こんなのをとめたら市民から怒られちゃうということでフェンスも何もなかったそうです。逆に通行どめができないという状態。ところが、それから30分したときに、ぐんぐんと水位が上がっていたのが急に10センチに落ちたもんでおかしい

なと思って行ったら、もう水位がばかあんとふえちゃっていたと。それから、そのときにやったときには既に車が流され出したと、そんな状態なんですね。だから、どこに原因があるのか、これからの究明を待たなきゃいけないんですけども、恐らく私、この瑞穂でもそういったことは起こり得ると思うんですね。例えば、こういった装備が、ここの部分は大丈夫だなと思うのは、本巢縦貫道と東海道線のガードでございます。あの下のアnderパス、あれはそんな設備があるのかなと思います。でも、横屋の方は、果たしてあそこにあるのかなと、つい疑問に思います。そういった本来の一番の街道じゃないところ、そういったところでもどの程度の設備がされているのか、今現在の設備で結構でございます。お教えてください。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 現在、私どもで調べましたところ、県道につきましては、先ほども申し上げましたようにポンプ等を設置しておりますし、それから、警告灯なんかも表示されるようになっております。市道につきましては、3カ所ほどはポンプはございませんが、水深がそれほどないということでこちらの方はないと。ほかのところはすべて排水ポンプを設置しております。なお、先ほど申されました水深の関係で規制云々の話は、先ほども申し上げましたように、15センチで市の方はとめるようになっておりますので、今後もこれについてはしっかり遵守していきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今回の件は教訓にして、早速もう一度、細かいところまでも見直ししていただきたいと思います。

それと、今水位がそんなにないからというお話がございましたが、ちょっとこの新聞の記事を読ませていただきます。ちょうど19歳の子供さんが助かり、お母さんが流されて、お母さんがいまだに行方不明で、この9月末までボランティアの方々も集めて捜索しておられるというケースでございます。新聞の記事のまま読ませていただきます。同日午後8時ごろ、同日というのは15日ですね。午後8時ごろ、岐阜県可児市土田、可児川の虹ヶ丘橋で女性2人が増水した川に流されかけ、冠水した道路のフェンスにつかまっているのを通りかかった少年が発見。少年は19歳です。1人を助ける間にもう1人の姿が見えなくなった。可児署によると、行方不明になったのは、同市広見の主婦、細田由里さん46歳で、救助されたのは細田さんの長女19歳、この方は大学生だったそうです。お母さんは子供さんから電話がかかってきて迎えに行かれたそうです、雨が降っているからということで。恐らくわらをもつかむような気持ちで、娘を頼みますと言ったと思うんですね。そのときにフェンスがあったから1人は助かったと思います。今おっしゃられた水位が云々というお話がございましたが、この瑞穂市の場合、住宅街に水路が横にあるケース、またアnderパスの場合でも水路が横にある場合、多々ございま

す。例えば一つの例で申し上げますと、横屋地区にもそういったところがございますし、それと、池と池との間を結ぶように川になっているところもございます。東海道線の下ですね。それから、美江寺の集落から南へ下っていきますと、当然住宅の隣に水路が流れております。それから、私たち穂積の方、これは村中からずうっと前所、庄屋敷、観音院の横まで、これは住宅の横を水路が流れています。

また、せんだって新しく道路を広げていただきました下穂積地内、公民館からずうっと南まで、松野コンクリートさんまで、これも住宅の横を水路が流れております。ふだんは、先ほどのお話と一緒に、10センチぐらいです。

ちょっとここで議長の許可を受けまして、120センチのことをお話ししたいもので、議長、許可をお願いしたいんですが、このメジャーを使いまして、120センチという深さを御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 長さをはかるんですね。

7番（棚橋敏明君） はい、河床からの深さを説明したいだけでございます。

議長（小川勝範君） それなら許可します。

7番（棚橋敏明君） 今、瑞穂市で河床から120以上でないとフェンスの取り付けがしてもらえません。ところが、この可児市の例の場合、フェンスにつかまって、娘を頼むよとお母さんが言っていたんですよ。わらをもつかむ気持ちです。

それじゃあ、この瑞穂市で許されない120という深さをちょっと御説明申し上げます。

これがちょうど120でございます。皆さん、せんだって運動会に行かれたと思います。子供さん、小学校1年生、2年生、どれぐらいの身長がございませうか。せいぜい2年生だったらこのぐらいいきます。どうしてこれだけの深さで、つかむところがなくて水路から出られるんですか。どうやって出るんですか。何もなしで、住宅があって、横に水路があって、横に道路があって、水がつかって、そこからどうやってはい上がるのか。つかまるところがどこにありますか。どうしてそこにフェンスがつけられないのか。たとえ予算がない、お金がもったいないといったって命じゃないですか。これ、どうしてなんですか。私、すごい疑問に思っているんですよ。それで、皆さん一度120のところへ入って出てみてください。120だったらフェンスがあります。115だったらフェンスがないんです。どうやって出るのかですよ。それも水につかって、なかなか出られないですよ。プールが出るときでもそうでしょう。どうやって出るんですか。プールのときは水着だけですが、服を着ているんですよ。これに対してどうして120というのが決まったのか。これに対して御答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 今、御質問ございました通学路につきましては、つけるようになっております。市の方で防護さく設置基準を設けておりますので、ちょっと読ませていただきます

が、主として、歩行者等の水路転落の防止を目的としまして、原則、生活道路に沿った水路で、道路と河床、先ほど申されました水路敷でございますが、こちらまでの距離が1.2メートル差がある箇所について設置するものとしております。また、これ以外の箇所につきましては、視線誘導標、反射板のような細いものでございますが、こちらの方で対応することとしております。それから、ただし書きがございまして、主要の通学路及び特別に危険と認められる箇所については、この限りではございませんということを明記してございます。

なお、先ほど申されました深さの話でございますが、流速等も伴ってくるかと思えます。そのまま深さではなくて、水の流れがやはり重要な要因になってくるかと思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ということは、やはり120以上ないと基本的にはつけられないということだと思います。それで、反射板しかその場合はないと。そうしたら、反射板と反射板の間、例えば7メートルあるとします。実際、どれぐらいの間隔でつけられるかわかりませんが、そこへ、調整監がおっしゃられたとおり、流れが入ってきます。流れが入ってきて、うまいことつかまればいいですよ、それに。何メートル間隔で。フェンスだったら真横にあるわけです。1メートルであっても、それが住宅の横、それと同時に子供さんたちを見守るためには必要じゃないですか、フェンスが。なぜそれをかたくなにつけないんですか。命が最善じゃないですか。どうして120、どこから根拠が来たんですか。1メートルだったら安全なんですか、出られるんですか。1メートルはかなり深いですよ。

今度、1メートルを表示させてもらいます。先ほどのよりも、1メートルでもこれだけあります。でも、現実的に極端なことを言ったら、119センチもだめと今おっしゃられたわけですから、119だったらこれですよ。今後、そういったところを見直していただく気持ちはおありなのかどうなのか。やはり実況をしっかりと見て、実況をしっかりと考え、日常、どのようにその道路が使われているのか。そういったことを精査した上で善処すべきじゃなかろうかなと思っておりますが、いかがなものでしょうか、お答えください。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 棚橋議員の、1.2メートルにつきましては、先ほど調整監が言いましたように、基準として1.2メートルを持っています。これについては、市内、特に瑞穂市内には小水路がたくさんございます。大きな水路、都市下水路やなんかについてはほとんど整備が済んでおります。それと、主要な通学路については、御要望があったところについてはつけております。小さい主要通学路以外の通学路についても順次設置はしていきたいと考えております。



それから、本年度要望のある箇所につきましても、集落内については特に狭い道路もござい  
ます。それによって地域で逆につけてほしくないというところもありますので、地元と調整を  
しながら設置をしていきたいと思っておりますので、特に1.2は基準ですので、これについて、  
現場の状況、ただし書きにございましたように、必要と認めるところについてはつけていき  
たいというふうに思っておりますし、災害時につきましても、当然、水路がどこにあるかわから  
なくなります。そして、仮にフェンスがあってもフェンス以上に水かさがふえることもありま  
すので、きのうもありましたが、防災訓練等、地域の状況、危険な箇所がどこにあるかとい  
う机上の訓練とか、いろいろな方法をやっ、避難はどこへ逃げたらいいとか、それまでの経  
路の中に水路があったら、そういうところについては、この前、岐阜県が来て、自治会を中  
心に机上訓練をやったんですが、そういうときも、例えばつえを持って、わからなくなります  
ので、例えば小さな都市では側溝に落ちてでも亡くなる方も見えます。そういう関係もあり  
ますので、災害時には特にいろんな手段で防護していただくというのも必要だと思いますし、そ  
んな形も考えています。それから、特に子供さんたちについては、通学路の関係を主体的に進  
めていきたいと思っておりますので、1.2に特にこだわっているんじゃないし、例えば農地の中  
にある水路につける必要もありませんので、そういうことも含めて、瑞穂市全体の中で考え  
ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 前回に、兵庫県の佐用町の災害のときに、やはり同じようにつえを持  
って、これからは避難してくださいよということを福富部長からも伺ったことがあります。た  
だ、現実的に、本当に災害のときに泥水、道が見えない、それと道路は完全に、川以上に水がか  
ぶれば、道路と水路の差は何もわかりません。だから、つえを持つというのは当然でござい  
ます。ですから、つえでも本当にどんなつえがいいのかどうなのか。例えばそういったこと  
を、これからはもうちょっと市民の方々に知らしめるといふか、広報活動をしていただ  
きたいと思ひます。ということは、命のつえになりますから。それと同時に、やはり水  
路には段差の発生するところ、それは本当に行政の方々も私たちもそうですが、災害  
時にここがどうなるであろうかなということをシミュレーションしながら考えていただ  
きたいんです。ふだんの平常時ばかり考えているからこういった議論になるんです。そ  
うしたら、そこにフェンスがあったら一番いいのはわかり切っていることなんです。  
ですから、とにかくここが水害になったとき、どうなるであろうということを真剣に考  
えてほしいんですよ。

それで、今まではどちらかというと穂積の方が低いから、穂積が危険だ危険だと言  
われてきたと思ひます。でも、これからは形状的に巢南でも同じことが言えると思  
ひます。それは何かといひましたら、県の方でも言っておられるように、袋状態に  
なっているわけですね、どちら

もが。簡単に言ったら大きな袋です。巢南という袋、その一番先っぽが横屋になります。そこには東海道線があります。どうしてもふさがれてしまいます。同じことが私たち穂積にも当然ございます。ですから、以前とはゲリラ豪雨の場合はスピードが違います。いずれはその水ははけます。だけど、瞬時においてはけることは絶対ないわけですから、そういったところをいま一つ検証いただきまして、それと同時に、もう一度、再検証の意味から、可児のこの水害のことを検証していただきたい。

それからもう一つ、このことに関しまして、ちょっとこれも新聞で知ったことなのですが、高精度のXバンドMPレーダ11基が新設されました。これによりまして、今現在レーダーの解析で250メートル四方、そしてそのデータを1分置き、これで市町村はもちろん、一般のパソコンでも見られますと。それで、最後にこういった結びがございます。可児市では、鉄道のガードの下をくぐる市道が冠水、はまった車が濁流にのまれ、3名が死亡及び不明となった。水位計、警告灯のふぐあいなど問題点が指摘されているが、実は、このとき既に新レーダーの試験運用、配信も始まっていた。激しい降雨は画面にも明確に移っており、雨域の移動をつかんで、速やかに通行どめや避難の措置をとっておれば、犠牲者を出さずに済んだであろう。非常に残念なことであると、このように書かれています。

このレーダー、瑞穂市も既にある程度は解析しておられると思いますが、例えばこのレーダーを使ってどのようなことでこのまちとして生かしていけるのか。どなたかお答えくださいませ。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 棚橋敏明議員の、国交省の新レーダーについてお答えをいたします。

今ありました新レーダーというのは、Xバンドマルチパラメータレーダ雨量観測ということだと思います。今、概要は御説明がありましたけれども、この新レーダーは、各地域で相次ぐゲリラ豪雨被害の軽減に役立てようということで、国交省がことしから首都圏、京阪神、名古屋の3大都市圏と北陸を受け持つ4地方整備局に高精度のXバンドマルチパラメータレーダ11基を新設し、試験運用しているものでございます。1基が半径80キロメートルをカバーし、先ほど言われたように、5分間隔であったのが1分間隔、1キロメッシュが250ミリメートルのメッシュということで観測が可能になっております。

具体的には、120万分の1の全体図で雨量の状況が表示されるということになっておりますし、このデータは、レーダー雨量、テレメーターの河川予警報なども提供しております。それで、既にこのデータにつきましては、私どもも入りますし、一般の方にも入りますよということでございます。一般の方よりは精度が、我々の公共団体はもう少し細かいところまで見られるわけですが、一般の方からも、国土交通省の川の防災情報というところから入れます。そして、私どもは、この情報と岐阜県の川の防災情報をごらんになりますと、長良川、揖斐川、

犀川、糸貫川のそれぞれの水位がごらんになれるかと思います。これらの国土交通省の川の防災情報、また岐阜県の川の防災情報は、私どもホームページの気象・河川状況のところから入ることができます。私どもは、実際にこの二つの情報を見ていつも瑞穂市の状況を把握しておるといのが現状でございますが、ちなみに先日の台風9号の際でございますが、瑞穂市については警報は発令をされませんでした。本巣地内で202ミリを越す雨量が降ったということで、犀川の十八条の最高水位は1.84メートルまで達しました。ことしになってから、数回、水位が非常にふえたということがありますが、大体十八条の最高水位は1.6メートルほどで終わったわけですが、今回、1.84メートルということになりました。結果はといいますと、居倉地内で、実をいいますと、土のうを100ほど積みました。そして、美江寺地内、新月地内で床下浸水がそれぞれ1軒ずつあったということでございます。

私どもこうした気象情報、そして水害の情報等を踏まえて、災害対策本部の設置並びに水防団等の招集等に役立ててまいりたいと思いますが、こうした情報が一般の方でも見られますので、昔でしたら、天気予報を見て、川の状況どうだろうと見に行くのが本来でございますが、今はこうしたホームページ等もごらんになれるので、こうしたことを周知いたしまして、やはり皆さんがこうした情報を自分の目で確認をされて、少しでも被害が最小限にとどまるような予防対策も進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） それでは、すばらしいレーダーということで、それこそ本当に自分の家の周りがどんな状況かというのもパソコンで見ることができますし、それと同時に、市民の、そういったパソコンに頼るだけでなしに、市としてしっかりと解析していただきまして、適切な御判断の上で避難勧告、避難のお願い、そういったことを出してほしいと思います。

それと同時に、こういったレーダーを解析する能力を、これから市の方でつけていただきたい、そのように思います。

いま一度、120センチなくても、命を守るためにフェンスをつけますよということだけ、くれぐれも今後よろしく願いいたします。

時間がございませんので、次に入らせていただきます。

昨今、新聞を見ておりましたり、総務部の方からも、みんなで樽見鉄道に乗ってくださいよということで御案内をいただいたりとか、またせんだって樽見鉄道に就職なさった運転手の方が、この会社はもうあと1年でなくなるかもしれへんけれども、私は運転士になりたかったんだと。だから、私、この会社に入りましたということで、勇気を持って運転士になられた方もおられました。でも、果たして本当にそのような思い、ノスタルジーだけで片づけられないぐ

らの重い重いものが、今、樽見鉄道にあるんじゃないかなと思う。当然、私どもの瑞穂市にも助成金の依頼が来ているものと思います。今後、どのように樽見鉄道に対して対処していられるおつもりなのか、担当の方、お答えくださいませ。よろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、柵橋敏明議員の、樽見鉄道についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

樽見鉄道は、全営業区間34.5キロメートルであり、市内には三つの駅、美江寺駅、十九条駅、横屋駅があります。通勤・通学、そして買い物などの地域の足ということで利用されております。

しかし、車社会ということ、そして平成17年度末には貨物輸送が廃止されております。平成18年4月には、モレラ岐阜駅が開業いたしましたけれども、一時的に乗降客数が増加しましたけれども、平成21年度の利用者というのは60万人です。そのうちの市内の3駅の利用者は7万8,000人ということで、減少傾向にあります。

樽見鉄道の運営につきましては、平成18年10月に樽見鉄道再生計画というものが策定されておりまして、19年度から23年度までの計画ができております。また、その中でも第2次の経営改善計画というのができております。そうした中でも先日お願いをしました「のったるキャンペーン」ということで、この9月1日から6ヵ月間でございますけれども、お楽しみ抽せん券つき切符1,000円分で1,100円の乗車券を5,000枚売り出すということで企画をしておられます。経費面では、もう既に議員さんが御指摘のとおり、もう限界に近いという状況でありまして、少しでも収入を確保したいということでございます。

そういった状況から、私どもも広報等を含めまして皆様方にPRをし、少しでも乗っていただいて、残していきたいなどは考えております。といえど、赤字そのものもかなりの額になってきておりますし、他市町の状況もそうだと思いますけれども、今までどおりの支援を超えた支援というのはなかなか難しいのではないのかということを考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） 樽見の方へ、道路がすごくよくなってしまったわけですね。ですから、峠が二つなくなりましたから、車で物すごく早く着ける。その状態の中にあって、今まで、まずお幾らお金を助成されてきたんですか、これは。

それと、今後、例えば来年切れると聞いておりますが、もし切れて助成を頼まれた場合、幾ら出さなきゃいけないのか。そういった金額面でわかることがあったら教えてくださいませ。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在の私どもの補助金は、基本的には1,000万円プラス固定資産税分ということで補助金を出させていただきます。国・県、3市2町で21年度の補助金は1億4,000万ほどに上っております。それで、今後どうするかということで、随時協議会を開いておるところでございますけれども、どの市町村も今以上にはというのが現状ではないかと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ということは、瑞穂市としては、樽見鉄道にはもうお金は出せませんよということなんでしょうかね。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） これにつきましては、町の将来を踏まえ、また私どものまちだけではなくて、本巣地区全体も踏まえてということになりましょうし、現実には南地区の方は多くの方が利用しておられることもありますので、皆さんの御意見等を踏まえがてら、こうしたキャンペーンも踏まえて、また皆さんの御意見をお聞きしながら、どんな方向に持っていかかということ、皆さんの御意見を伺いがてら決めていかなくちならんかなと思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） その結論をいつまでもほうっておくわけにはいかないわけですね。これ、当然今現在の補助の出し方というのが期限が来てしまうと思うんです。ですから、これからリサーチをするということもおっしゃっておられるんですけど、そんな悠長なことで、ただそれは言いわけで言っておられるだけじゃないんですか。実際、本当にこうやって樽見鉄道をやり直さないかんから、そういう意見を協議会の中で出して行って、こういうふうにしていくんだとか、そういった明確なものは今は何もないんじゃないんですかね。ちょっとそこら辺、その中身に触れるところまで教えていただきたいなと思っておりますが、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まだ、今現在は、この計画について今後どうするかというところでございますが、現実には名鉄の線路が北方を含めて廃止をされておること、その後の町の状況等も含めまして検討もされておるのでございますので、今後、大垣から根尾ということで関係市町も今後どうしていくんかと。そして赤字がずうっと続いておりますので、これを清算するとなれば、またそれなりの清算の方式も考えなくちゃなりませんし、そのときの費用の負担も出てくるだろうと思っておりますので、それらも含めまして、総合的に考えていかざるを得ないと思っております。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） これは、非常に簡単そうで難しいことだなと思うんですが、どうしても他の市町との関連もございませし、例えば瑞穂がやめたといったら、恐らく樽見鉄道はなくなると思います。どこか1カ所がそうやって言い出したら終わりだと思います。ですから、それをどこまで言うのを辛抱するかと、辛抱合戦みたいになっちゃっているんですけども、一遍じっくり他の市町と話し合はんことには、それと同時に解決策はあるんですかね。何か非常に厳しいような気がするんです。市長、お願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 樽見鉄道に関しまして御質問をいただいております。

この第三セクターにするときから、私は巢南町の議会議員としてかかわっておりました。本当に今の状況を非常に危惧しておるところでございます。総務部長からお答えをさせていただきましたように、今、年間60万人ぐらいの輸送をしておるところでございます、瑞穂市では美江寺、十九条、横屋の駅を入れますと7万8,000人が利用、延べでございます。

御案内のように、公共のみずほバスが、ああいった3路線走らせております。また、いろいろなものも含めまして、大体、年間5万人の利用でございます。それで4,200万使っておりますが、7万8,000人で1,000万円の補助金でございます。そこら辺もお考えいただきましたら、簡単にこれを瑞穂からやめようといったときに、1,000万で7万8,000人の人をどのようにするかといったら相当なお金がかかるわけでございますし、これは瑞穂市だけでございません。やはり根尾まで行っておりまして、やはり旧の本巢郡としても考えておるところでございます。何といいましても一番関係ありますのは根尾を抱えております本巢市の状況次第でございます。向こうがお願いをしたいということであれば、私どもも存続を考えてまいります。私どもからやめたということとはできないということとははっきりわかっておるわけでございます。そういったことで、何とか私としましては、1,000万補助しておりますのを、それだけ切符を買って市民の皆さんに配布して、根尾なりどこかへ行っていただく。そのかわり半額、あとの帰り道は自分で買ってくださいと。こうしますと、その倍の収入になるわけでございます。そういうことも考えながら、本当に何とか残す方法を考えていく。公共交通を簡単になくしたら、もうできません、はっきり申し上げまして。私は、59年のときに、どちらかといったら第三セクターは反対でしたが、やはり7カ町村の賛成で決まったわけでございます。そういう中で決めたものですから、せっかくみんなで認めてこれまで来たところでございますので、御理解をいただきますように、しっかりとこのことについては今後も協議をしてみたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今、市長の答弁にもございましたとおり、近隣市町、特に本巢市との、これから助け合い、そういったところが大きい。また、7万8,000人の乗降客、やはりこの瑞穂市に関連している方々、その方々のためにも何とか樽見鉄道存続の方向で市としてはやっぺいこうという御答弁をいただきました。一つの名物が残せるということで、ありがたいことだと思います。どうか樽見鉄道の方、よろしくお願ひしたいということで、次の質問に移らせていただきます。

今回、せんだっての全協のときに、瑞穂市公園・緑地等基本計画というものが配付されました。これがどこからどういうふうにもれたのかどうかわかりませんが、これに対して私どもの自宅の方へ電話、それからファクス、メール、さまざまなもので十二、三件の御意見が到着しました。

その中におきまして、私はきっと公園に反対だということによってこられたのかと申してたんてす。お金の無駄遣いだということによってこられたのかと申したんてす。あに凶らんや公園は必要でと。だけども、もうちょい考えられてやったらどうですかという御意見がございました。ちょっと先に、私自身なりにその御意見を要約したところだけ申し述べさせていただきます。

公園が少ないのは事実、整備は進めていかないといけない。その次、市内全体の公園・緑地の計画が不完全な状況で、土地が入手できそうといったその場だけの流れで決めていいものではない。その次、都市計画審議会など、有識者の会議を経て公園計画は立案されるべき。その次が、都市計画審議会は、地域団体代表の参加もあってもいいが、各種の専門家が参加すべきで、現状は素人集団が話しているような状況であると。発信者はちょっとわかりませんが、恐らく都市計画審議会のどなたかかもしれません。ただ、私は、この言っておられることが、そう無理なことは言っておられないと。とにかくこの瑞穂市にとりまして、避難所というものは絶対に公園しかなかろうと思ひます。いわゆるちょっとほかの地域でも高い公園、これは絶対必要だと思ひます。だけども、今現在ある公園がそれに類しているかどうか。また、それに該当しているかどうか、ちょっと疑問なんです。それともう一つ、今現在の公園の状況で、トイレのない、それからあずまやがない、だから利用者がないんですよ。トイレはないわ、あずまやがなく、こんな暑い暑い夏、お年寄りみんなて集まるといったって、公園に集まらんわね。何であずまややトイレがないような公園を今までつくってきたんてすか。

それと、木でもそうてすよね。例えば岐阜市て見てください。岐阜県美術館がござひますね。あそこの木、下の方はきれいに刈り込んであります。だけど、上は伸び放題、手の届かんところはほうったらかし、だけど、逆に言えば自然が残る。それと同時に、ほうったらかしの木から落ち場が落ちる。それが腐葉土になる。そこでミミズが生まれる。ミミズが自然に土壤をよ

くします。だから、やわらかい土壌になるんですね。

瑞穂市の公園を見てください。かんかんの公園ばかり。便所はあらへん。おしっこしたいといったって、行くところがあらへん。あずまやもあらへん。きのうも森議員がおっしゃっておられた、集える場所、休息できる場所、一息つける場所。それでトイレがあったとしたら、今度は水が惜しいかしらん、ひねっておらな水が出ない。ひねったままどうやって両手を洗うんですか。

それで、今現在、計画しておられる公園ですね、どのような公園をつくらうとしておられるのか、ちょっと御説明できる方がおられましたら御説明をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 今回の補正でお願いしております公園につきましては、公園の中にもいろいろ種類がございます。都市公園の中では、近隣公園、街区公園、児童遊園とか、いろいろな種類がございます。今予定しておりますのは街区公園ですので、約250メートルの範囲内のところの公園ということですので、面積についても2,000平米から2,500平米ぐらいの公園を予定しております。大きい公園は、今現在あります馬場公園とか、生津のふれあい広場とか、いろいろな公園がございますが、こういうところについては、集まる人の距離とか何かがありますので、例えば250メートルですと、家へ行ってトイレに行ってもらえば結構ですし、1キロとか2キロございますとトイレも必要ということで、そういう考え方でトイレの設置をしたりしておりますし、あえて言えば、小さい今現在あります児童遊園、こういうものは市内に42カ所持っています。これは、地域で管理をさせていただいておりますし、子供たちのちょっとした遊び場ということですので、いろんな公園でも種類がございますので、その辺についても21年2月に公布しました公園・緑地等基本計画に基づきまして適正配置をしていきたいと思っておりますし、バランスいい公園配置を考えておりまして、ただ単に土地が出たりということも一つはあるかもしれませんが、それも踏まえて適正な配置を考えていきたいというふうに考えています。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今、部長説明ですと、もっともらしい御説明ではございますが、現実的に調べてみますと、本来、1人当たり必要な面積というのがございますね。この基準というのにはございます。ちょっと今資料はあちらにありますから、ここには持っていませんが、要するにそれでいきましたら、巢南の大きい公園二つを除きまして、それ以外でいきますと、クリアしているのは、多分、生津にある2カ所だけだったと思います。そこにはトイレもございまして、かなり精度の高い公園かなと思います。それ以外は余りにも中途半端な公園だったように思います。ですから、ぜひとも今回の公園をつくらうと言われる部分に対して、しっかりと



したコンセプトのもとにやってほしいなということが一つと、それと、なぜ都市計画審議会、こちらには一言も相談せずにつくっていかれるのか、こちらはそういったことには関係ないところなんですかね、都市計画審議会というのは、これは、線引きの調整区域とか、そういったことだけを定める審議会なんですか。ちょっとそれをお答えくださいませ。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 都市計画決定をして公園をつくる場合については、都市計画審議会で審議がかかりますが、今、都市計画決定まで至ってない公園がほとんどですので、これに該当するような公園ができた際には都市計画審議会にもかけていきたいと思っていますし、都市計画審議会の中には、先ほどございましたが、専門家の大学の先生も入っていますし、現在、パブリックコメントという形で一般公募の市民の方も入ってみえますので、特に素人集団というわけではございませんので、そういうところにも十分御相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7 番（柵橋敏明君） 今も部長から御説明いただいたんですが、何か瑞穂市というのは、事をやるときに、前ぶれというか、広告とか宣伝が下手なんですよね。例えば公園を大事にするとか、そういったことだったら、緑化でもそうですよね。まず、例えば広報「みずほ」なんかを利用して、「皆さんのお庭拝見」とかいうコーナーを設けてコンテストをやってみるんですよ。それでやって、そういった盛り上げをしていかな、宣伝が下手で、いきなり公園だ、緑化だとかやって、虫が来たらかなわんわとか、公園が来たら、わしら自治会でこれをやらんなわんわといったら、そんなものほとんど反対ですよ、まずムードを盛り上げんと。だから、例えばそのようにちょっとお考えの上、公園を、もっと前ぶれでいろんなコンテストとか、そういうのをやって、とにかくムードを盛り上げてください。お願いいたします。

あと一つありますので、またその後に、市長にはいろんなことを含んでお答えいただきたい部分もございますので、瑞穂市民憲章ですね。ここによく見てください。「助け合い支えあう優しいまちをつくれます」とあります。それで、私、率直にある市が共催、それか後援をやっているイベントですね。こちらで景品を奪い合う人たちを見かけたんです。その方の一部の方が、どうしてこんなこといつまでもやっておるんだと怒られました。ちょうどそのときに、私パンをまいていました。それで、篠田県議もパンをまいておられました。それで、篠田県議が僕に「食べ物をこんなにまいていいんやろうか」と言われました。「僕、これだけ苦手なやて。そうやけど、僕もここへ来や名前が上がるもんね」と言われました。だけど、本当に高いところから、昔はもちまきなんかをお祝いでしたよね。でも、くれてやらんばかりにまくわけですよ。それで、なおかつ人様が去りました。そのときにある方が、こんなこと

をいつまでやっておるんだと言われました。そのとき、ぱっと役所の前を見ましたら、ちぎれたパン、破れた袋、踏みつけられたパン、みんな食べ物なんですよ。へこんだパンはだれも持っていかないのは不思議なものです。だけど、悲しいですよ、一つのパンが四つに切れておれば。市がこのような市民憲章を出していて、それぞれのイベント、これに口出しはできないかもしれませんが、指導はする必要があるんじゃないでしょうか。食べ物を大事にする、当然だと思います。それで、そのときに怒っておられた方は、おばあちゃんがおられたそうです。その方本人じゃなしに、隣のばあちゃんは踏まれておったがやと。言葉には言っておられません。隣のばあちゃんが圧死していたらどうなるんですか。いま一つ、こういった催し、というのはなぜかといったら、市民の方は市がやっていると思っておられます。いま一つ、僕は考えるべきじゃないかなと思います。どうか皆さん、その現場に落ちていたパン、取り合っている姿、特に残っているちぎれたパンを想像してみてください。このことも含んで、先ほどの件、どうか市長から御答弁をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 時間がないので、簡略に説明したいと思いますが、協賛関係は、一応市の方で要綱をつくっておきまして、その要綱に沿って協賛とかをやっているわけですが、その要綱の中に審査という項目がございますので、市の名前を使う場合については、今後、そういった内容について、市の品位を損ねることがないように内容を吟味したいと思います。

教育関係も、この要綱に準じて運用されておるようでございますので、そこら辺、形式的に文書でもって申請して、すぐ出すんじゃないくて、内容を吟味しつつやっていきたいということで御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今の質問に対しましては、奥田部長の方からお答えをさせていただきました。

イベントでもちまきとか、いろいろやります。これは日本の文化といいますが、はっきり申し上げまして、結婚式でも所変われば品変わるという、2階から物をまくという、こういう文化があるところもある。こういった一つの日本の文化でもございます。そういう中で、イベントで物をまくというのはいろいろあるわけでございますけれども、御指摘のようなことがあったように私も後から聞いたところでございますけれども、今後は、そこら辺のところを十分問題にならない形でそういうことができるようにしていきたいなと、このように思っておるところでございます。

先ほどの公園のことについて、まちづくりの基本を申し上げておきたいと思います。

実は、46年に都市計画決定がなされました。都市計画決定なされまして、市街化と調整区域

があるわけです。市街化は本来は区画整理でまちづくりをやりなさいと。それには、総面積の3%公園をとりなさい、こういう規定があるわけです。生津は、それでまちづくりをやる。本当のまちづくりをやられました。その公園も、大体、どこに住んでおっても250メートル以内に大なり小なりの公園、大きな公園面積がありまして、そこの中にはトイレをとる。すべて規定に基づいてきちっと生津だけができておる。あとは、全くできておらんところでございます。児童公園とか、そんなところにトイレをとりなさいとか、そんなもん全部とっておったらとんでもないことございまして、今、それぞれの公園が出ておりますが、市街化の中で本当は区画整理でまちづくりをされ、3%公園をとってなければならぬのができなかった。そういう中での公園でございますから、いろいろ上げておりますけれど、とても3%に行くところでもありません。そういう中での公園づくりでございますので、御理解をいただきますように、いつも申し上げますように、そのまちの都市計画、市街化の中でどれだけ緑があるかによってそのまちの評価がされるときが来るということ、これはもう常識でございまして、緑のないような、ただ家だけが建っている。こんなのは本当の都市とは言えません。そこら辺の御理解をいただきまして、今後、公園づくりに対しましても格別の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 本当にきょうは、明確にいろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。

1.2メートル、何とか固執せずに、市民の安全、子供たちの安全を考えていただきたいと思えます。

それから樽見鉄道、やはりこれから本巣市との関係、それから大垣市との関係、また北方町との関係、すべて下水、ごみの問題ともみんな連携しております。どうか樽見鉄道でもうまいことやっていけるようにお考えくださいませ。

そして公園の緑地につきましても、本当に私いつも思うんですが、岐阜の美術館、それから図書館、あの森は実に見事につくってあります。今の循環型で公園がつくってございます。そういったことも参考にいただきまして、何とか瑞穂市に看板になる公園をつくってくださいませ。お願いしたいと思えます。

そして、イベントの件、やっておられる方々も一生懸命です。どうかその方々を助けるという意味からも、また市の看板として間違っても誤解されないような、何かそういったいい意味での指導をよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で棚橋敏明君の質問を終わります。

次に、9番 松野藤四郎君の発言を許可します。

松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席番号9番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をしたいというふうに思います。

質問につきましては2件でございます。1点目は、幼保一元化について、2点目が公民館活動事業についてでございます。

最初に、幼保一元化について質問をいたします。

幼保一元化につきましては13項目ございますので、これはある程度集約しながら質問していきたいというふうに思います。

まず最初に、当市の保育所、幼稚園は、昭和40年代から50年代にかけて保護者等のニーズにこたえ建設整備をされ、その後、平成の合併を経て、今日までおおむね現在のまま推移してきているというふうに思います。

全国的に人口減少、少子化、女性の社会進出、モータリゼーションが進む中で、子供たちの健全な成長を願い、また幼児期の教育、保育は、人間としての健全な発達の基礎を培うものとして、幼稚園、保育所は極めて重要であります。

幼保一元化については、以前から各議員が機会ごとに質問をしてきております。

そこで、本年8月の平成22年第4回臨時議会で、保育及び学校教育の一元化等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議案が提出され、その内容については、保育所事務及び子育て事務を教育委員会へ事務委任するもので、11月1日から実施するものであります。

そこで私は、幼保一元化というものは、両方の機能をあわせ持った施設だというふうに思っております。また、幼稚園でも子供を預かる時間を現行の4時間から8時間まで延長ができる。一方、保育所は就労に関係なく、子供を受け入れることが可能な施設ということで、だれでも利用できるものと考えておりましたが、ここで確認をしておきますが、当市の保育所や幼稚園については、2006年10月からスタートした幼保一元化の認定こども園に類似した施設、あるいは運営を行うのか。それは、幼保連携型、幼稚園型、あるいは保育所型を想定したものか、お伺いをしたいというふうに思います。

また、あわせて一元化する目的と、その内容について見解を求めたいと思います。

以降につきましては、質問席から質問いたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員の御質問の二つについて答弁をさせていただきます。

まず1点目の、瑞穂市における保育と学校教育の一元化事業につきましては、今議員が御指摘になったような、国が言っているようなこども園のような、そういう形を想定しておりません。国の動向といたしましては、幼稚園、保育所、認定こども園の区別をなくし、新たな指針

に基づく幼児教育と保育をともに提供するような、仮称ですが、こども園に一本化をするというような、そういった動きがあるように聞いております。しかし、私どもは現在の段階で、幼稚園は幼稚園、保育所は保育所と、これまでの養護保育にかかわるような保育所、それから教育にかかわる幼稚園というそれぞれの体制、システムは変える考えは持っておりません。

二つ目の質問ですが、この目的は、議員の言われるとおり、幼児期の教育は生涯にわたり人間形成の基礎を培う重要な時期であるということをかんがみて、今日的課題であります小1ブロblem、小学校生活への不適應等の解決並びに特別な支援を要する幼児、児童・生徒の増加への対応を図るため、市長が提案しました誕生から巣立ちまでの就学前の子育てより義務教育終了までの幼児、児童・生徒の発達や学びの一貫した指導を教育委員会が所管をすることで指導を行い、瑞穂市の心豊かに光輝く瑞穂の子供を育てるということを目的としております。

また、内容についても、今御指摘していただいたとおり、臨時議会で決議いただきましたとおりです。保育所にかかわること、放課後児童クラブ事業にかかわること、子供支援事業にかかわることについて、これまでの福祉部の児童高齡課から教育委員会へ事務委任並びに補助施行という形で所管がえを行うということでございます。

その臨時議会の議案の名前が保育と学校教育の一元化という事業名を上げておりますが、これまで教育委員会といたしましては、学校教育を所管しておりました。小学校の1年に上がってくる子供たちが、保育所から多数上がってくるにもかかわらず、保育に関しては教育委員会としてはなかなか管理できないというか、指導できないという、これまでの所管の問題がありました。この保育を学校教育と一元化することによって、私どもが就学前の子供たちを瑞穂市の中で学ぶ、保育をする子供たちすべてを見守り、その学びの連続性、成長の連続性を大事にした子育てを支援できないかということで、こういった議案を出させていただいて、決議をいただきましたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 教育長さんから御答弁をいただきましたが、一本化といいますが、要は保育と教育について、一つの建物の中といいますが、保育所、あるいは幼稚園で行わないといいますが、要は一元化というのは、管理業務といいますが、管理的なことを一元化するというので、私から考えますと、市民のニーズに合っていないというふうに思うわけですが、認可保育所のような格好になぜならないのか。そこだけお聞きしたいんですが。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 市民のニーズというようなことで、これまでの保育所という長時間預かることができる施設と、特に女性の社会進出が進む中で、子供たちを養護できないという保護者が多くなる中で、保育所のニーズが大変高まっていると思っておりますし、また片や幼稚

園教育に期待をする。そして4時間という限定はあるけれども、幼稚園という教育を施したいという親さんのニーズも強くあるということは、これまでも繰り返し御説明させていただいたように、他市町の私立にもたくさん通っていることから、これは考えることができます。

瑞穂市が就学前の子供たちの育ちを保障していくところで、どちらの選択肢も保障するというようなことで、切り捨てるのではなくて、どちらも公で持っていくところが他市町にない瑞穂市の大きな特色になっているかと思えます。

現在、国で動いている動きについては、今後、そういったことも考える時期は来るかと思えますが、現段階では現在の保育所と幼稚園両方を公として堅持することが市民のニーズに合うということを思えます。また、今管理的な業務と言われましたが、それは子供たちの育ちを二つの目から見ているのではなくて、1カ所から、それも小学校の義務教育への滑らかな接続を考えるとという視点で、こういった管理ではなくて、子供の育ちをよりよくするという意味で、大きな意味があると私どもは考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 今後、時期が来たら、また検討をするというような御答弁でございます。

次は、各幼稚園、保育所等がございますけれど、市内の公立の保育所の定員、これはゼロ歳から5歳児で平成21年度で1,355人、23年度は牛牧の第2が増員されますので1,455人となる予定であります。21年度では1,113人の子供が入所しているということで、これを定員で割りますと、充足率が82%ということになります。また、今回の8月議会での資料では、平成22年度1,016人ということがございますから、75%と低いわけですね。

一方で、私立の幼稚園には、400人から500人近くが通園しているというふうに思います。そのため、当市の保育所では定員割れが生じている主な要因だというふうに思いますし、また保護者のニーズにこたえていないというのは公立保育所だと。あわせて施設の老朽化等もあるというふうに思います。

今後、こういった保育所の整備計画、あるいは統廃合、こういったことの考えがあるのか。もちろん策定計画に基づき実施をされると思いますが、今後どのような計画でお見えなのか、見解を求めたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

御指摘のように、保育所の定員は不足しております。これは、先ほど県の保育所の事務監査がございまして、そのときにも指摘事項で上がっております。これに関する要因としましては、第一に上げられますのは、私の方の保育士の募集を上げましてもなかなか応募いただけない、

そういう保育士の確保が問題ではないかと考えております。

それから、今は定員は割れておりますけれども、今後、牛牧第2保育所の5歳児の確保、それから来年度から始まります幼稚園の3・4歳、それから、今度瑞穂市の森にできます認定こども園の関係もございます。それから、子供の出生等、人口でございますけれども、そういうものも勘案しまして、やはり老朽化の問題も上がっております。ですが、早急にというわけではなくて、もう少し長いスタンスで見て、総合的に考えていきたいと思っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 定員関係については、県の監査からも指摘をされているということで、主な要因は保育士の確保ということでございます。この保育士の確保については、後ほど質問しますが、各保育所、それぞれ問題を抱えているというふうに思います。本田第1ですと、住宅開発への対応、あるいは本田第2は5歳児のクラス新設とか、穂積とか牛牧第1は老朽化の問題がございます。西保育・教育センターについては、2歳児の受け入れ、大規模、こういったいろんなものがございますので、こちら辺は、今後子供たち、年間かなり出生してきます。四、五百名は出生するというふうに思うわけですが、そういったことを考えながら、今後の保育業務をしっかりとしていただきたいというふうに思うわけでございます。

次は、国が言っている認定こども園、これは特例で社会福祉法人とか学校法人、こういった方ができるというふうになっております。いずれもこういった団体は効率的な運営を重視するということをおもうわけでございます。したがって、今後、保育教育の環境の低下が懸念をされますけれども、瑞穂市の保育所、あるいは幼稚園について、施設の基準、あるいは職員の配置というものはどのようになっているか、お答えを願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 保育所の施設基準でございますけれども、児童福祉施設、最低基準に満たすような定員で職員の配置等、それから施設に関するものですが、この基準に基づきまして運営をしております。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 保育所の配置基準は、例えば国からの指針がありますので、それに従ってやってみえるというふうに思いますが、現在、市内の公立の保育所の職員というのは175名というふうに伺っております。その内訳からいきますと、正職員が93名、嘱託が6名、補助者が71、派遣が5人ということで、正職員の率でいきますと正職率は53.2ということですね。正職員が非常に少ないということ。これを各保育所に当てはめたときに、別府保育所では正職

が18人で、補助的な方が22人ということで正職率は45%と低いんですね。

また、正職率の高いところといたしますか、牛牧の第1保育所では正職が10人で嘱託が3名ということ聞いておりますが、保育所によっていろいろばらつきがあるとともに、やはり子供をしっかりと見てほしいという親のニーズがありますから、正職の職員は適正だというふうに思われますか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 瑞穂市もやはり人員定数の関係がございまして、なかなか親さんに見てみれば、正職で保育をしてほしいというお声もあると思いますけれども、その中で、市全体の保育所の運営の担当するものとしては、やはり不公平のないような職員配置をしておりますので、よろしくをお願いします。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） どういったらいいでしょうか、日本の今の雇用の形態は本当に崩れてしまっているわけですね、私が思うには、例えば保育所で勤務するんだったら、やはりしっかりとやりたいと。正職員だったら、そういう気持ちになりますよね。臨時的に来たときに、本当にそういったことができるかと、子供たちに対して。疑問に思うわけですね。

市長、これは本当に子供を預ける親として、しっかりした職員に見てほしいという気持ちは大だと思っんですね。市長、どう思われますか、こちら辺は。臨時でやればいいんでしょうか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 定数のお話でございますけれども、先ほど議員が御指摘のとおり、パーセントにするとあるところは高い、あるところは低いと、こういう結果になっておるわけでございますけれども、この部分につきましては、私の方の基本方針といたしましては、クラス担任につきましては正職員を常に1名配置するというので、今進めさせていただいております。

その中で、障がい、あるいはいろんな方にそういったクラスにお見えになる方がございますので、その方につきましては、その障がいの程度に応じて1人で1人体制をとっておるクラスもございますし、2人で3名をとというような加配をして保育に当たっております。そういった意味でございますので、先ほどの設置基準でございますように、30名に1人の先生を配置する。あるいは20人に1名配置する、あるいは6名に1人先生を配置するという最低基準については正職員をもって当たっていただいておりますので、内容につきましては、そのパーセントの部分についてはそういった加配があるということで御了解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

〔9番議員挙手〕



議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 国の基準に従って、例えばゼロ歳児ですと3人に対して1人の正職員がついていると、1・2歳ですと、6人に対して1人というのは、みんな正職だと。あとはそういったいろんな条件等があるから加配でやっている、ということですね。

それから、細かくなっていくわけですけど、職員の給与体系の関係ですが、これは瑞穂市としては行政職で給料ということですが、市町村によって幼稚園職員は教育職給料表とか、保育士は行政職給料表というのを適用されているということですが、瑞穂市としては行政職の給料表を適用しているということを確認をしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

保育士、それから幼稚園教諭につきまして、一応採用の募集はそれぞれの資格を持っている要件等がありますので、個別でそういった募集はかけますが、給料表については、一般行政職の給料表を適用させて支払いをしております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 次は、待機児童について質問したいと思います。

全国的には3万人弱の待機児童があるということですが、これについては大半が大都市だということですが、当瑞穂市については、待機児童が何人ぐらい見えるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 待機児童について御説明させていただきます。

1月1日現在でずうっとお話しさせていただきます。19年度でございますけれども15人、20年度で37名、21年度で14名でございます。これは、22年4月1日ではゼロになっております。現在ですが、8月1日現在では6名おります。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 各年度で待機児童が出ております。待機児童の解消ということで、一つは清流みずほの保育所の開園で60名近くということ、それから、別府保育所の未満児定員増が40人というふうに聞いていますが、それに対応できるというふうに市の方は見込んでいたと思われるわけですが、実際は解消はできていないというのが実情だというふうに思います。また、定員は国の最低基準をクリアできる範囲で増員可能と伺っておりますが、待機者ゼロとなる解消策というのは、当市はどのようにお考えになるのか、具体的な取り組みがあればお話を聞きたいと思っております。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 解消策としましては、先ほど申し上げましたけれども、保育士の確保に努めなければならないと思っております。また、来年度はおひさま保育園が開園しますので、8ヵ月児から2歳児までが23名、児童数としては入っていただくようになっておりますので、その点が解消できるのではないかと考えております。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 以前にもそういった待機児童の解消法について質問しましたけれども、答弁は保育士の募集をすると、それで対処するということになっておりますが、保育士を募集しても集まってこないというのは、どこかに原因があると思うんですね。

私が思うには、そういった臨時的に来ていただく職員、保育士、その方を数年間勤めたら正職員にしますよと、こういったことをやらないかんですね。そういう考えはないでしょうか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） ごもっともでございます。しかるに、園児がこのままどんどんふえていくという傾向になれば、先生は十分そのような対応も考えるわけでございますけれども、出生率でございますが、今、500から600名でございますけれども、これが第2次、第3次ベビーブームという、そういったところの欠けている部分もございますので、この辺については推移を十分見なければならぬというふうに思います。そういった意味から考えてみますと、当市の試験でそれぞれ申し込みをしていただいて受験をされる人が大半でございますので、そういったところでは、常にではなくて、どんどんそういった意味で来ていただければ、正職員の採用に該当すれば、正職員にしたいというふうに思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 次に、発達障がい児や身体障がい児などの支援を要する子供というのは急増をしているというのが実情だというふうに思っています。現在、すべての保育所で受け入れの体制はできておりますが、そういったお子さんはどのくらいいるかと。あるいは加配の保育士で対応されているというふうに思いますが、この辺の確保ができるか。あるいは一時保育の関係、これは20年度で延べで635人、平成21年度で814人ということで、21年度は180人近くは急増しておりますが、今後こういった受け入れ体制、現在3ヵ所でございますけれども、全保育所で行う計画はあるのか。あるいは長時間とか延長時間で400名近くが利用しておりますが、現在、牛牧第1ではやっておりませんが、今後、牛牧第1でも、そういった長時間延長保育をされる予定なのかということをお尋ねをします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、まず障がい児の保育の関係ですが、今8月1日現在では10名お見えになります。それから、一時保育とか、いろいろな延長とか、長時間保育に関するサービスといいたいでしょうか、保育の件でございますけれども、やはり先ほど言いましたように、こういったサービスを求められているのは現状でありましょうが、それをするに当たりまして、やはり保育士の確保も関係をしてきます。それから、これから実施ができていない園でございますけれども、今後、全体的な保育の方針等を考えまして、いろいろなニーズにこたえられるように検討していきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 市民のニーズにこたえるには、この保育園ではやっていますよ、ここではやっていないよじゃなくて、やはりすべての保育所でやってほしいということによりしくお願いします。

次は、保育所等で5歳児を受け入れているという状況からしますと、幼稚園教諭と保育士との関係、一つの保育所でやっていますので、そういった関係を心配するわけですが、どのような交流、あるいは連携などをされているのか。あるいは職員の資質や専門性を向上させるための研修等はどのようになっているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 本市では、保育所、幼稚園ともに保育士、幼稚園教諭が両方の免許を持ってもらっておるといふ、大変ありがたい状況になっております。これまでも幼稚園教諭と保育所の保育士との人事交流を進めてまいっております。今年度も幼稚園の教頭が保育所長に、逆に保育所長が幼稚園の教頭になっております。また、一般の教諭の異動もありました。現場がそういった形で毎年わずかですけれども人事交流を図ってきたというところでございます。

研修につきましては、幼稚園教諭についてはこれまで教育委員会の方で幼稚園教諭対象にした夏期の研修とか、障がい者にかかわる研修等を組んでまいりました。保育所の保育士については、大変勤務がハードでございますので、これから研修のあり方を十分に保育所長さんとも相談しながらつくっていく必要があるかと思っております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 最後の質問をさせていただきますが、就学前の子供たちは、人間形成の基礎づくりの大変重要な時期であります。将来を担う人づくりを行う観点から、幼稚園、保育所という垣根をなくし、子供たちを一貫して教育、保育を行うことが望ましいところではあります。既存の支援策を含め、今後、子供や保護者に対する支援策等をお考えであれば、お尋ねをしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 就学前の子供たちが大変重要な時期に学んでいるということは、繰り返し述べさせていただいておりますが、保育所、幼稚園というのは、各家庭において親子だけの生活から、新しい人間関係を軸に広い世界に目を向け始める大変学びの重要な施設になっております。それぞれの保育所、または幼稚園での学びのあり方については、現在、瑞穂市幼児教育のあり方検討委員会を立ち上げております。これは、小1プロブレムの解消、それから特別な支援を要する子供への教育の体制の整備を主眼とした検討委員会ですが、大学の先生とかお医者様にも入っていただいて、そういった内容を詰めてまいりたいと考えております。親さん方へのそういった支援についても同様に検討してまいります。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 今、教育長から御答弁いただきました。いろいろ検討会等でやっているという話です。その中に「保護者」という言葉が出てきませんでしたけれど、大学の先生とかお医者さんとか、こういう話ですが、保護者、あるいは一般の市民というのは、そういったあり方検討委員会の会には入っていないということで理解してよろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在、幼稚園、保育所での教育、保育のあり方を検討しようとしておりますので、このあり方検討委員会、またはこれからの幼・保・小の連携協議会というのも立ち上げていくんですが、そういった中に保育所の所長さんとか、一般の先生方にも参加していただく予定になっております。そういったところで保護者の願いも十分に酌んでいきたいと思っております。また、保護者の参加については、検討委員会の方に相談をしてみたいと思えます。以上です。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 検討をするんじゃなくて、市の中にはいろんな審議会等ありますけれど、やはり市民の方も入ってやるのが本当だというふうに思うわけですね。したがって、教育委員会の中で幼保の関係に関する問題等についても、保護者、あるいは市民、公募というような格好でぜひとも入れてほしいというふうに御要望しておきます。

次は、公民館活動の事業についてお尋ねします。

ここについては、公民館事業というのは、いろいろな項目が生涯教育課指導のもとに行われているわけですが、ここで質問するのは、吹きガラス体験教室でございます。この吹きガラス教室については、今年度から委託料等をなくして、今回初めて広報「みずほ」の9月号に募集案内が掲載されてきております。これは、毎週月・水・木・金の10時から11時、13時30分

から14時30分、そして対象者は小学生3年生以上で、受講料1,000円、募集定員は5名という内容になっております。

ここで伺いたいのは、本年度の予算書には、指導委託料38万円というのが計上されております。これは、私はパソコンの関係の委託料だというふうに思いますが、この吹きガラスについて、今まで委託料を払ってきたのが今年度からゼロになったということで、教室というのが開催できるのかということをおもうわけですが、市の方はどのような考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員御指摘のように、昨年度まではガラス工房指導委託料、インストラクター料ですが、これを予算化いたしておりました。21年度では432万6,000円で行ってまいりました。本年度からはガラスサークルというサークルがございますが、会員16名ですが、このメンバーが指導を運営していくということで、この予算をカットさせていただきました。9月から吹きガラスですが、現実的には4月からフィーリングを8月まで行ってきたという実績でございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 質問したいのは、要は吹きガラス体験受講者というのは、平成21年度463人というふうに伺っております。これはいいですね。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 21年度ですが、吹きガラスは364名、ちなみにフィーリングの方は243名でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 先日の説明会の中で聞きまして計算をしてきましたが、委託料は432万6,000円ということですね。回数的には百十何回でよろしいでしょうか。私の方は116回で計算してみますと、1回当たり3.7万円のお金がかかると。432万6,000円の委託料を、今は364名と言われましたが、私は463名と聞いていましたので、1回1人当たり9,000円ぐらいかかると。燃料費も300万近くかかるということで、こうやっていきますと莫大な金がかかるわけですね。1回教室を開催するごとに、委託料と燃料費で6万5,000円近くかかるわけですね。ことしはそういった事業を見直されて、サークルの方で指導するというような格好で委託料はなくなったわけですが、燃料費はガスだというふうに思うわけですが、ガスを1回開催するごとに二万五、六千円か3万円近くかかるわけですね。そうだけど、受講するのは平均で4名だと、1回当たり。1人当たり七、八千円かかるんですね。こんなに高くかかるんですね、見直し

をされても。私が思うには、受講者のある程度の受益者負担といえますか、負担が要るわけですね。そこら辺について見解を求めたいんですが。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 確かに燃料費、ガス代ですが、年間300万を超えるくらいかかるといってございます。これを受講者の負担ということですが、昨年度までは1人500円を受講料をいただいております。今年度からは増額いたしまして1人1,000円ということと、せっかく炉に火を入れていますので、市外からの希望者も受け入れるということで、市外の人については1,500円ということで見直しをさせていただきました。それでもガス代はもとをとるということはいけませんということでございます。以上です。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 今年度から受講料を1,000円というふうにされたわけですが、それにしても、今まで1人当たり7,000円近くかかっていたのは、例えば6,000円近くに下がるというふうには思うわけです。例えばパソコン教室は38万円の委託料ですね。かなりの方が受講されている。受講料は3,500円払っておると。その中には教材で1,500円、ですから、2,000円は負担しているわけですね。いかにもこの吹きガラスについては、市の方が負担をし過ぎておるといふふうに思いますね。各団体の補助金3%カットしようと市長が言っておるわけですね。もっと見直しをする必要があるといふふうに思いますが、どのようなお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） この施設は平成11年にできたわけなんですけれども、このときの目的が廃ガラスのリサイクルということで、そういった体験学習できるという施設ということで、その当時から500円ということを進めてきたわけでございますし、またこれを受講する対象者が子供が多いということで、ちなみに今年度ですと340人、今まで受けておりますが、そのうちで293名が小学生であると。実に86%が小学生、そういった子供さんがほとんどであるということで、額の設定も極端には負担していただくことは無理だということで、見直しで若干ではありまするが上げさせていただいたということ御理解をいただきたいと思っております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9 番（松野藤四郎君） 364名のうち293名が小学生であるという説明でございました。私の方もここについては認識不足でございます。

要は炉ですので、非常に高温だということで、毎年修繕をしておるということ聞いています。修繕費といいますが、この予算書の中から見たわけですが、修繕費は工事請負費で見えていくのか、需要額の方で見ると、これは年度ですので200万か300万近くの修繕費等が出て

おりますが、窯の修繕費というのは各年度幾らぐらい支出されているのか、お伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず、炉がございまして、炉というのは大きな窯ですが、この窯については、若干の修繕はいたしますけれども、毎年行っていきますのは、その中に入るつぼというのがございます。これがガラスを溶かしておく、そこにガスで熱を送って1,300度に保つというつぼです。これを9月から3月まで火を入れっ放しで、ここで吹きガラスの体験ができるということです。それで、それを3月が終わったらとめます。とめるとるつぼは割れますので、るつぼを交換しないかんということでございます。そういったお金が平成19年度では28万円、20年度では29万4,000円、21年度はバーナーの交換もあわせてやりましたので、21年度につきましては85万8,000円ということで、通常ですと、るつぼだけの交換ですので30万前後で交換ができるということでございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 炉は、平成11年からということではありますが、毎年数十万円の修繕費を使っているということでもあります。経年劣化等全体として、平成11年ですので10年以上経過をしているわけです。このガス窯が結構変形しておるというふうに伺っております。それから、修繕費は毎年繰り返したということで、今後吹きガラス教室については、継続といたしますか、廃止といたしますか、そこら辺については事業の見直し等を含めた話がなかったと思いますが、どのような考えでおられるのか、御見解を求めたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 先ほども申しましたように、昨年度末に廃止、あるいは休止ということで検討をいたしました。県内に高山市と多治見市と可児と、そして瑞穂市と4市しかないわけです。それも、他の3市は民営です。公営でやっているのは瑞穂市だけであるということで、非常に貴重な施設であるということと考えておりますし、先ほど申しましたように、廃ガラスを利用したという施設はうちだけでございます。こういった貴重な体験もできる、そして子供さんも参加して貴重な体験ができるということで、大変多く参加いただいております。こういったボランティアの方たちがボランティアでやっていただいております。こういったボランティアの人の熱意、こういったものもでございます。私どもとしては、できる限り運営していきたいと。一度やめたら、一度火を消したら、二度と開設することはできないと思っております。そういった意味で、できる限り続けていきたいと考えておりますし、一度、議員さんたちも体験していただけたらと思います。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 県内で4市、そのうち民営で3市ということでございます。今後とも続けていきたいという御答弁でございますけれども、去年まで指導委託料で430万円払ったんだね。ことしからサークルの会員でやりましょうと。やっていただくのはいいんですが、この間について、そういった検討をされていたのか。会員が10年もやっておれば指導ができるというお話も教育委員会の方で聞かれていたのか。ことしから、事業見直しの中で委託料をゼロにして、会員の方で今後続けていかなんてお願いしますよと、こういうような格好で来たような感じがするわけですね。本当は廃止をしてもいいなというふうに私は思うわけですけど、もう一度、御見解を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず、今までにそういった検討はされてこなかったと。ある議員さんが質問されたときがございまして、そういったときに、今年度ですが検討したということですが、私ども、廃止・休止という検討をしておる過程において、ガラスサークルの会員がやめちゃうのは我慢できないというか、私たちにぜひやらせてくださいと強い要望があって、ボランティアでやりますと、そういった熱意もあってお願いするということにいたしました。よろしいでしょうか。

〔9番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 今後ともそういった会員の要望等もある、市民のニーズにこたえるために継続していきたいということでございますので、私の方も県内4市のうち民営が3市ということですので、ここら辺についても勉強をしながら、今後のガラス体験について検討をさせていただきます。

以上をもちまして終わります。

議長（小川勝範君） 以上をもちまして松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。なお、11時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時17分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

11番 土田裕の発言を許可します。

土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番、日本共産党 土田裕です。

議長に質問のお許しをいただきましたので、通告どおり国民健康保険の関係で2点、2項目質問させていただきます。そして、本田小橋地内の産業廃棄物不適正処理について、そして稲



里地区の用水整備について、以上4点にわたりまして質問させていただきます。詳細は質問席にて行いますのでよろしくお願いいたします。

6月議会にも国民健康保険のことで質問させていただきました。今回は、今大変厳しい状況の中というようなことで前回は質問させてもらいましたが、今度は県の方、国の方が進めてみえます広域化の事業等が今推進されています。先のことでございますが、それを見込んで市の方の見解等を聞かせていただきます。

その前に、いろんな国保の関係でございますので、今、事業の健全化というような項目で2点を質問させていただきます。

21年度の決算報告書の歳入歳出の中で、国保の特別会計が大変厳しくなってきたというような実態がわかりました。そこで、いろんな国保の事業の中で、国保基盤安定基金並びに出産一時金、いろんな法定繰入金と法定外繰り入れ等がございます。国保の安定化を図るために、どのような今、市の方から金が入りしているかどうか聞きたいと思います。

それで、法定外繰り入れのことに第1点目を質問させていただきます。

私のこの県の方からの資料で見ますと、瑞穂市は5,755万3,221円と報告が、法定外繰り入れがございます。もちろん、法定外繰り入れというのは、今瑞穂市が進めている子供等の無料化のお金もこの中に入っています。そこで再度お聞きします。今瑞穂市のこの現状を見ますと、この金額は5,755万ぐらいのお金でよろしいでしょうか、確認をしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、国保の厳しい状況の中での、一般会計も当然厳しい中でございますが、一般会計からの繰入金ということで、先ほどお示しいただきました20年度におきまして法定外の繰入金5,755万3,000円、お示しいただいたとおりでございます。さらに、21年度におきましては、4,201万2,000円という繰り入れをいただいております。これにつきましては、地方単独事業の医療費の波及増分、あるいは保険事業に係る部分として繰り入れをいただいております。さらに、法定内につきましても、当然に国からの負担、県からの負担、それに地方の負担を合わせたものをちょうだいしております。21年度におきましては2億2,594万9,000円という繰り入れをしていただいております。詳細につきましては、決算報告書で御報告させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ここに、ことし7月7日の国保新聞の掲載がございます。1人当たり1万円超に法定外一般会計の繰り入れが行われているんだということからわかるように、これはだんだんふえてきておるんだという要項が示されています。

次の質問の中にもございますが、県単位の統一化になりますと大変厳しく状況が変わってま

います。国の方は、財政基金のおりの中で削減を求めるような厚生労働省のこの間の閣議決定がございました。その中で、法定外繰り入れの一般会計の繰り入れを市としてどのような考えをしているか、見解を聞きたいと思っておりますのでお願いいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 国保の財政に対する一般会計からの繰り出し、繰り入れ云々ということのお話だと思っておりますが、先ほど担当部長からお話ししましたように、乳児医療については、議員御指摘のとおり5,700万有餘を繰り出しをさせていただいております。

あと、国保に対する純粋な財政支援という形での繰り出し、繰り出しの関係でございますけれども、この分につきましては、今のところ国の動向によって考えてみたいというふうに思います。

実は、議員も十分御承知だと思いますが、病院において医療費が支払えない方について、医療費を免除してはどうかというものも、ここ数日前新聞でにぎわっておりました。それからまた、二、三日前の新聞によりますと、また来年度において国保の、あるいは介護保険の限度額を上げたいということの国の方針も出ておるようでございます。そういうことを考えてみますと、保険料につきましては、これは2年連続になるような状況でございます。そういったことを考えてみますと、大変財政的には厳しい状況の国保運営がされておるのではというふうには思います。そういったことを踏まえて、国は内容を十分精査した中で方針を出そうというふうにご検討されておるようでございますので、この繰り出しについては、十分検討の余地があるというふうに思います。

一つの内容は、国保以外の保険に入ってみえる方について等のバランスでございます。協会けんぽに入ってみえる方については、それぞれ協会けんぽの保険料をお支払い願ひ、あるいは我々職員は共済に入っておりますが、共済の方にそれぞれの保険料を払っております。国保の方も当然それぞれの規定の中でお支払いをいただいております。

そういったところで、税としてそれぞれ出し合ったお金が、国保というところへ我々のお金が行くのかということについて、本当に平等性の使い方が正しいかどうかというのも十分検討する余地があると思います。

そういった意味で、国は大変その辺のしんしゃくが難しい部分もございましてけれども、そういったことを十分今回の法案の中で検討されておるというふうには聞いておりますので、その辺の動向を見きわめられた繰り出しの件については考えてみたいというふうに思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 国の動向を見ながら考えていきたいという答弁でございましたが、事は、私が述べたいのは、社会福祉であるのかどうか、ここの考え方が乏しいんじゃないかと私

は思っています。一つの、社会保険であれば2分の1が会社の経営者、事業主が払います。あと半分が所得等に分けて変わっていきませんが、問題は国保加入世帯が1万2,727人と報告が来ています。その中で、大変厳しい中で、今も御説明がございました失業者の医療費の減免制度が拡充されてまいりました。こういうような新聞もこの間載っていました。問題は、いかに社会制度が正しいのかどうか、これが今問われている状態でございます。やはり、このような財政基金を守るとともに、社会保障のあり方を考えるべきではないかというふうに思っています。

これはここでとめておきまして、これに関連して2番目に、健康保険予防ということで現状の把握数を部長に質問させてもらいたいと思います。

現状、これも決算報告の中でも確認をとっていますが、特定健診、特定歯科健診等未受診者の再度健診を勧奨した場合に送付したというような文言が書かれまして、44%が受診されたというような報告が決算報告に載っています。

そこで、この44%が適正なのかどうか一度部長の見解を聞かせてください。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま御質問の、特定健診の結果が21年度決算では44.4%という実績でございます。これは、御指摘のとおり非常に10月までの期限までには到底達しなかったんですが、やはり将来的な疾病の予防、さらには重症化、メタボリックシンドロームの早期発見という点からも、これを推進していくという方向でおりますが、それぞれ自治体によって目標を立てておるわけですが、瑞穂市におきましては21年度46.1%という目標で進めてまいりました。それに若干落ちた形ですが、平成22年度におきましては、53.6という目標を持っております。今現在も勧奨するような案内文等、まだ受診されておりませんがという案内文、まだ近々に発送した状況でございます。いずれにしても、疾病の予防、医療費の適正化に向けた一つ的手段と考えておりますので、この推進にはこれからも努めてまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 昨年の国民健康保険の収入等が決算報告でも載っています。国民健康保険税が11億4,837万円というような決算がここに出ています。それに対して、収納が0.35%の減、そして合計しまして赤字が最後の金額の9,924万円が赤字だというような報告がございました。こういう観点から、何を健全化をするためには必要なかというような方向づけがございます。

問題は、いろんな現状を把握してみますと、国保の払える保険、前も質問しましたけど、夫婦がそれぞれ40歳、子供が2人、この方の基礎課税が200万というような想定をしますと、34万円が38万円弱に上がるという今の現状でございます。前回、大変高くて払えない状況の中で、

いろんな生活の基盤がございまして、この中で払える保険になれるような財政基盤をしなければ、国保の安定基盤にはなっていないと、私はそういうふうに思う次第でございまして、何とぞこういう予防健診等が必要じゃないかと、繰り入れも必要だというような観点から質問させていただきます。

いろんなその中で一つ提案なんですけど、御存じのようにジェネリック薬品というようなものがございまして。この実態を部長の方から答弁を、どんな薬なのかどうか、それとどのような推進をしているかどうかお聞きします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまのジェネリック医薬品、後発性の医薬品ということでございまして、やはりこれの利用については、皆さんに報道等で周知されているところですが、医療費の抑制という点から考えると、単価が安いということで、そちらの適正化につながる一つというふうにも考えております。

先ほど来、議員御指摘の広域化の方針の中、国の中にもジェネリック医薬品の見直しというんですか、その活用というようなものも若干ふれているところがございます。私も病院等で、ちょっと確認ではないんですが薬局で話を聞いていますと、初診でかかると、この医薬品についてどう思われますか、興味ありますかというような質問をされているような薬局も多々あるように聞きます。その辺の、こういう薬品もあるということを経営から積極的にということとはできませんが、こういうものもありますよということで周知できればしていきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ここに、ネットで調べましたんですけど、沢井製薬の医薬品がございまして。1万4,240円の新薬が、ジェネリックだと7,670円。1回で6,000円幾ら安いというような文章が出ています。厚生労働省も認めながら、このような後発薬を進めるというような動きを、今部長の方から答弁をいただきました。このような推進をしながら、少しでも医療費の抑制に努められるように、このものをやっていただきたいというふうに思う次第でございまして。

いろんなことで、次の質問に移りたいと思います。

今度、先ほども述べました広域化のもとで国の方は進めています。国保財政が大変厳しい状況の中で、各自治体当局や医療関係者がかかわって、わらをもすがらのような思いで広域化での都道府県下の単位に期待をする声がございまして、しかし、国保の財政難の原因は、国庫負担の削減でございまして。国の予算を削減したまま国保をすり寄せて集めても、弱者同士の痛みの改善にはなりません。民主党政権のねらいのとおり、広域化によって一般財源の繰り入れがなくなれば、国保税はさらに高騰し、しかも今後医療給付費がふえるに応じて限界の暮らしが広

がるばかりでございます。また、保険者組織の広域化は、住民無視の組織運営に直結していきます。それで、市町村の国保では、草の根の住民運動と市町村議会が連携して、運営協議会を幅広く住民が参加することなどによって、さまざまな制度改革の実現をさせてまいりました。しかし、運営自体の広域化が、こうした住民の要求反映の大きな障害になることは、これは後期高齢者医療制度や今述べられました介護保険の広域連合との実態が証明をしている状況でございます。今回は後期高齢者医療の方には触れませんが、国保同士の連携がこれから進みますとどのようなものになるか、次の質問の中で問いただしたいと思っています。

そこで質問に移らせていただきます。

国保の広域化というようなもので、3点項目で質問させていただきます。こういう指針が今民主党政権並びに県の方の広域化についての方針が決まっています。1番に、広域化等の支援方法というようなことと、2番目、保険財源共同化安定事業の拡大、そして3番目に、事業運営について改善の必要が認められる市町村へ対する助言、勧告というような方向で、3点について質問させていただきます。市としての、行政側としてどのような所見を持っているのかお聞きしたいと思います。

第1点目に、広域化の支援方法の策定ということで質問に移らせてもらいます。

この制度は、制度改革の基本は、都道府県に国保の広域化と支援方法がつくられることです。この支援方法には、市町村国保の財政改善、収納率向上、医療費適正化などの自助目標が書き込まれ、都道府県がその実行を市町村に任せていくことになっています。国は、これまで医療給付が、国の基準を超える自治体や国保税の収納率が低い自治体に国庫負担金を削減するペナルティーを実施してきました。また、国庫負担金の一部である調整交付金の分配により、市町村国保とのさまざまな政策誘導を行ってきました。今回の法律の改正で、指定市町村へのペナルティーは廃止をされ、実施は11年度から、市町村国保の医療費抑制は支援方針に基づいて都道府県が指導することになってきます。収納率が低い自治体のペナルティーも実施されていきます。どうしてもこのような決定権を都道府県が握ることになります。さらに、都道府県が支出する調整交付金、給付金の7%になりますが、この広域化支援母体になりますと、達成率に応じてペナルティーがございます。市町村国保の医療費の抑制や、収納率の指導、監督をさせるものでございます。

そこで、このようなものを県単位で行うとどうなるかどうか、今収納率が90.何がして瑞穂市の場合は推移をしていることがこの資料でわかっていますが、いろんな国保の組織の中で、国の方の出しているこの調整金等がございますが、そのこととともに、市としてどのような対応をするのかどうか、仮ですのでいろんなものが考えられますが、国保財政の現状ということで、これも国保新聞にも載っていました。こういうような50・50、国が50%、市町村各自治体が50%の国保の財政イメージということで載っています。その国の方の補助の調整交付金の

7%の現状等が、県単位に移るとどのようなことになるかお答えください。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまお示しいただきました広域化等に関する支援の策定ということでございまして、広域化等の支援方針ということで、実は法律で県単位で策定できるよということが決まりまして、岐阜県におきましては、いち早く市町村単位とする現状では小規模保険者が非常に多く存在して、財政が不安定になりやすい。特に被保険者の年齢構成の差異がある。さらに、保険税賦課方式、税率の違いによる賦課額の違いがある。それから、お示しいただきましたように収納率の高い低いがある。さらに、医療機関が多い少ない、場所によっては多いところも少ないところもある。こういう観点から、さらに一方では、被保険者側、加入されている皆さん方から見ますと、保険給付は一般的に3割で全国共通でございまして、保険税、保険料の差があることによって非常に不公平感があるという声もお聞きします。

このような観点から、国保の運営の広域化と財政の安定を推進するために、広域化等支援方針を策定するために、県では22年の6月に岐阜県国民健康保険広域化等支援方針検討会議というのを設置しました。ここで代表を出しまして今検討をされている状況です。さらに細部にわたりましてのものにつきましては、ワーキンググループを作成しまして検討中でございますので、見解といたしますか、その状況だけ報告をさせていただきたいと思っております。

さらに、お示しいただきました県の財政調整交付金7%につきましても21市の国保担当課長で組織します市町村国保広域化問題研究会を昨年から始めまして、この中でも財政調整交付金に係る調整はしてほしくない、するべきではないという意見を提出するように決定をしておりますので、今後も国庫関連含めて、我々は財政的には公費50、私どもの保険税、保険料で50という枠組みの中でどうしても当たるとい形になりますので、そのあたりの話は県の方に出すという方向で進めております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 県の方へいろんな条件の厳しい中をもっても反対するんだ、申し入れをするんだというような報告でございました。そのような方向づけをしながら、今とらえている国保のあり方というようなものを考えていっていただき、その意味からしても2番目、3番目も同じような方向づけをしている状況でございますが、2番目に移りたいと思っております。

国保財政の共同安定化事業、これも国保の事業の中で大きなウエートを占めている状況でございます。先ほど述べさせていただきましたように、市町村の自治体の方の安定基金のものが載っています。これの今問われているレセプトというようなものについて質問をさせていただきます。

現在、国保加入者がレセプト30万以上の医療費を受ける場合、その給付は市町村国保が直接行わず、都道府県の国保連合会で作る基金から出されています。これが、06年に医療改革法で導入された保険財政共同安定化事業でございます。低所得者や重症患者を多く抱える市町村の国保にとって一定の負担軽減になる仕組みでございますが、国の予算削減が生み出した財政難を国保同士の助け合いに押しつけ、国保の広域化を推進するための制度であります。今回の法改正でこの制度が拡大され、都道府県で決めれば30万円未満のレセプトでもOKになります。仮に、ある県が安定化事業の対象が1円からとなればどうなるか。その県の国保は事実上市町村単位の保険ではなく、県単位の保険になってしまいます。また、国保財政共同安定化事業にかかわる各市町村国保のお金の出し方も、従来は医療給付の実績に応じて出す方針が中心でしたが、これは加入者の所得に応じて出す方式に転換されてまいります。医療費の多くにかかわらず、頭割りでお金を出し合う共同保険、これが都道府県単位で進めるものでございます。一つ、1円でもなるのかどうか、それと払ってない人がこれを平等で払うのかどうか、先ほども福祉の観点というようなものがありますが、このことも市としての行政側がどう見解をされているのかお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） ただいま御質問の保険財政共同安定化事業の拡充という方向が言われているということでございますが、現状としまして、21年度の決算事業報告でも御報告させていただきましたが、ちょっと控えておりますけれども、21年度におきましては拠出金が3億4,300万、交付されたのが3億5,100万ということで、おおよそ840万円が交付の方が多かったという現状でございます。これを、過去3年間さかのぼってみますと、850万ほど交付金の方が多いという現状でございます。この内容につきましては、拠出金の内容は被保険者割、税でいいますと均等割というような形になります。あと50が医療費割、医療費の実績に基づいて、両方合わせて100%で拠出するという方向でございますが、今極端な例でいきますと、1円まで今まで30万以上のものを共同化していたが1円でやったらどうなるかということでございますが、やはりこれは各保険者同士が出し合って一つの保険をつくったような形になっておりますが、まさに1円からすべてやるとなると、医療給付費はすべて広域化になったというとらえ方も一つできます。さらにそれを拠出する側に立ちますと、それぞれの保険税で賄うわけですけど、それを先ほど所得割も入ってくるよということですけど、これからは大きく見れば、均等割、医療費割、さらに所得の違いが各自治体にあるということで所得割も含めて負担をしていただいたらどうだろうという考え方だろうと思います。

今後、50・50を三つで合わせてどういう形態にしていくかというのも非常に問題でありますけれども、さらに極端な例でいきますと、被保険者割、人数割で行くと当然に1人幾らという拠出金になりますので、当然負担は所得の低い自治体、個々の所得が低い方についてはすごい

重荷に、負担になってくるというところがありますので、今後この作業が進められて検討されていく中で、この方針の中にもありますけれども、これを協議、いろいろ検討する中で、関係市町村自治体の意見を聞きながらこれを策定するという方向が打ち出されておりますので、そういう関係がある都度、意見、我々の実態に、当市に合わせた状況を述べて全体を検討していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 時間もなく、あと2問残っていますので、3番目の事業運営についての改善が必要と認められる市町村に対しての勧告、助言という、これも前回のレセプト並びに広域化の方針とともに3項目にわたってきておるんですけど、最後の3番目の質問の中では、こう、市の方とか国の方は求めています。医療制度の抜本的な改革として、国保を広域化にし、医療保険を一元化するというのを打ち出してきた自公政権の小泉内閣がつくらせたものでございます。負担と給付の関係の明確化ということで、保険の原理の徹底ということで、今副市長も少し述べられたようなことと思いますが、現在の医療制度では、この負担と給付の関係は保険者ごとにさまざまございますが、市町村の中では国保の高騰を抑えるために自治体一般財源から繰り入れて今まっています。これも関連していますが、先ほど述べられたように建設国保などの国保組合では、加入者窓口を軽減するなどが進められてまいります。いろんな方向づけからかと思いますが、老人保健制度と後期、各保険等の拠出金によって、高齢者の負担等を低く抑える仕組みになっています。自公政権は、高齢者の負担を低く抑えてくる状況でございます。医療制度の削減ができないとするとなれば解体編成して、医療を受けなければ、保険料のはね上がりにつながっていきます。負担増の耐えられない医療費を制限しなければいいと、むき出しの保険原理で運営されている都道府県が今実態でございます。地域保険上の全国国民を加入させようとして、この目的は、公的医療費のさらに削減を進めるほかになりません。前の通常国会で国保法の改正が進められる中、決定しましたのですが、これが5月12日でございます。都道府県知事あてに広域化等支援方針、先ほど部長が述べられたものでございます。保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化事業等の推進によって、できる限り早期に解決するように努めたい、このように明記されています。都道府県の国保税を統一化にするための市町村の一般財源の繰り入れは解消し、保険税のはね上げに転嫁しようというものしかございません。

そこでお聞きしたいことがございます。

先ほども述べたように、ペナルティ並びにレセプトのものが平均でいいのか、1円でもいいのか、平等になるんだというような方向づけを応益応能負担の割合もございますが、最後にこの方法について、改善が認められた自治体に勧告、助言が市、県の単位でできるかというよ



うな方向づけを示されています。この3点にわたって、瑞穂市の市長としてどうお考えなのか、この広域化事業についてどう考えられるか、最後にお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 国保の関係におきまして、いろいろ御質問をいただいております。この国保におきましては、本当に運営、極めて過去からも、私もいろいろ悩んでおります。この国保におきましては、いずれにしましてもこの国保の加入者が、自営業者を初めとしまして農業者、またフリーターとかこういった、さらには退職者の加入でございます。こういう経済状況下の中でありまして、本当にそれぞれの皆さん厳しい中でございます。ですから、おのずとこの運営は厳しいものになってくるということは目に見えておるところでございます。そういう中におきまして、この保険者におきましては、同じ旧本巢郡におきましても北方町、本巢市、そして瑞穂市、隣同士でも保険税、保険料が違う、こういうことでございますので、私としましてはこういった国保の関係におきましては、当然県単位ぐらいでということ、市長会も通じまして広域化するよというところでしております。そうしながら、やはり国の方からもう少し弱い立場の人に立って、地方行政というものを考えてほしいと常々思っておるもので、そういうことをいつも市長会あたりでも発言しておるところでございます。

そういう中におきまして、そういう動きが少し進んでくるようでございます。さらに、この広域化に向けまして、これまで申し上げてきたことを引き続いて申し上げる、少しでも皆さんの負担が軽減されるような、そういうふうになるといいなと思っておるところでございますので、よろしく願い申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 今市長が答弁されていましたが、県の方の事業、弱い立場だというような方向づけというようなことでございましたが、一刻も早く安定をしながら、国保の収納率等アップしながら行ってもらわなければ、弱い人がますます大変厳しくなる状況でございます。ぜひとも社会保障の観点から、このような思いで進めていただきたい、そのように思う次第でございます。どうか今後ともよろしく願いいたします。

時間の都合で、この議題は終わらせていただきまして、2番目の本田地区の産業廃棄物不適正処理についての質問に移らせてもらいます。

この案件は、小寺議員も質問されています。そして、私も去年9月にも質問させていただきました。本田地内の434の1地内の産業廃棄物不適正処理というようなことで、インターネットでも今載っている状況でございますが、経過は皆さんも御存じかもしれませんが、平成14年ごろから自社の解体工事で木くずを大量に出したということで、約8,000立米を山積みした産業廃棄物に対して改善命令を出したということでございます。

そこで、ここで8月30日に私たち日本共産党の議員団で、県の来年度の予算折衝の中で、これを質問してもらいました。県の方の事業ですので、市の方としては難しいところもござい  
ますが、指導勧告等、指導しています。一番新しいもので22年8月3日、4日と解体業者、地  
権者に指導してきたというような報告ももらいました。ネットでもこのように報告をされてい  
ます。

そこで質問に移りたいんですが、市長が去年の6月議会で述べています。そのことも含めて  
2点お聞きしたいと思います。

まず第1点目には、隣接土地の土壌調査並びに水質検査の予定はあるのかどうかというよう  
な観点が第1点目でございます。2点目は平成21年6月議会で、市長は市としてもそれなりの  
対応をしなければならないと答弁されています。それ以後の対策はどうなっているのかどうか、  
この2点項目をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 土田議員の質問の一つ目の、隣接する土地の土壌調査、水質調  
査の予定はあるのかということでございますが、平成21年の6月議会で全部答弁申し上げて  
おりますとおり、産業廃棄物は県の所管事務でありますので、振興局環境課にお伺いしました。  
それによりますと、平成21年9月30日、周辺の河川の水質検査をしており、水質には異常がな  
かったということでございました。そのことから、今年度に関しましては、今ある4,527立  
米に関しましては、山になってるものがコンクリート殻、木くずであることから問題がない  
と判断しているとのことでございました。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 決算報告の中で、この公害対策費の中で河川水質検査というような方  
向で、7河川で4回実施したというような報告がございしますが、そのことを少し部長に再質問  
させていただきます。

始点と終点というようなことでございましたが、五六川の方で行ったということをお聞きまし  
たが、そうですか。1回よろしく願いします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 五六川の方が豊住川からの本川になるということなんですが、  
もっと上の部分ですね。それから五六川の方も下の部分ではかっておりますので、水質的には  
異常がございません。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

では2番目の、市長として、この市としてもそれなりの云々ということで答弁されています。去年の6月議会でございます。それ以後、瑞穂市の市長としてどのようなことを行ってきたかどうかお聞きしたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

実は、今環境部長の方からお答えさせていただきましたが、これは平成21年6月議会以小寺議員の質問であったと思います。議会が終わりまして、私としましては早速6月15日に岐阜振興局の環境課の課長さんにも来てもらいました。これまでの経緯を伺い、また現地の視察もしました。その中で、現在の廃棄物の量、廃棄物を処理する経費、処理責任はだれにあるのか、また今後の撤去の見込みを伺ったところでございます。廃棄物の量は4,527立米、費用は大体おおむね約1億円かかるのではないかと、処理責任はそれではどこにあるかということでございますが、改善命令は現在も効力を有しているというところでございますが、ただ県としましては、現所有者に対してもその撤去を依頼をされておるところでございますが、撤去の見込みは、行為者も資力がない。本当に資金力もなく困難でございまして、現所有者もこれ以上の抛出するのはとても資金がないということで、困難だということございまして、そんな中におきまして、生活環境上の問題が、先ほど部長が申し上げましたように、中身にはあまり問題がないというところが出ておるところでございます。その生活環境上の問題が生ずる可能性も現時点ではないことからして、県による行政代執行も現状では行うことはできないとのことでございました。これらをかんがみまして、当該地を利用する目的で購入する者があらわれるまでは困難と思ったところでございます。また、公費の負担で原状回復措置を行うことは、社会通念上、社会的公平の観点から見ましても、不合理、不公平と判断をいたしておるところでございます。いずれにしましても、所有者が市に土地を全部そのまま寄附するということになれば、議会とも御相談申し上げて考えていかなきゃいけないなあとおもうところでございますので、よろしく願いを申し上げて答弁とします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 市の方も大変苦慮してるというような御答弁でございました。いずれにしましても、このような環境問題等がございます。全国各地、このような産廃問題で問題にされている状態です。一刻も早く改善の道をたどれるように、市としても県の方へ強く要望をお願いをいたして、この質問を終わらせていただきます。

最後に、稲里地内の用水整備について聞きたいと思えます。

稲里の666-2という番地から稲里の672番地の北側の用水路、いわゆる商店街が、旧ヤナゲンの南側の方の用水の事業でございますが、いろんな再三計画をされて不整備のまま今現在にな

っています。このことで2点お聞きしたいと思います。

この計画の推移はどんなふうになっていたのかどうか。そして、今後地元住民に対してどのようなことをお答えするのかどうか、この2点について端的にお願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

時間内に答弁してください。2分しかございません。

都市整備部長（福富保文君） 稲里地内の用水路ですが、当時は用水路でしたが今は排水路になっておりますが、これにつきましては、導水路を含めて17メートルの幅があるということで、地元の説明を2回ほど行っております。その中で、なかなか周辺の地権者との折衝がうまく行かないということで、暗礁に乗り上げております。その中で最近、地元の方からも新堀川の方へ流れる柳一色の幹線の排水路ということで、環境整備の一環として水路整備だけでもやっていただけんかという話も来ておりますので、この辺も含めまして、再度道路の話もなしにということではなしに、ひとまず水路整備ということも今検討したいと思っております。既存水路だけやるのはなかなか問題があるかと思いますが、地元とも十分協議しながら進めていきたいと考えております。その辺で、この間にまた地元の地権者の皆さん方が道路の方もできるといふようになれば、財政とも相談しながら対応していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） どうもありがとうございました。時間もないんで再質問もできませんので、また次の機会としていきます。

どうも本当にありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で土田裕君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。午後は1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許します。

17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号17番、新生クラブ、若園五朗。

議長より発言の許可をいただきましたので、個人質問をさせていただきます。

質問事項、1．行政改革大綱の答申について、2．高齢者世帯の把握について、3．交通安全対策について。

質問の内容は質問席で行いますので、よろしく申し上げます。

1 番、行政改革大綱の答申について。

去る 8 月 23 日瑞穂市行政改革推進委員会の迫田会長より、第 2 次瑞穂市行政改革大綱答申書が市長あてに出されたところでございます。この大綱内容を私なりに拝見させていただきました。第 1 次の大綱を踏まえ、これを実践した集中改革プランの理念を引き継ぎながら、これをさらに具体化させ、市民参加と協働のまちづくりを進めるという方針に大きく期待をするものでございます。この課題については、昨日、同じ会派の広瀬武雄議員が質問されておりましたので、私は視点を切りかえ今回質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、私が着目したのは、答申書に附帯された意見でございます。この大綱は、市民代表の委員が審議する中で、この大綱の理念にもかかわらず、あえて附帯意見として言われたことの重みを感じるわけでございますが、とりわけ答申書の中の 2 番目、厳しい財政状況が今後も続くことが予想されることから、安定した財政運営を担保するため計画内容を記載するとともに、目標については、例えば経常収支比率や実質公債費比率等、健全財政が維持できるように数値化した目標とするよう努力されたいとの意見がございました。これは私も同感で、最も重要なことと考えているわけですが、そこで、経常収支比率が上昇傾向にあることについて財政当局はどのように分析し、考えておられるか、御意見をお願ひしたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

議員御指摘のように附帯意見というものがございまして、四つあったわけでございますが、その 2 番目に今申されたことが書いてございます。

それで、経常収支比率の上昇傾向についてどうなるかということでございますが、経常収支比率は、人件費、扶助費など、毎年度継続して経常的に支出される経費に対し、市税や地方交付税などを中心とする経常一般財源がどの程度充当されたかを見る比率でございまして、パーセンテージで示されます。この比率が財政の硬直度をあらわす指標の一つとして使われておるわけでございますが、主な経常的経費として人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費などのうち臨時的なものを除いたものが経常的経費と言われております。

一般的に、昨日お話ししたところでございますが、この率は 70 から 80 % に分布するのが標準的で、80 % を著しく超える団体は財政構造が硬直化しており、その原因を究明しながら経常経費の抑制に努める必要があるとされておるところでございます。

そこで、瑞穂市の状況を、この 5 年間の推移を見てみますと、平成 17 年度が 79.2 %、そして平成 18 年度が 78.3 % で少し下がったわけですね。そして平成 19 年度が 81.5 %、平成 20 年度が 87.8 %、平成 21 年度が 90.2 % と推移をしておりまして、上昇傾向が見られまして、硬直化が進んでいる状況でございます。

この背景を探ってみますと、人件費、物件費、扶助費、公債費、それぞれ増加をしております。さらには補助費も微増でありますが増加の傾向にあります。

この内容のうち、人件費については、きのうも御説明をさせていただきましたように、24年4月1日までに消防職員を70名とする関係から、毎年8人ずつ採用してきたことがありますし、さらに、保育士の職員数も対前年度で、平成19年はゼロ人でしたが、平成20年度が4人増、そして平成21年度が6人増加ということでふえております。

午前中の一般質問の中でも保育士の確保がどうのこうのといったお話もあったわけですが、うちの場合、担任を正職員で配するようになっておりますが、結局、未満児なんかの需要が多いということで、保育士の確保に苦慮している実態がございます。そういったことで保育士もふえております。

それから、あともう少し調べてみますと、地方共済組合負担金、それから退職手当組合負担金の率が毎年改定になるわけですね。その改定に係る増加も合算しますと、平成20年度が対前年比で約5,100万円、そして平成21年度が約6,200万円と、年々増加している傾向がございます。加えて、職員給与体系も6級制から7級制に改定をさせていただいたことも一因であると分析しております。

それから、あと扶助費ですが、扶助費も著しく増加しております。歳出額では対前年比で、平成20年度が12.8%、平成21年度が7.9%の増となっております。これは、生活保護世帯の急激な増加が要因と考えられ、経済の不況の一端をうかがい知ることができます。

公債費ですが、これは合併特例債の発行をしておりますので、元利償還金が年々増加傾向にあるわけがございます。一応は当然発行する時点では将来ふえるということで予測しておるといってはございますが、対前年度比で、平成20年度は9.2%増、平成21年度は4.5%増加しております。

物件費については、平成19年から平成20年度の増加が4.6%、平成21年度は6.9%の増加ということで、分析をしてみますと、賃金が平成20年度から21年度にかけて5,300万円増加しております。これは、御承知のように公共サービスから派遣を受けておった社員を派遣法の関係で直接雇用に切りかえたことなどによるものでございます。

また、物件費の要素である委託料も増加傾向にあります。これは、本田コミュニティセンターとか、放課後児童クラブ等の施設建設に伴う管理委託料が増加している原因と分析しております。

逆に需用費とか役務費、備品購入費などについては、節約効果で減少をしております。

このように分析しますと、扶助費や公債費はあまり削ることはできない要素を含んでおりますので、また補助費についても、もとす広域や岐阜市消防、西濃環境組合の負担金が大部分を占めておることから、また私立保育所の広域入所事業の負担金も含んでおる関係上、大幅な減

少は難しいということでございますので、必然的に物件費や補助費の市単独補助金、それから人件費を切り詰めていくしかないということになると考えておるところでございますが、今後、さらに細かな分析を行いながら、経常収支比率の上昇を抑えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 経常収支比率を構成する要素はわかりましたが、今後も上昇する危険性があるということは財政の硬直化を意味するものでございます。ぜひとも努力をしていただきたいと思うわけですが、中でも人件費は国でも抑制する動きがある中で、先般、国の人事院勧告も出され、あるいは名古屋市の人事院勧告の内容も新聞記事で拝見したところですが、瑞穂市では人件費抑制にもつなげる定員管理についてどのように考えているか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 定員管理はきのうもお話をしたところでございますが、第2次大綱の中でも具体的な職員数を掲げてやっております。

それで、第2次大綱策定に先駆けまして、昨年11月6日に平成22年4月1日の職員を採用するに当たりまして、総職員数を399人とするので承認をいただいたところでございますが、今回、第2次大綱ではその職員数をベースにして定員管理計画を策定しております。

先ほどお話ししました消防職とか保育職を除いて、一般職及び単純労務職を平成26年度には削減することとしておりまして、総数では26年度417名とする計画でございます。しかし、ここに掲げてございます数字というのは、上限を設定しているという考えでおりまして、できる限りこの数値を引き下げるような実数で運用したいということでございますが、ちなみに、平成22年4月1日は399としておりましたんですが、394名となりました。これは、午前中にもお話が出ていましたように、保育士5名の採用ができなかったという背景もございまして、実質的に5名の減となっております。その分を補助職員とか派遣職員で補充をしておる形でございますが、長い目で見れば、こういった補助職員とか、いわゆる派遣の人材を活用するというのもやむを得ないなあというふうに思っておるところでございます。

それから、一般行政職では、今後は安易な補助職員での対応は避けまして、計画的な人員管理を実施できればと思っておりますが、それには職場職場の事務量を的確に把握し、事務量に見合った適材人員数の配置、いわゆる適材適所の人員配置ですが、これを行いながら組織力の向上に努めていかなければ行政サービスの低下につながるおそれがありますので、そういった努力は必要だと思っておるところでございます。

将来的には、保育職員についても対象児童の減少は想定されることなんで、民活、いわゆる

民の力を活用することも考えながら、適切な職員数の維持について調査研究しながら定員数の適正化に努めていく必要があると思っております。

それで、一般行政職に限っていいますと、集中改革プランの21年でうちは切りかえたんですが、マイナスの4.7%になっております。また、一般行政職の平成20年4月1日時点での住民1,000人当たりの職員数は、瑞穂市の場合5.2人ですね。県下の34番目に位置しておりまして、決して職員数は多くないというふうに考えております。今後、定員管理はさらに厳格に運用しながら、人件費の抑制に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） さきに瑞穂市の財政状況、21年度版が配付されたところでございますが、その中の17ページ、公債費の推移でございますが、今回、補正予算でも臨時対策債を借りることになっております。この財政状況を見ると、21年度は130億起債を借りていまして、その公債費負担率11.3%、20年度には起債が132億8,000万、その公債費負担率が11.4というふうな数字が出ていますが、公債費負担比率の考えなり、警戒ライン等の執行部の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） この17ページに公債費の推移ということで出ておるわけですが、この表にも示してございますように、15%が公債費負担比率警戒ラインということになっております。それで、この公債費負担比率というのはどういう指数かと申しますと、いわゆる公債費に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合をいまして、地方公共団体の財政構造の硬直化を判断する指数ということでとらえられております。これが15%を超えますと警戒ラインを越えるということですが、したがって、今回の補正予算で臨時財政対策債について2億借りたわけですが、この臨時財政対策債についても、今年度、市の割り当て分が約12億6,000万あるわけなんですわ。ただ、12億6,000万を満額借りると、今おっしゃられたように、21年度は11.3%でございましたんですが、これがだんだんだんだん高くなっていくということで、いわゆる借金は返さなきゃならない。そうすると、そのときお金は入ってきますけれども、将来的には結局今の公債費負担比率が上がっていくということになります。

それで、今シミュレーションをしておるわけですが、今後、毎年10億円ずつ起債を発行しますと、平成27年度には返済額が毎年14億円を超えるということになります。そうすると、今お話ししております公債費負担比率が15%を超えると予測しております。ただし、この起債はすべて国より交付税措置されますから、借金返済に要するお金は国から来るということになります。しかし、国は現金でくれるわけじゃないんですね。財政力指数の高い自治体は、起債発行可能額という枠で交付をしてきますので、結局はまた起債を発行しなきゃならないと



いうこと。要は借金を返すための資金を捻出するために借金をするという。国と同じ実態になり兼ねない危険性をはらんでいるわけでございます。そこで、満額借りるかどうかということは絶えず考えながら運営しなきゃならないというふうに思っております。

さらに、交付税についても少しお話をさせていただきますと、合併市町村の恩典で合併後10年間は合併算定外期間ということで、いわゆる合併によるあめの部分ですね、上乗せ分をいただいております。これが平成26年度からは激変緩和措置期間という期間がありまして、26年度はこの上乗せ分が90%、そして平成27年度は70%、平成28年度が50%、平成29年度は30%、平成30年度は10%、31年度はゼロということになります。この上乗せ分が一体どれくらいあるのかといいますと、多少その年度によって変動はありますが、過去の積算から見てみますと4億5,000万円から5億2,000万円の範囲で変動しているということで、これだけ上乗せ分が来なくなるということですね。こういったことを考えますと、起債についてもある程度制限を加えながらやっていかないと、財政運営上好ましい状況ではないということになります。

しかし、経常収支比率の関係、先ほどお話もあつたんですけれども、不思議なことに、いわゆる今申しました財政対策債を借りると、1億借りると経常収支比率の計算式の分母が上がるわけですよ。そうすると経常収支比率が1%下がるんですよ。これは国の経常収支比率の出し方の計算式はそういうふうになっておるんですね。ですから、ある程度借りなきゃ経常収支比率は上がっていくし、借りるとまた将来的に、今おっしゃられた公債費負担比率が上がるということで、いろんな指数がありますので、そこら辺を見きわめながら財政運営をやっていく必要があるというふうに感じておるところでございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 定員管理はぜひとも徹底されまして、計画的な人事配置等、効率的な事務体制を構築するよう努力していただきたいと思っております。

そこで、効率的な事務体制を確立するためには、職員一人ひとりのモチベーションと申しますか、資質を高めることは極めて重要だと考えるわけございまして、今回の、現にこの答申書の附帯意見書の3番目でございます、質の高い行政サービスの提供を常に目指し、職員の資質向上に努められたいという意見がございます。市では、これに対する対応をどのように考えているか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、聞くところによると、職員の勤務評定に目標管理システムを導入したところということでございますが、それは具体的にどういうシステムで、職員のレベルアップ、資質向上にどのようにつながっているのか御説明をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 人材育成の関係でございますが、定員管理によって職員の削減を行

うことは必要でございますが、行政サービスの低下があってはいけないということで、いわゆる職員を減らしてもサービスは向上するという高い理想を求めなきゃならないということでございますけれども、職員は、そもそも地方公務員法第39条の規定の中で、職員には研修を受ける機会を与えられなければならないとされておるところでございます。こういったことから、研修をやっぱりしていかなきゃならんという考え方でありまして、この大綱の中にも一応、毎年2,000人ということで計画して、掲げております。21年度の実績は773人ですね、延べで。そのことを思えば相当の負担になるわけでございますが、そういった研修をやっていくということで考えてありまして、実質、瑞穂市職員研修計画というものを策定しておりますので、その中ではっきりとした研修メニューを位置づけながらやっていきたいというふうに思っております。

それで、先ほどおっしゃられた目標管理制度についても、この研修の中に入れる必要があると思っておりますが、この勤務評定に係る目標管理制度というのは、きのうもちょっとお話をさせていただいたんですが、既にこれは日本では昭和40年代に第1次ブームがあったということでございまして、その後、定着せずになったものの、その後また改めて復活をして、最近では公務員事務についても導入する傾向は広がっております。その一因としましては、国の公務員制度改革に伴うところが大きくはありまして、公務員事務についても目標に対する成果という構図の中で、職員の能力、それから実績主義に基づく人事管理の徹底を図ることが必要とされておるところでございますが、具体的には事務分掌で職員にそれぞれの事務分担はされるわけでございますが、それが、すなわち目標の種というか、その中に職員一人ひとりがどういう1年間目標を持ってやっていくかという目標を立てます。これを上司は面接という作業を行いまして、確認をし合います。1年間これをやってくださいねという。そして、その中で三つほど重点項目というものをピックアップしまして、それが1年間たった後に達成されたかどうかということで、目標管理の評価を与えるということですね。それを三つピックアップする中で標準的な事務なのか、困難な事務なのかという見きわめをしながら、困難な事務であれば、それなりに労力を要するというので加点があるというようなシステムでございますが、こういったいわゆる勤務評定システムをする中で、先ほど申しましたように、個人個人の職員が目標を設定する。そして、それが課、もしくは部という組織上の目標になるわけございまして、そういったことを毎年毎年繰り返しながら行っていくということですね。少なくとも3年ぐらいたてば、相当職員も定着して事務能率の向上にもつながっていくんじゃないかというふうに思っておるところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回の第2次瑞穂市行政改革の大綱につきましては、皆さん御存じの

とおり、平成22年から26年にかけての計画期間でございますが、先ほど御説明ありました経常収支比率につきまして、20年度は87.8%、21年度は90.2%ということで、高くなるほど財政構造の硬直化が進むということも理解しました。そうした中で今回の行政改革の進行状況や財政状況について市民へ情報を公表し、市民の理解を得られるように努め、お互いの信頼関係に基づく協働したまちづくりを図るべく、計画的な、広域的な改革を推進されるようお願いしまして、質問の1番を終了させていただきます。

続きまして、2番目の高齢者世帯の把握について。

全国で問題になっている高齢者の所在不明問題で、8月26日、100歳以上の高齢者に行ってきた所在確認を75歳以上に拡大すると公表し、羽島市においても99歳の所在不明の事案を受け、高齢者の生存確認の対象者を85歳以上に拡大していますが、瑞穂市においては、この問題についてどのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、若園議員の御質問についてお答えいたします。

全国でいろいろ問題になっておりまして、これは瑞穂市においても考えなければいけないということで思っておりますけれども、まず100歳以上の高齢者の所在不明が浮上しましたときに、県より100歳以上の所在の確認の指示がございました。それで、瑞穂市において、これが8月ごろだったと思うんですけど、8月3日現在で10名お見えになりました。お見えになりましたので、全員の方々に所在が確認できておりということを前に御報告させていただいたと思っておりますけれども、その後、全国で高齢者の年金の不正の受給問題が上がってきました。それから、戸籍が存在しているのに現住所が確認できていない100歳以上の高齢者がお見えになるということで、これも社会的な問題として大きく報道されたことでございます。

そこで、瑞穂市としても、いろいろな高齢者だけではないですけれども、高齢者の人口をベースにしたいろんな施策が行われております。これをやはり瑞穂市としてもこういう人口の数値を正確に把握することによって、今後の瑞穂市の老人福祉事業と、それから、先ほども述べましたように、やはりこの数値をもとにいろいろな施策が行われておりますので、それに反映できるように、それからまたさらに住民基本台帳のやはり整備ができるということを考慮しまして、私の方も後期高齢者の該当年齢の生存確認を実施したいと、今、関係機関と調整しているところでございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） それでは、高齢者75歳以上は現在瑞穂市においてどれだけ見えますか。そして、調査することによって所在確認ができないと考えられるかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

去る8月27日の岐阜新聞によりますと、岐阜市においては42万人の人口でございますけれども、新聞報道によると500人ほどの所在不明ということが載っておりました。そうした中で、市職員が対応してその調査に当たるということでございますけれども、瑞穂市においてはどのような、高齢者は何人か、その調査をどのように所在確認を考えられるかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、まず第1点に、75歳以上の方が何人お見えになるかということについてお答えします。

これは人口ピラミッドでございますけれども、住民基本台帳と外国人登録台帳に基づきまして、8月31日現在で3,594名お見えになります。それで、いろいろ調査した結果、瑞穂市において何人ぐらいの所在が確認できないかということですが、新聞報道によりますと、北海道の旭川市で、先ほど述べられましたように、いろいろ調査した結果、500人の所在確認ができていないと報じられております。この方法と同じ方法で岐阜市も行うということでございますけれども、瑞穂市も同じ方法で行った場合、70名弱ぐらいになるのではないかと。もちろん人口規模が違いますので、それほどお見えにならないとは思いますが、先ほどの自治会の連合会の研修会ございましたかね、その後に自治会長さんの方から、実際に自治会の方で把握しているお名前でもお会いしたことがないという申し出もございました。実際に、瑞穂市においてもこういう所在不明の方はゼロとは申しませんが、実際こういうふうに行っていきまして、正確な数字を把握したいと思っています。

どのような調査方法ということですが、私の方として今考えている時点では、岐阜県の後期高齢者の広域連合会の医療データを活用しまして、それから、もとす広域連合からの情報と、それから先週までぐらいで、それからこの3連休、ほとんどの自治会の方で敬老会を行っていただいておりますけれども、その情報もいただきまして、その結果を、要は把握できなかった方に関しては民生委員の方に御協力をいただきまして調査をしたいと思っております。この民生委員の方に対しては、今月の17日、それから本日でございまして、こういう調査を行った場合、御協力をいただくようお話をしております。それから、この前の連合会の研修会でも敬老会での資料を私の方として活用したいという旨を申し上げておりますので、よろしく願います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 具体的な所在情報、そして今言っておる高齢者の人数、そして瑞穂市においては70人ぐらいの所在不明者があるという想定でございますが、具体的に敬老会においては自治会長が中心とされまして、個人情報関係で名簿も自治会長が把握され、欠席者、あ

るいは不明者についてはその名簿で確認できると思います。私の知っているところでもたまたまそういう可能性があるような感じも見受けられますので、そうした中で東京都の日野市、あるいは中野区においても今回条例設置を予定されているようでございます。そうした中で個人情報情報を自治会と共有するような形で、瑞穂市においてはそういうような条例制定、あるいは個人情報情報を自治会と共有しながら進めていくということについて、条例提案ですね、その点をどう考えているかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） まず、やはり調査を行いまして瑞穂市の実態を把握したいと思います。それから、東京都の中野区ですね、そういう個人情報情報を自治会が把握するというのも今検討を進めていらっしゃるという情報も得ておりますけれども、まず先ほど述べましたように実態を把握しまして、それから、本日新聞に載ってございましたけれども、本巣市の福祉協力員制度とか、そういうものも考えまして、やはり実態を調査した結果、瑞穂市としてはどういうふうに進むべきということを検討していきたいと思います。

やはり民生委員の方は67名お見えになりますし、自治会が96の中で67人でございます。民生委員におかれましても、それから自治会長さんにおかれましても、大変地域におかれまして本当に直接密接につながる重責なお仕事をさせていただいておるということで、そういうことも含めまして、今後はやはり総合的に考えていきたいと思っております。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 民生委員と協力しながら、市の職員と連携していくという中で、総務部長にお伺いしたいんですけれども、敬老会の件につきましては自治会長と、いろいろと個人情報なり、今後、福祉協力制度といいますか、福祉部と総務部と連携しながら、瑞穂市の住所不明の方についての的確な数字を把握する意味で、敬老会の補助金の制度もございますので、自治会として、今言った民生委員との今後の協力関係、今言っているそういう新たな福祉協力委員制度といいますか、そういう関係はどのように考えてみえるか、先ほど福祉部長に伺ったんですが、総務部長としての考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

ただいま福祉部長の方から高齢者の方の所在を確認したいという旨がありました。また、その中に自治会との協力ということがございました。今回、民生委員さん等も交代時期が来ておるといふこと、それから自治会の数に比べて民生委員の数も少ないということ。やはり地域の中でこうした民生委員さんに協力できる体制、また、防災も含めてでございますけれども、自治会長さん1人、民生委員さん1人が孤立してどうこうするのではなくて、地域の中でお互

いに助け合うという制度そのものを少し見直してはどうかとも思っております。

地域の中には福祉に熱心な方もございますし、市のOBとか、福祉に協力的な方もお見えます。また、防災に関しましては、消防団のOBとか、市役所の職員、また消防職員のOB等もおおると思いますので、そうした人たちをうまく活用しがてら、地域の中でこうした見守りの体制をきちんと構築できるのではないかなと思っております。

また、法的に個人情報等いろいろ問題があるということで、幾つかの市町村でいろんな条例を制定しようかという動きも多少ありますけれども、まずもってそうした条例等につきましてもきちんと研究をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 最後になりますが、調査時期はいつごろを予定してみえるか、福祉部長に、最後になりますが御確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 予定としましては、12月末までに調査は終わりたいと思っております。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 質問事項の3番目でございますが、交通安全対策についてお伺いしたいと思えます。

時間の都合で質問をちょっと幾つか添えて質問させていただきたいと思えます。

交通安全対策の今後の取り組みで、今後どう進められるかということで、今の1年間の交通事故件数の現状、あるいはことしの交通事故の特徴、また、この間防災無線を聞いていましたら、子供さんの呼びかけがあって、非常に新しい企画で、非常に耳を向けて、やっぱり安全対策の啓蒙をしているなあということが、総務課の努力が見えたんですけども、その辺の現状と特徴の御説明をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、まず瑞穂市の交通事故件数でございますけれども、平成21年の交通事故件数は386件、亡くなった方がお1人、けがをされた方が549名となっております。平成22年9月7日現在の事故件数は218件、亡くなった方1人、けがをされた方295名で、亡くなった方は、以前は毎年大体5名ほどありましたが、昨年は1名と、ことしは1名ということになっております。

全体的には事故件数、負傷者とも少し減少傾向にあります。先般、岐阜県の上半期の状況

が市の方へ参ったわけでございますが、岐阜県そのものもこうした件数はふえております。ただ、死傷者だけが、亡くなった方だけがふえておるということで、今回は秋の交通安全運動も、そうした事故を少しでも減らしたいということで運動が進められております。ただ、その中身をちょっと見ますと、私どもは減っておるわけですが、どうも1,000人当たりの死傷者数は今5.13人で、どうも上半期では県下の2位ということで、あまりいいことはございません。そしてまた加害者の居住地、これも人口1,000人当たりでございますが、これはどうも今のところ上半期は最下位ということで、非常に交通事故全体では減っておるという中でも、1,000人当たりになりますと多いということになっております。

これをもって優劣をどうこうということなくして、逆にとらえれば非常に活発な活動なまちであるということともとらえられますけれども、こうした事故件数なり、負傷者が少しでも減らせるように努力してまいりたいと思います。

私どもの交通事故の特徴でございますが、県下としましては高齢者の事故が相変わらず非常にふえておるということでございます。ただ、私どもの市では、車両相互の出会い頭事故、歩行者の横断中の事故というのが多くなっているようでございます。また、交通事故の発生時間帯は、登下校及び出退勤時ですね。午前7時から9時、午後6時から8時が非常に多くなっておるといことです。

また、児童・生徒につきましては、自転車に乗っているときに交通事故を起こしているようでございます。登下校中でなくして、一回うちへ帰ってからの事故とか、そういうのが目につくようでございます。これからは日が大変早く暮れてまいりますので、早目のライトの点灯、外出の際の反射材の着用と、こんなところを中心に事故防止のPRに努めてまいりたいと思います。

また、子供の交通安全とか防犯の呼びかけでございますが、これにつきましては教育委員会の方もお力をいただきまして、お帰りチャイムの時間を変更するとき、一応年に8回ということで予定はしておりますが、小学生の声で市民に呼びかけるということを先日から行っております。少しちょっと雑音が入っておるようですが、もう少し工夫をしたいと思っております。市民の方からは好評である旨、私ども幾つかの御意見をいただいておりますので、引き続き実施してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 先日も小学校の校門で事故があったということも私も身近で聞いたわけでございますけれども、瑞穂市の各小学校で今どのくらい周辺で事故件数があるか。そして、今言っておる、市内には十字路とかTの字が非常に多いということで、事故が多いですけれども、そんなところの対策ですけれども、どのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 各小学校周辺の交通事故ということでございますが、こちらにつきましては教育委員会の方からお尋ねをさせていただいて、この4月から9月現在でございますが、15件ということです。そのうちの12件が自転車による事故、2件が登校中の事故ということになっております。

また、学校周辺の事故ということでございますが、先生が言われたように、西小については、帰ってから子供が自転車で飛び出したということで、自転車と車。巣南中学校においては、生徒の自転車と車の事故ということを知っております。

この対策としましては、やはり各小・中学校で自転車の安全な乗り方を中心に、できる限りいろんな体験をしてもらうという格好で交通教室を進めてまいりたいと思います。

また、交通危険箇所の対応等でございますが、市内には非常に十字路とかT字路が多くなっております。また毎年、小・中学校PTA、また自治会、市民の方からいろいろ御要望をいただいております。非常に危険な場所、そして、どうしてもすぐに緊急を要するようなところは常に都市整備部並びに北方警察署と現地確認をしまして、それぞれ信号機の要望なり、横断歩道、規制標識等の要望をしております。

また箇所によりましては、そこまでは至らない部分がありましても、いろんな御要望があります。それらにつきましても、御要望があった方に十二分に説明をいたしまして、交通安全について御理解をいただけるように努力をしているところでございます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） きのうから秋の全国交通安全運動が始まりまして、21日から30日ということでございますが、岐阜県下の死亡事故を見ていますと、65歳以上は全体の56.8%という非常に高い数字を示しております。そうした中で、地域の力で事故撲滅ということで、先ほど言われました夕暮れ、あるいは夜間の高齢者の外出、特に高齢者の交通安全対策が非常に、岐阜県下においても、瑞穂市においても重要な交通安全対策だなあと私は考えております。そうした中で、高齢者の交通安全対策の取り組みはどのように行われているのか、具体的に事例を御説明お願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、高齢者の交通安全対策ということでございますけれども、県、北方警察署と私どもが協力をしまして、まず各警察署管内で一地区をモデルに高齢者の交通安全大学校を開校しておられます。それで、平成22年度、本年度でございますが、瑞穂市内がその地区に当たっております。瑞穂市としましても人口が5万人で、先ほど75歳以上も3,500人からということでございます。一斉にやるには大変対象者が多うございますので、今回、こ



の高齢者の大学校は巢南地区の老人クラブと協定をしがてら実施しておるという状況でございます。その中にはシルバードライビングスクール、これは各小学校区、西、中、南と、自動車学校へ出向いていただいて、25名ずつでございますが、高齢者の運転技術の確認と、向上という言葉は言えませんが、そうした活動、カリキュラムをやっております。

それからシルバーセーフティスクール、これは運転免許証を持たない高齢者の方で、運転者の方からの死角などがあるかと思いますが、そうしたもののチェック。よくお年寄りになりますと、確認をしないで横断されたりとか、斜め横断をするということで、これにつきましてもそれぞれの小学校区から35名のお年寄りの方に参加をしていただいて、これも場所は北方自動車学校で実施しております。

そして巢南地区の危険箇所、こんなところは危ないところだよということで提示をして、進めておるようでございます。

それからピカピカ講習、夕暮れときには反射材、反射たすき等を必ず着用して出かけてくださいよと。このようなカリキュラムで、今年度、巢南地区で高齢者交通安全大学校を開校したところでございます。

なお、ここでは先ほどのドライビングスクールとかセーフティスクールは、北方自動車学校の御協力を得てということでございますが、この中で得たカリキュラムで、また来年度以降、他の地区にも随時こうした交通安全の出前講座なり、研修会なりを進めてまいりたいと思います。

またもう1点、高齢者の家庭訪問事業というのがございまして、これも県の事業の一つではございますけれども、亡くなったお年寄りの地区を中心に安全協会の役員さん、それから老人クラブの役員さん等で訪問し、交通事故防止をお願いをしておると、このようなことをやっております。

またいきいきサロン、老人クラブとの連携をとりがてら、交通安全に関するお話をできる限りさせていただいております。老人クラブやいきいきサロンにつきましても、この4月からもう既に20回の会議を開いておるようでございますし、ある老人クラブにおいては、ほとんど毎月のように交通安全のお話をさせてもらっているところもあるようでございます。このような状況で高齢者の交通安全教室を進めがてら、お一人でもこうした被害に遭わないようにと行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 高齢者の交通安全対策、非常に高齢者家庭訪問、高齢者の多いそういう町内もございまして、老人クラブ、あるいは安全協会の方と一緒に訪問し、交通安全啓蒙を今後とも努力されるようお願いしたいと思います。

そうした中で交通指導員の充実ですけれども、今職員1人で非常にこのような年間218件のいろいろと事故件数、あるいはいろいろ死亡事故等があって、現状把握、あるいは保育所とか幼稚園へ行って交通教室をされているんですけれども、非常に多忙でよう頑張ってみえるなあというのはいつも私思うんですけれども、増員される計画の中で、この方は常勤なのか非常勤なのか、今頑張ってみえる方というのはどのような体制であるのかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在お世話していただいている交通安全指導員につきましては、一応非常勤の特別職ということでございますが、8時間に近いような状況で一生懸命頑張ってくれているという状況でございます。他市町の状況を踏まえて、5万人のまちですとやはり2名、3名の指導員が設置されております。実を言いますと、私ども設置要綱では一応交通指導員を2名置くということで考えておりますし、時間につきましてはおおむね6時間を2名の方で、また、朝晩とか、土曜日、日曜日もありますので、交互にということも含めがてら2名の指導員体制にして、できる限りの瑞穂市の交通教室並びに交通教育の指導の方をできるような状況にしてあげたいなあと考えております。その関係で、この秋には、来年度の4月に向けての募集を実施したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 非常に交通安全対策につきましては、岐阜県の中心、あるいは各市町において非常に対策をとられて、瑞穂市においてもすばらしい各事業、啓蒙活動、事業を展開されておることについて、本当に御苦労さんでございます。

今回の私の一般質問の中の高齢者安全対策についても、予算の範囲内でいろいろとカラー舗装なり、注意看板、あるいは学校周辺の安全対策、それなりのラインとか、失礼ですが校門の切りかえとか、そこら辺を含めてPTAと連携、学校長と連携をとりまして今以上の安全対策行政に推進されることを要望し、今回の9月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。失礼します。

議長（小川勝範君） 以上で若園五朗君の一般質問を終わります。

次に、3番 熊谷祐子君の発言を許可します。

熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、本日、テーマを一つ大きく掲げました。平和と民主主義のまち瑞穂市を目指してです。

平和につきましては、一つ目に、テーマとして非核平和宣言都市について。民主主義につきましては、社会教育施設としての図書館について。この二つで一般質問をさせていただきます。

一つ目ですが、これにつきましては、昨日、小寺議員が大変わかりやすく、格調高く一般質問なさいまして、執行部からもよい御答弁がありました。私は、通告させていただきました最初はもう重なりますので、その続きということでさせていただきます。

まず、きのうの御答弁を確認させていただきますが、大きくまとめるならば、来る12月議会で平和市長会議の加入について取り上げ、その後、非核宣言都市にしたいと、こういう御答弁だったと思います。通告でも非核宣言都市と書かせていただきましたが、その後、きちんと調べましたら、正しくは非核平和都市宣言というものだそうです。ただし、まちによりまして非核宣言とか平和宣言とか、または両方入れているまちもございました。私は、両方入れるということに大変意義があると思いました。その理由は後から申し上げますが、それで、小寺議員の続きとしましてお聞きしたいことは、一つ目、非核平和宣言という言葉を使わせていただきますが、非核平和宣言都市として瑞穂市が公表するのは、いつごろをスケジュールとして計画しているでしょうか、見通しをお聞かせください。

二つ目として、平和市長会議に加入し、非核平和宣言都市の宣言をしたとしても、それだけで終わるまちも多いということを聞いております。この事業を継続的にしていくために、どのような継続的な事業を考えておられるか。今の段階で結構ですので、お聞きしたいと思います。

以下、質問席でさせていただきます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは今の御質問ですが、非核平和都市宣言の見通しですが、先ほどちょっと議員のお話の中では、平和市長会議に加盟するのとの宣言をあわせてというようにお話でございましたんですが、平和市長会議の加入については、既に事務を進めておりますので、いわゆるきのうも市長がお話しされましたように、秋葉市長からお礼とともに加入の案内が来たわけですね。それを市長と相談しまして、早速加入するということで事務を進めております。それで、今の宣言については、今おっしゃられましたように非核平和都市宣言という二つを考えて今進めておるところでございまして、先ほどもお話ししましたように、文案のサンプルをいろいろインターネットで拾いまして、どういった文案にするか今事務方の方で素案をつくりつつあるところでございます。それで、今お話ししましたように12月議会に上程ができるような事務スケジュールで素案をつかって、それをパブリックコメントを行って、そして議会にも賛同を得るという形で提案をしたいという事務スケジュールを立てておりますので、よろしくをお願いします。

それで、今後の事業については、今の構成している団体の資料等も取り寄せておりますので、例えば子供さんたちが修学旅行なんか行かれますわね。そういったところに広島をとらえるとか、いろんなことが考えられますので、それは庁舎内全体でまた協議をして、それから予算も伴いますので、予算をつけた段階で議会の皆様にもお諮りをしながら決定をしていきたいとい

うふうに考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） ちょっと私の方が勘違いしておりました。

二つのことを申し上げたいと思います。

一つは、先週の土曜日にソフトピアジャパンで南九州市知覧町の知覧特攻平和会館の語り部、峯苦眞雄氏という79歳の大変かくしゃくとした方でしたが、この方の語り部を聞いてまいりました。知覧から特攻として飛び立って戦死した人は1,036人、そのうち岐阜県の方は21人見えるそうですが、この知覧は、もとは町だったわけですが、今は南九州市ですが、町で知覧平和会館をつくり、平成21年度だけで560団体、約5万人が平和学習をしているという話でした。この方がおっしゃいましたことは、幾つか非常にこういうことを考えてほしいということを書かれたわけですが、最後に、今の日本人は国民としての自覚が欠落していると。中身は、平和をどう考えるかが大事だと。つまりどういうことかということ、平和を学ぶ場がないことが問題だと。子供たちに平和教育をしなければならない。平和というのは、外国と戦うことではない。身近なことからやることであると言われました。

それで、北方町では、来年度から中学3年生を広島へ修学旅行に行かせるということを計画しましたら、広島は平和記念公園以外に厳島神社ぐらいしか見るところがないというんで、何と長崎にということ今話し合っているそうです。江戸末期の開港都市ですね。最新の情報ではそういうことでした。お金も随分かかると思うんですが、そんなにかからないと。義務教育最後の年を子供たちに江戸の開港都市、それから龍馬伝のこともありますし、それから平和を学ばせると。あそこは財政難だと思うんですが、大変しっかりとそういう計画を立てられているということです。それで、ほかにこの修学旅行のことを言われましたが、パネル展、それから平和コンサートとか、映画とか、それから語り部とか、こういうことをぜひ来年度の幾つか年間行事に取り込んで、毎年充実して、継続してやっていかれるように、今の話を参考にさせていただきたいと思います。

ということで、一つ目を終わらせていただきます。

二つ目の社会教育施設としての図書館についてでございます。

前鳥取県知事、後に慶応大学大学院教授になられましたが、これは通告のときにはまだそういうことでしたが、きょうまでの間に菅内閣の総務大臣、内閣府特命担当大臣、地域主権推進地域活性化担当になられた片山善博氏は、県知事時代に鳥取県庁に司書のいる図書室を設置したことで有名です。片山氏は、どういうお考えのもとにそのような図書館を設置なされたかといいますと、民主主義社会の育成には、図書館の役割が重要である。それから、行政側と住民側の情報格差が余りにひどいと、こういうことで司書の資格を持った方を県庁内の図書室に入

れて、職員と議員がしっかり司書の助けをかりて行政運営に当たって勉強するようなシステムをつくられました。片山氏の言葉としては、図書館は知の地域づくり、知的基盤、市民自治の基盤として図書館を提唱されました。また、住民の自立を支援する図書館は、民主主義のとりでであると一貫して主張されています。

瑞穂市の図書館は2館ございますが、ハード、建物としてはかなり気を配った建物で、利用率もさぞかし高いだろうと思いますが、さて、ソフト面はいかがでしょうかということで、きょうのテーマに選ばせていただきました。

以下、一つずつ質問させていただきますが、まず一つ目に、瑞穂市の図書館の利用率についてお伺いしたいと思います。お願いします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 図書館の利用率という言葉ですが、利用率という言葉があまりなじまないんですが、昨年度の入館者数というのは、本館、分館をあわせて延べ24万2,927人で行っていました。貸し出しの利用者数は延べ12万1,391名、貸し出しの冊数は39万8,508冊でした。人口1人当たりの貸出冊数でいいますと7.77冊となります。これは瑞穂市の図書館の21年度の利用統計より出した数字です。

また、県内の各市町との比較ということでお話をしますが、平成21年度岐阜県内公共図書館、町村図書館調査集計表というのがございまして、この21年度のこの集計表は、平成20年度のデータが載っております。そのデータによりますと、人口1人当たりの貸出冊数は7.23冊でございます。これは、県内市立、瑞穂市と同じ市ですね。市立図書館21館中1位です。県の平均は4.87冊です。個人貸出冊数ということに関して、図書館年鑑2010年度版というのがあります。これは全国の統計が出ているものです。データは平成20年度です。このデータでは、平成20年度で37万5,000冊貸し出しをしております。全国の人口5万人未満の市区図書館84館中10位です。利用率は大変高い、そういう水準にあります。利用率は高いと。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ふだんから瑞穂市は何の特徴もないまちだとかと言われていたんですが、今の横山教育長の御答弁からは、以前から私も感じておりましたが、数字的な裏づけで瑞穂市の図書館、素晴らしい図書館を私たちは持っているということが言えると思いますので、きょうはこの図書館を何としてでも市の財産として、宝として生かす方向で市の姿勢を正せていただきたいと思います。

それで、今市民の利用率が非常に高いと、全国的に見ても高いという統計でしたが、せっかくですので、この議場の中で利用率をちょっとお伺いしてみようかと思いますが、そちら側にお見えの職員の方たちで、地元で結構ですので、瑞穂市でもいいし、どこでもいいんですが、

県図書館でもいいです。図書カードをお持ちの方は、恐れ入りますが、ちょっと手を挙げていただけますでしょうか、事務局の方も含めて。図書カードで結構です。登録してあるということとで結構です。

ほとんどですね。手の挙がらなかった方が数名でいらっしゃいました。それでは、ちょっと後ろの方で、この議員の方たちはもうもちろん瑞穂市立図書館の利用カードをお持ちかどうか、利用率をちょっと、すみません、恐れ入ります。

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

きょうは一般質問でございますので、議員への質問はやめていただきたい。

次に質問してください。

3番（熊谷祐子君） ということで、ちょっと議員については不明でございました。

利用率は全国的にも非常に高いということで、二つ目の質問に行かせていただきます。

図書館は、どこの自治体も持っていないところは図書館をつくってほしいという希望が多く、瑞穂市の学習館もなかったときに、市民の希望の第1位が図書館だったそうで、市民の要望によってつくられました。そもそも、市民のそれほど要望が高い図書館ですが、法律的な根拠につきましては、どのような法律に基づいて設置されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 瑞穂市図書館は、図書館法第10条の規定に基づいて設置された図書館ということでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） それは図書館条例の第1条の設置に明記されていることですが、私は小さいときから本がとても好きで、趣味みたいに読んでいて、子供を育てるときに絵本の読み聞かせをして、子供が大きくなっちゃったら読んでやる子がなくて寂しくなって、ほかの理由もあったんですが、図書館の読み聞かせ団体をつくり、趣味としてきましたが、現在、県の方の、県というのは岐阜県内のという意味ですが、民間の図書館を考える会のようなものに属しておりまして、そこでこの法律的な背景とかを大変勉強する機会に恵まれました。勉強してみると、図書館というのはこんなに法律的に重要なものだったのかと感動いたしました。趣味でやっていたことが、こんなに重要だったのかということがわかりまして。ざっと申し上げますが、まず日本国憲法の25条、教育を受ける権利に、そもそも憲法に国民は能力に応じて等しく教育を受ける権利があると。これが最高の法律で規定されております。そのもとに教育基本法の第12条では、社会教育の中に図書館というのがきちんと規定されております。さらに社会教育法の中にも、図書館及び博物館はということで位置づけられております、法律的に。

さらに、博物館法というのではないと思いますが、図書館法があるわけですね。図書館法は、社会教育法に基づいて図書館の設置やら、いろいろなことが法律上規定されております。そのほか、いろいろ細かい法律はここで読み上げることが無理なぐらい、法律によって図書館というのは非常に重要な施設であるというふうに位置づけられています。

それで、三つ目に、こういうことに比して、瑞穂市図書館条例を読みますと、ただいま言われましたように、第1条に図書館法第10条によりと。つまり第10条というのは設置条例が必要だと、市町村は。これでございますね。何となく寂しいなと思って、ほかのまちの図書館条例を見てみますと、条例名は設置条例とか趣旨とか目的とかいろいろありますが、その前に何のために図書館を設置するかが明記されているところもあります。本巢市では、図書、記録、その他必要な資料を収集し、保存して、市民の利用に供し、その教養文化の向上、調査研究等に資するためと、2行ぐらいですが、田原市というのが愛知県にあります、合併する前は田原町でしたが、この条例は、この2倍ぐらいにわたって図書館の重要性が書かれております。

それから、図書館協議会の設置も条例の中にあるまちが多いんですが、この2点について、目的ですね。何のために図書館を設置するかということと、それから図書館協議会がその図書館条例の中にあるかないかと。この二つはあってもいいんじゃないかなあと思うんですが、お考えをお聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 他の市町との比較ということでのお話でございましたが、目的、先ほど本巢市の例を言われましたが、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することというこの目的については図書館法の第2条に規定されておりますので、まずその図書館法で、目的は明記していると。図書館法の第10条に、設置する場合には条例で定めなければならないとされておりますので、その設置についてを条例であらわしているという大変シンプルな条例であるということでございます。

協議会につきましては、いつでも図書館法に戻るわけですが、図書館法の第14条に、公立図書館に図書館協議会を置くことができると、できる規定でございます。また、同法16条に、設置、その委員の定数、任期、その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないと規定されております。うちの条例には図書館条例の規定をつくっておりませんので、現段階で条例に規定をして設置しなさいということですので、現在はできていませんと。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ということで、この4番目に図書館の協議会の設置について話を進めた

と思いますが、2年前に図書館法が改正されまして、第7条の3と4がつけ加えられました。この中には、図書館の運営の状況に関して2項目、評価等をしなければならない。そういう評価と措置ですね。ほかの行政の分野と一緒にです。それから7条の4の方では、これを情報で提供しなければいけないというのがあって、これはねばならないわけですね。この2年前の改正図書館法を守るならば、普通の市町は、これは協議会が行っているわけですので、協議会が今までなかった市町も協議会をつくるようになってきているわけですが、そういう観点から、今後、協議会の設置が必要と思われるのですが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 設置及び運営上の望ましい基準というようなこと、それから運営の状況に対する評価等というようなことで第7条の規定があって、今指摘の第3項、第4項でそういった情報の提供とか、そういったものの規定が努めなければならないと。努めなければならないという規定でございます。現段階としては、合併以降、社会教育委員会の場において、その図書館についていろいろ御指導をいただくというか、意見をいただきながら進めているということでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 現段階はよくわかりましたが、今後、この協議会の設置について、教育委員会、特に生涯学習課の方でしょうか、ぜひ検討していただきたいと思います。評価や、その評価の情報を提供することに努めなければならないということですから、努めなくてもいいだろうとしても通るのかもしれませんが、ぜひ瑞穂市のすばらしい財産である図書館の運営を一層充実させるために検討をお願いしたいと思います。

次に、本日の一番私が重きを置きたいと思っておりました、附帯決議の取り扱いでございます。

昨年の12月18日に、議会で図書館の館長職に関する附帯決議を全員賛成で可決いたしました。これは、非常勤の特別職職員として図書館長を設置するに当たり、わかりやすく言えば、図書館長を嘱託にしたということでしたが、将来の再検討を求める決議をいたしました。さわりのところだけもう一度読み上げますが、平成22年度、ことしから、非常勤の特別職職員として図書館長を設置することとなったが、今後の図書館長としての執務状況をよく見詰め、将来は図書館長を司書資格のある一般職の職員とするよう再度検討すべきであると、こういうのが議長の名前で可決されております。この附帯決議の中心は、図書館長を司書資格のある一般職の職員とするようにと、これでございますが、これについて市はどのように扱っていかれるお考えかということをお聞きしたいと思います。

その前に、まず館長を嘱託にした理由ですね。



それから、独立した一般職員が館長をしていたときの身分ですね、私は課長かと思っていますが、どうも違うようですが、身分。

三つ目に、一般職員が担当していたときと、嘱託館長にしたときの人件費の差。

四つ目に、権限に差があるのか。

五つ目に、嘱託館長になったときの図書館施策の決定権。決定権は、最終的には教育長か市長だと思いますが、こういう図書館にしたいという施策の方向性を決める、上に上げる、そういう権限を持っているのか。それから、課長会議というものがあるのか、ないのか。研修もあるのかないのか、ちょっとつかんでおりませんが、こういうものへ嘱託館長は出席できるのかどうか。それから、図書館の中の予算を決めるといふか、積み上げる最初ですね、これの権限を持っているのかどうか、こういう要素についてお聞かせください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 最初に、なぜ嘱託にということですが、職員の定数の関係もあるかと思いますが、私としては、先ほど熊谷議員からお褒めいただいているように、瑞穂市の図書館は誇れる図書館であると。その誇れるところで、私は前から言っておりますが、郷土資料の収集が大変おこなわれていると。その郷土資料の収集をとらうふうにかえたときに、市の職員がすべて適任であるとは思いませんので、適正な方にやっていただくためには嘱託という措置もあるかなあと思っておりますが、また、その当時の館長の身分とか、いろいろな内容については、また次長の方から少ししゃべらせてもらいます。

いろいろな施策の決定権というようなこと、それから予算の積み上げというようなことについては、この嘱託の館長も含めて、課長補佐、それから主査がおりますので、市の職員が。事務職員、司書資格を持った事務職員ですが、そこで積み上げたもの、それからこういったことを講座としてやりたいとか、そういったこと意見をいただきながら、相談をして教育委員会としての案を決めていくということで、かなり意見をいただきながら進めております。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 御質問の中の人件費の差ということですが、嘱託館長の場合は月額報酬20万4,400円ということです。それで、以前は課長補佐、あるいは総括課長補佐として市職員が勤務しておりましたが、総括課長補佐で申しますなら、現在の総括課長補佐の1ヵ月の平均です。基本給は37万9,873円ということで、差は17万5,473円ございます。これはあくまで基本給ですので、諸手当とかボーナス等を含めると、これは年収で差を言った方が正確かと思いますが、これも平均で671万1,544円となります。嘱託職員の場合ですと、月額そのまま12ヵ月で245万2,800円ということで、差は425万8,744円の差ということになると思います。

あと、権限に差はあるのかという御質問ですが、私どもには事務分掌、事務分担表というのがございます。それで、市職が担当しておった場合との事務分掌を確認しますと、差はござい

ません。現在の囑託の館長の方が項目が逆にふえているということでございます。

それと決定権ですが、これを持っているかといいますと、館長での決定権の分もでございます。あるいは、その上には課長がでございます。生涯学習課長、さらに次長、教育長とありますので、その施策によって決定権者が異なるということで御理解をいただきたいと思えます。

課長会議があるかということですが、定例の課長会議はございません。課長会議研修というのを数回行ったことがあります。立場としたら課長補佐、あるいは総括課長補佐ですので、課長会議には出ていないというふうに確認をいたします。

予算の権限ですが、予算編成、作成は館長がかなり統一して作成して生涯学習課へ上げるといことになると思えます。

御質問は以上でよかったですでしょうか。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） 横山教育長と林次長の御答弁によりますと、ちょっと微妙にずれていらっしゃるんですけど、権限とか研修とか、そういうものは独立した館長さんよりは弱いということが明らかになったと受けとめました。

そもそも館長の職務とは何でしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） また図書館法でお話をしますが、13条の第2項に館長は館務、館の仕事掌理し、所属職員を監督し、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならないとありますので、そういった仕事でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） そうしますと、現在読み上げていただきました図書館奉仕の機能の達成に努めなければならないと。この図書館奉仕というのは、図書館法の第3条にあるものですね。この3条を見ますと、九つにわたって図書館奉仕の内容が書かれています。読み上げるには時間がありませんが、その第1は、資料の収集で、資料の種類について書かれております。そこだけ読み上げますと、郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、ここからが本文になるわけですが、図書、記録、視聴覚教育の資料、その他必要な資料、電磁的記録も含むと。つまり、人の知覚によって認識することができない電磁的な記録ですね。こういうものを収集し、一般公衆の利用に供することと。この図書館奉仕の第3条の一つ目を読んだだけでも、郷土資料はその中のごく一部に過ぎないわけですね。図書館へ行きますと、どんな小さい図書館へ行っても一目でわかるように、人間の、地球のといっても宇宙のものも入るんですけど、この世のすべてが十進分類法で分類されて、全部あるわけですね。そ

の資料の質や量の多寡、多い少ないは別として、すべてを集めなければならないわけです。郷土資料はその中のごく一部に過ぎないということです。

それから、これがまず一つ目で、それからあとはまだ八つありまして、さっき収集でしたけど、整備しなきゃならないとか、利用のための相談に乗らなければならないとか、ほかの図書館、図書室と連絡し、相互貸借を行わなければならないとか、分館などを設置し、利用しやすいようにしなければならない。巡回も行いなさいとか、読書会や研究会やいろいろなものを主催しなさいとか、時事に関する情報、参考資料も紹介し、提供しなさいとか、社会教育における学習の機会を提供し、これを奨励しなければならない。最後に、学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。この九つの全部館務を掌理しと。図書館の仕事というのは、これだけのことを全部掌握して、そして所属、職員を監督して、この九つの機能の達成に努めなければならない。つまり、非常に視野が広いことを要求されるわけです。

ということで、この附帯決議は瑞穂市議会の全員賛成だったわけで、議員の方々の見識の高さ、瑞穂市議会の見識の高さを示すものであると思えますが、私は一人の議員の個人として、ここに市の姿勢を正すのではなく、議会附帯決議を決議した市議会全体の、いわば代表として、この附帯決議を今後どう取り扱うのかをお聞きしたいと思えます。つまり、先ほど読み上げましたように、司書資格を持った一般職をきちんと館長に将来するようにと、こういうのが趣旨でございますが、これの方向に沿ってやるつもりなのか、これはなかったことにしようというか、そういう方向なのかということです。まずこれをお聞きしたいと思えます。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 附帯決議をいただいたということについては真摯に受けとめねばならないと思っております。その決議の文章の中にも、平成22年度からは設置することとなったけれども、今後の図書館長としての執務状況をよく見詰め、今見詰めておる段階ですが、将来は図書館長を司書資格のある一般職の職員とするよう再度検討すべきであるという内容でございましたね。これについては、将来、またどういう図書館をつかっていきたいのかというようなことにもかかわるわけでございます。将来、そういった司書資格のある方をお呼びするということもあり得る話ですし、今否定はできないと思っております。

改めてちょっと確認をさせていただきますが、図書館法の第4条に、司書及び司書補という項目があります。図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称すると。専門的職員という言葉があります。

同法の13条は職員についてのものがございます。13条を読み上げます。公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置くとして書かれております。ここにあるのは、館長並びに専門的職員、事務職員及び技術職員を置くです。館長が司書の資格、あるいは司書補の資格を持っているということに

ついでの規定はありません。全体を監督して、公共の福祉というか、図書館奉仕の機能の達成に努めるということでございますので、私の個人的な考えとしては、司書資格というものが重要ではなくて、これからの図書館をどうつくっていったらいいのかという全体をマネジメントできるような、そういった館長に将来なっていたらいいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 将来というのはいつのことでしょうか。来年になっても将来、再来年になっても将来ですからと言っておけば済むわけです。

やっぱりきちんと来年、こしはもうこうだったわけですね。嘱託館長でした。来年、再来年、今後3年以内にとか、そういうタイムスケジュールがやっぱり欲しいと思います。

それから、よく個人的にはと言われますが、そこにお座りいただいているのは、個人としてここに御出席いただいているのではございません。瑞穂市教育委員会の教育長として御出席いただいておりますから、それは個人としてというのはもうなしということをお願いしたいと思っております。

それで話を具体的に進めますが、この前8月の末に臨時議会がございましたときに、たった1人ですが傍聴の方が見えました。前の日に電話がございまして、一部だろうと思うんですが、図書館が天下り先になるというふうな、どこから一体そういううわさが流れたのかよくわかりませんが、そうして今私の目の前にいらっしゃる行政職の方が定年になったら、あの人は天下り先にあそこに行きたがっているんだと、その名前まで私に電話で言うんですね。そんな情報はそのときに初めて聞いたんですが、そういうことがうわさとして出て、そして関係者の方が傍聴に見えたということなんです。その方と私は直接話していませんけれども。ですから、現在のように嘱託館長を置き続ければ、図書館というものに、これだけ利用率が高いわけですから、非常に市民の関心は強いわけで、瑞穂市の図書館は職員の天下り先だと。これが常態化してしまうということで、それでもいいじゃないかという市民も見えると思うんですよ。400万円安ければいいと。見えると思えますけれども、私の主張は違うし、私のところに電話をかけてきた市民というのも、図書館をそんな場にはしてもらいたくないと思っているわけですね。今後、図書館長をどうするかは、今言いましたように、嘱託館長と、職員の方の天下り先ですね、嘱託館長を常態化するか、これが一つです。

それから二つ目に、職員の中には司書の資格を持った専門職として採用されていないわけですので、そういう一般の事務職員になっちゃっているんでしょうけれども、司書の資格を持っている方も何名かいらっしゃると思うんですね。こういう方を生え抜きとして人材育成をどうしていくか。

または、三つ目の選択として、引き抜きということがございます。これは図書館を非常に重

要視しているまちでは引き抜いていらっしゃいます。池田町が新しい図書館をつくる時に引き抜きました。それから、私は2度も視察に行きましたが、田原市もそうです。田原市は、静岡県の一般行政職の職員を引き抜きました。この方は、たまたま社会教育部門で図書館へ行ったら、図書館の魅力に取りつかれて、司書の資格もとったんです。それで、もう定年間近で定年まで一般行政職としているか、それが田原市に招かれて、単身赴任で行って、図書館長で終わるかというので、後者を選ばれたぐらい図書館の魅力にはまった一般行政職だそうです。あと、滋賀県なんか、滋賀県図書館は、初めは引き抜きでしたけれど、ことし現在の図書館長さんは初めて生え抜きだそうです。

ということで、この三つのうちの今後どれを選択するかということですので、ここでお答えいただきたいところですが、ちょっとまだそこまで煮詰めていないと思いますので、ぜひ市長を含めて、今後、瑞穂市のこのすぐれた全国的にもいいという評判の高い図書館を生かすも殺すも行政職と皆さんのお考え一つですので、ぜひ生かしていただきたいと思います。400万プラスすれば瑞穂市の売りになるような財産でございますので、御検討いただきますようお願いいたします。

残りの質問ですが、郷土資料を集めるために今の図書館長にしたということをお聞きしておりますが、これは先ほど申し上げましたように、郷土資料というのは集めるべき資料のごく一部だということです。

それから、図書館法の9条の2をお読みいただきますと、公の出版物の収集ということで、国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物、その他の資料を無償で提供することができるということで、ぜひ議会の資料もあそこで集めていただきたい。あるのは、議事録関係はそろえてありますが、議事録だけお読みいただいても、議案がないことには理解しにくいという声がございます。特に事業報告書のようなものです。それから議案は資料つきで、今もちゃんとあるわけですから、市民閲覧コーナーにもありますので、あれをもう1部か2部つくって図書館にもきちんと設置し、1部は貸し出しができるように、一、二時間では読めませんので、していただきたいと思います。もし館外利用を認めるとなると、瑞穂市図書館条例施行規則第12条に館外利用の制限というのがございまして、この公の資料は制限されておりますので、これも規則ですから、これは行政側で変えていただければいいので、ぜひこれもお願いしたいと思います。

それから、国民読書年がことしでございますが、国民読書年についてどのような事業を考えているか、最後にまとめて一括でいきますので。

それから、子供の読書振興計画というのがございます。これは平成13年に国会の議員提案で通った法律でございまして、子供の読書活動に関する法律というのがございます。この第9条の2、3、4に書いてありますが、子供の読書活動推進計画を立てると。岐阜県では県が立て

ました。発表されているところを見ますと、岐阜県内の市町村で子供の読書活動推進計画を策定しているのは、現況で31%、県はこの目標値を50%にしたいとしております。今後、これを立てる方向で行くかどうかもお答えください。

最後に、食事室についてお尋ねします。

学習館は12年前に建設されました。そのときに読書団体をやっておりましたので、今もしていますが、市外の幾つかの図書館を見て回って、こういう建物を建ててほしいと要望を出しましたら、ほぼ全部認められました。そして、すばらしい図書館が建ち、今も利用者が多いということは、はばかりながら非常にうれしい自負を持っておりますが、一つだけ聞いていただけなかったのが食事室でした。そんなものはだれが掃除するんやと教育委員会でどなられましたが、現在、要望が多いので、会議室をつぶして、初め4席で足りないのでは今は8席までふえましたが……。

議長（小川勝範君） 答弁の時間がなくなりますよ。

3番（熊谷祐子君） はい、すみません。

この食事室、または談話室とか、市民交流スペースとかと、ほかの図書館では呼んでいますが、これの設置をぜひ検討していただきたいと、まとめて一括で申しわけございません。一言ずつ御答弁ください。

議長（小川勝範君） 横山教育長、時間内に答弁してください。

教育長（横山博信君） 時間内にしゃべりたいと思います。

談話室という発想ですが、図書館の入館者の遵守事項ということで、館内において静粛に他人に迷惑をかけないと、こういった落ちついた静かな中で図書を探したり、読んだりするという施設でございますので、談話室という発想は全く持っておりません。そこで何をお話しされるのかというようなことで、食事室については今図書館で便宜を図っているということは聞いております。しかし、これも本来は学習室という形で、その空間、会議室を持ってありますので、特にお話の読み聞かせの会とか、そういった場所で使っていただくような場所として考えておりますので、今は便宜を供しているということでございます。

読書振興計画については、来年度策定に向かって具体的に歩いていく予定であります。

まだ時間がありますので、国民読書年については、それに限らず毎日学校とか市の図書館でも読書にかかわって大変活発に活動している市だと思っております。

議長（小川勝範君） 以上で熊谷祐子君の質問を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。なお、3時45分から再開をいたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時46分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長します。

4番 西岡一成君の発言を許可します。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

大分漏電してエネルギーが不足しておりますので、4点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は、駐車場の設置条例について、2点目は、緑化条例について、3点目は、補助金団体の調査・報告について、そして、最後に入札制度の改善についてであります。

以下、質問席にて一問一答で質問をさせていただきます。

まず、1番目と2番目の質問につきましては、清潔・安全で潤いと安らぎのあるまちづくりの観点からのものでありますけれども、堀市長の掲げております下水道事業、公園事業とも一体のものだというふうにも思っております。

さて、一般家庭では、新築をする場合、駐車場を備えないケースはまれと思っておりますけれども、今までに電話をいただいたケースでは、アパートが新築されたが、お客の分までないのか周辺に路上駐車をしている。よそから勤めに来られる方が、会社の駐車場が足りないのか路上駐車をしている等の苦情を聞いております。

アパートにつきましては、瑞穂市開発事業の適性化に関する指導要綱第7条(8)その他で、ア、マンション、アパート、借家等を建てる場合には、規模に応じた駐車場を設置すること、こういう規定がございます。まず、この規定についてお聞きをいたします。

ここの「規模に応じた」とは、具体的にどういう内容をいうのでしょうか。10室あれば10カ所、50室あれば50カ所ということなののでしょうか、あるいはそれ以外のことなののでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまの西岡議員の御質問にありました指導要綱で指導しております規模に応じたということでございますが、基本的にはアパート各戸、例えば1室ということではなしに、各戸に2台ということで指導しております。おおむね市内で分譲、アパートや何かを建てられるときには、各戸2台分を確保していただいております。それから一般住宅につきましても、基本的には2台ということで指導をしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、答弁をいただきましたけれども、あえて申し上げたいんですけれども、アパートの場合についても2台の指導ということなんですけれども、もう一回、そういうことも含めて、部屋数プラスアルファの部分について、どういうふうにしたらいいのか。さら

には会社の場合も、従業員の駐車場について努力をされているところもあれば、近くの駐車禁止でないところに従業員の車をだらだらと並べるといふようなこともございますので、やはり、工場、会社をつくる时候についても、従業員プラス一定の割合、この一定の割合をどれだけにするかということも含めて義務づけるような駐車場の設置条例というふうなものも検討してはどうかあという気もするんですけれども、もう一回答弁、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど言いましたように、アパートについては各戸で2台分のスペースをお願いしたいということでございます。周辺市町を見ますと、例えば岐阜市あたりですと、分譲マンションとかアパートは各戸1台という形で条例制定をしておりますが、うちが2台ということで、当市は公共交通機関が一部不足している部分もありますので、どうしても車社会ですので各戸2台分が使われているようですが、逆に言えば、市営住宅については各戸1台分を確保している状況です。それでは足りませんので、近くで貸し駐車場を借りたりということですので、各戸2台でいきたいというふうに思っていますし、場所によっては、この別府地区については、なかなか2台分の確保をするスペースも難しいということもございます。それと、駐車場法というのがありますが、これについては、百貨店とか特定建築物については義務づけがございしますが、なかなかこういう郊外的なまちでは、そこまでの条例制定は少ないというふうに考えております。2台の要綱をお願いしておりますが、これで皆さん御協力いただいておりますので、この要綱でいけるのではないかなというふうに考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 2台でということですが、現実的に実際はどうですか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど言われましたお客さんの駐車場については、確保されているアパートもあるでしょうが、ほとんどないのが実情ではないかなあというふうに理解しております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もう1回言ってください、ちょっと聞こえない。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 現実には、来客用の駐車場のあるアパートもあるでしょうが、大半のアパートは各戸2台の駐車スペースが確保されている状況ですので、来客まではないと思いますし、事務所によってはないところもあるかと思いますが、会社によっては車庫証明や



何かの関係で、かなり余分にとってみえるところもありますし、それぞれだと思っております。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 私は別府住宅にいたんですけれども、各戸 1 台もなかったですね。2 台どころか各戸 1 台もなかったですね。ですから実態を点検して、今、要綱でもそれを実体化するような指導をしっかりやっていただきたい。

先を急ぎますので、次に行きます。

2 番目は、緑化条例についてであります。

先ほど、昨日もそうですけれども、市長は、その町の評価はどれだけ緑があるかということだと、こういうことを言われましたね。そしてそれが常識だというふうに言われました。市長自身もドイツ等いろんな外国を見て回られて、日本の町の違いというものを肌で学んでこられてきたと思うんですけれども、そういう堀市長が旧巢南町の時代に、聞くところによれば、企業の進出の際には緑化を行政指導していたということでもあります。

そこでお聞きいたしますけれども、どのような基準でどの程度の行政指導をしておられたのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 旧巢南町の時代の話になりますが、過去に企業が進出した場合に、明確な基準は設けておりませんでした。農村工業導入地区に入った会社、それから十七条地内でも工場誘致の入った会社については、緑地帯を設けていただくように地元の説明会等でもその際をお願いして、現実には工場の方に緑地帯を設けていただいたりという事例がございます。特に基準は定めておりませんでした。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 特に基準を定めていなくて具体的指導は、文章が残っておれば、そのときの中身について、今ここで報告をしていただけると思うんですけれども、今の説明だけではイメージが具体的に全然わからないんですよ。そういう資料とかは全然ないんですか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 農転の資料とかいろいろ探しましたが、当時の資料がちょっと見つかりませんでした。それで、説明会にいた担当者、ちょうど今の商工農政の課長が同席しておりますので、確認したところ、周辺に緑地帯を設けてくださいよという指導をしたそうです。説明会の際に指導をして、企業側がそれではやりますよということで、今緑地帯が設けてあるということでございます。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 具体的内容についてよくわかりませんが、工場誘致に際しては、説明会の中で緑地帯を設けるよう指導したという行政側の主体的な意欲というものが少しわかりますけれども、今、手元に茨城県牛久市の「みどりと自然のまちづくり条例」というのを持っております。いろんな緑の条例をずうっとインターネットをとって並べてみたんですけど、たまたまこれを見てもみると、その条例の内容の説明の前にこういうことが書かれております。「緑と自然豊かな町には、潤いと安らぎが生まれます。緑には、大気をきれいにしたり、雨水を蓄えたり、日差しを遮って気象を緩和させたり、火事の延焼を防止したり、風を遮ったりと、いろいろな効用があります。私たちの知らない見えないところで、緑はとても大切な役割を果たしています」。小学校の教科書を読むような感じではありますけれども、私にはこの文章が何かしら新鮮で、大変説得的に感じられました。

牛久市では、緑化の対象となる事業は、敷地面積500平米以上となる土地で、建築、工作物、駐車場を築造する場合、そして敷地面積500平米以上となる土地の形質を変更する場合であり、必要な緑化は開発等の面積に応じてそれぞれ定められております。例えば、敷地面積2,025平米の店舗で、用途地域は第1種住宅地域の場合、緑化面積は178平米というふうになっております。細かい基準はいろいろこの中に書いてありますけれども、それは省略をさせていただきます。

そこで、提言をさせていただきますけれども、我が瑞穂市を見た場合、進出企業の中には、敷地は3,000平米はあろうかというのに樹木一本見当たらないような会社も見受けられます。金もうけのことだけしか考えない殺伐とした風景に見えます。果たしてこんな会社で働く労働者の心に、潤いと安らぎが生まれるのでしょうか。進出企業を含め建築物を新築するなどの場合において、この牛久市のように、その規模に応じた緑化義務を定めた緑化条例を制定するよう検討されてはいかかかと思いますが、市長にその気持ち、方向性について御答弁をいただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 西岡議員の御質問に私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど旧巢南町の話がございましたが、これは確実に行政指導をしておりました。既存のところもハイビックス、富士加工、こういった関係、新しいところにおきましては岐阜工業、加藤製作所、こういった関係のところは必ず緑化してくださいよという行政指導をしておりまして、現在も駐車場も緑の中にあるというような状況でございます。

実は、私、ちょうどことしだったか去年の終わりでございましたか、東海の市長会が豊田市でございました。トヨタ自動車の方へ、豊田市でございますので見学があったわけございま

すが、このトヨタ自動車におきましては、今まさに西岡議員がおっしゃるとおりでございます。今、この地球温暖化を初めとしましているんな関係、CO<sub>2</sub>の関係におきまして、ましてや車をつくっているトヨタでございます。実はトヨタ自動車の従業員、相当な数がおりますが、ちょうど大きな十何万坪という工場でございます。その真ん中を高速道路が走って二つに割っております。ですから、国土交通省と話をしまして、その下を実は車の駐車場に借り上げるように話をしまして、これまでの駐車場をすべて、この近隣の住民、またトヨタ自動車の社員を含めまして緑化しました。相当な緑化をされまして、まさに世界のトヨタにふさわしい緑の中に工場がある、本当に見てその規模も到底想像のつかんような規模でございます。

そういったことをしておるところでございます。やはり進出企業、これまででございます企業におきまして、やはり市としては、そのくらいの最低限の、時代が時代でございます。今御指摘があるようなことを、ましてやトラック運送の関係におきまして、まだここ何年か前に誘致をされた企業におきましては、相当な長尺の車が入ってまいります。相当な数でございます。ところが、一本も緑が入っていない、こんなところもないわけでございます。私はちょうどそのくろを通して通勤いたしております。これでははっきり申し上げまして、それだけのトラック輸送業界の企業として社会の役割を果たしておらんのではないのか、そういうことも思うわけでございます。やはり市としましては、これから企業誘致の話もございましたが、既にあります企業におきまして、また新しく誘致する企業におきまして、先ほどございましたその面積に応じて等分の緑化をする、そういった形の条例制定は考えていかななくてはいけない、このように私も思うわけでございます。そういった意味で、今後、十分に検討してまいりたい、このことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、市長の答弁をいただきましたけれども、ぜひ規模に応じた緑化義務を定めた緑化条例の制定に向けて具体的に執行部の方で御検討をお願いしたいというふうに思います。これは公園も一緒だと思います。50年、100年、さらには150年先の我々の子孫に、やはり緑と自然を残していく、最大の財産だというふうに思います。先の流行のことだけにお金を使って、すぐまたそれがなくなっている、こういう繰り返しでは、人間の歴史の本当の意味の財産というものが蓄積されてこない、先は未来がないというふうに思いますので、ぜひひとつお願いをしたいと思います。

また先に急がせていただきます。

3点目、補助金団体の調査・報告についてであります。

地方自治法第221条第2項は「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付もしくは貸し付けを受け

た者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む）または調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、または報告を徴することができる」というふうに規定をいたしております。また、瑞穂市補助金交付規則第15条は「市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、法第221条第2項の規定により、補助事業者に対して当該補助事業の執行状況の調査をし、または報告を徴するものとする」というふうに規定をいたしております。

そこで、お聞きをいたします。

これまでに係る規定を適用した事例を御報告いただきます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今申されました自治法221条第2項の規定を使いまして調査をした事案については、現時点で把握しているところは1件あるということでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 1件しかないということですがけれども、今質問したのは、その調査の報告を言ってくださいと。1件あるという報告だけじゃない。1件は何なのか、その内容の調査報告を徴するわけだからね。その内容はどういうことですか、これ。公文書で出しておるんでしょう。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今、調査をしている最中ということで、その対象はシルバー人材センターということございまして、児童高齢福祉課で補助金を交付している団体であるということでございます。報告書はまだ手元には来ておりません。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、シルバー人材センターということがありましたけれども、その件につきまして、今調査中ということですが、現実的に、そのシルバー人材センターの運営に問題があるという話は私の耳にも入っております。それは調査中ですがけれども、今の段階で、どの程度把握しているのでしょうか。そのことについて御報告いただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、西岡議員の御質問にお答えします。

まず、シルバー人材センターでございますけれども、瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱、または瑞穂市補助金交付規則に基づきましてですが、高齢者能力活用協力事業として、瑞穂市シルバー人材センター、今、一般社会法人の瑞穂市シルバー人材センターとし

て、私の方、昨年度もですけれども出しております。

どうしてこういう資料を求めたかといいますと、やはりシルバー人材センターとして自主的な努力を尊重しつつも、やはり監査委員の方からこういう指摘事項もございまして、またこういう厳しい財政の折、補助金についてはたびたび議会でもいろいろ御指摘をいただいておりますし、また行政改革推進委員会でもこの補助金のあり方について今検討を進めているわけでございますけれども、こういうことも踏まえて、それから私の方として、予算の執行の状況とか、将来のこのシルバー人材センターの補助金交付についても考える必要があると思ひまして、こういう資料を求めたものでございます。

今の段階では、私の方はまだ求めたものでございますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） まず私の方で、このシルバー人材センターの運営に問題があるというその中身について、当事者の一報で、A 理事長の方から直接話を聞いておりますので、そのことを御報告申し上げながら、シルバー人材センターについて考えてみたいと思うんですね。

まず、瑞穂市のシルバー人材センターは、21年度末、会員数が男性175名、女性が68名、合計243名おられるわけでありまして。市からの補助金は、21年度で647万円、22年度で600万円というふうになっております。今、宇野部長が答弁されたように、その根拠は、瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱にございます。そして、第2条で「事業の種類、交付団体等、補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする」と規定をいたしております。別表は、事業の種類、高齢者能力活用協会事業、交付団体等、瑞穂市シルバー人材センター補助対象経費、高齢者能力活用協会設置事業に必要な経費、こういうふうでございます。

そこで、まずお聞きをしたいんでありますけれども、高齢者能力活用協会設置事業というのは、具体的にどういう事業を指すのでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今、事業の種類として、瑞穂市としてはこの要綱で、これが適用するというふうに考えております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） お聞きしたのは、能力活用協会設置事業というのは、具体的にどういう事業を指すのかと。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） シルバーの補助金につきましてですが、この件については、全般的にその運営内容について補助をしておるといところでございます。運営ということというふう

に理解しておりますので、御了解いただきたいと思います。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） その答弁を聞き出したかった。どういうことかという、この場ではないけれども、別の場所で副市長と話をしたときに、今の内容と同じことを聞いている。そうしたら、補助金はそのお金だけについて調査できるんだと。そのことに対して、私の方で言ったのはそういうことではない、お金を支出するという行為自体がシルバー人材センターの運営に係る行為であって、まさに一体不可分なものなんですね。したがって、お金の問題だけでどうのこうのじゃなくて、そのお金を動かす、シルバー人材センターの運営自体が適正に行われているか否か、このことについてきちんと調査をする。そのことの中で、そのお金の支出も適正に行われているかどうか、こういうことでなきゃいかんというのが私が申し上げたこと。だからそういう中で、今全般的、運営に補助をしているということであれば、人件費だけじゃないからそれでいいんです。

まず先に、この補助金等の交付要綱を見ればわかるはずですよ。そのほかのところはみんな活動費が入っているんですよ。社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会活動促進事業の中に活動費が入っている。老人クラブ活動促進事業も単位老人クラブ活動費、身体障害者福祉協会の活動促進事業も活動費、遺族会の活動促進事業も活動費、児童福祉施設併設型民間児童館事業も活動事業費というようなことが大体みんなほとんど書いてある。ですから、私が聞き出したかったことを、今副市長が答えていただいたから、それはそれでいいんです。

それが何で大事な話として聞き出さなきゃいけないかという、これから申し上げるシルバー人材センターの A 理事長から聞いた実態をどう考え、どう行政として対応していったらいいかということに係るからなんですね。

それで、私の聞いた話では、理事会の席でも B 副理事長が法務局で登記を受け付けてもらえなかった、あるいは、総会は向こうだからあなたは理事長じゃない、何であんたが理事長や等の発言をされたということでもあります。もしその発言が事実なら、まさにめちゃくちゃであります。

A 理事長にコピーを見せていただいておりますけれども、総会の議事録は手元にあります。一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター平成22年度通常総会議事録、この議事録を見ますと、「以上のとおり社員の出席があったので、定款の規定に代表理事豊田正一は議長席につき、本会は適法に成立したので開会する旨を宣し、直ちに議事に入った」と。「本会は適法に成立し」と書いてありますね。つまり、総会は適法に成立したと言っておるんです。無効だということについては、議事録自体が適法に成立したというふうに書いてあるんですね。さらに、理事長じゃないなんて言われるけれども、この議事録を見ると、引き続き休憩時間の後、1、2

があって2、新理事長A あえて固有名詞は出しません が就任のあいさつをすると書いてあるんですね。新理事長で、A氏が就任のあいさつ、総会の議事録は、事実に基づいたものですよ。そうでなかったら、これは偽造文書ということになりますからね。偽造文書じゃないならば、全部ここに役員の印鑑が押してあります。代表理事から全部これに押してあります、これ。ですから、まさしく真正なる文書であるというふうに推測するに足り得るということなんですね。こういうことが言われたとしても、実際はこういうふうになっておるといことですね。

さらに、登記も受け付けていないというふうに言われますけれども、ここに5月20日退任、22年6月17日登記で7月13日に法務局でとった履歴事項全部証明書というのがありますけれども、その中にもちゃんと法務局の登記がしています。ちゃんとA氏もB氏もその他の理事さんも入っております。入っておった上で、一番最後に「これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である」ということで、平成22年7月13日で岐阜地方法務局の登記官の個人名が書かれておりますね。無効じゃないですね、無効になっていないですね、有効ですね。それで、すぐまた直近の登記もとってきてもらったんですけども、何も変更されておられません。これのとおりです。だから、こういうことで一つ一つ具体的事実の裏を積み重ねていくと、実際問題、非常に問題があると思うんですね。

ここにシルバーの定款があります。それで、定款も読みました。そうすると、何が明らかになったかといいますと、まさしく混乱の原因が定款にもあるんじゃないのかということをおぼろげを得ない規定があるんですね。定款の第26条は「理事長及び副理事長は、センターを代表し、業務及び会務を総括する」というふうにあります。つまり、理事長と、副理事長2名いるんですけども、この3名がシルバーを代表するんですね。皆さん調べていただければわかります、行政も調べればわかるんですけども、要するにほかのところ、岐阜市なり、大垣市なり、山県市なり、例えば名古屋市なり、大体定款を見ると、理事長がシルバーを代表するというふうに書いています。「副理事長はこれを補佐する」と書いてあります。これは、我が議会においても議長、副議長、常任委員会の委員長、副委員長、我々が持っている普通の常識ですよ。それが定款上は、理事長、副理事長2名やって、けれどもその3人がシルバーを代表するとなるわけでしょう。そうすると、その中の1人が職員を採用する、片一方で別の職員が、おまえはやめていけということもあり得るわけでしょう。これはどうなりますか、これで実際問題。それで、A理事長が、おまえはもう辞表を出したんだから、あしたから来なくていい。今度は別のB副理事長が、そんなことはない、来てもらわな困る。つまり、組織としての統率がとれない、秩序が保たれないんですね。ですから、そもそもそういう混乱が起こり得る可能性というのが定款上の中に潜んでおる。だから、もしこれを意識的にこの定款をつくったとしたら、すごい頭脳の持ち主です。物すごい頭がいい人です。ところが、いろんなところの定款を寄せ

集めてきて、継ぎ足して、社団法人の登録をすれば認可されるからとやったとすると、まさに失礼だけれどもずさんですね。整合性がない、条文に。

例えばこの定款の中で、理事会というものは、議長は代表理事の中から互選して決めると書いてある、この中でそういう規定がある。ところが、実際は職員がやるとか、そのことをまたA理事長は聞いてないとか、要するに運営自体がもう我々の常識を超えるところでやられている。こういうふうな実態ですね。

さらに、B副理事長は、理事会等不特定多数の前で、A理事長に不正があったと名指し批判をされたということでもあります。もしこの指摘が事実であれば、これはまた、その内容を精査して判断をしなければならぬ重大な問題であります。逆に、不正がないのに不正があったと不特定多数の前で発言したとなると、名誉毀損の刑事事件になる可能性がある事案なんですね。

いずれにしても、係る状況を踏まえた場合、私があえて提言をいたしますけれども、早急に3人の代表理事から事情聴取を行っていただきたい、公平に。シルバー人材センターの定款及び総会議事録等を精査するとともに、この間のシルバー人材センターの運営に係る事実関係を客観的に把握していただいた上、その事実の真偽、さらには定款違反の有無等を明確にする中で、総会の議決や定款にのっとった適正な運営に服するよう、強力な指導を行うべきではないかと思います。21年度で647万円、22年度で600万円という住民の税金を交付している市としては当然であります。答弁を求めます。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 西岡議員の今の御質問でございますけれども、まず私の方、資料を正式にいただきまして、それから代表理事の今のお話は、今代表理事の方がお見えになったわけではございません。それで、まずそういう事情もお聞きしたいと思っておりますので、今の時期ということは、すぐにということはお答えできません。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） まず確認をしておきます。

資料は受け取っているんですね。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 正式な、私の方は公文書で出しております。向こうから、例えば会社の公印をついたものとしてはいただいております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） さっき申し上げたように、定款上は3名の代表理事がシルバーを代表するんですね。ですから、そのことを踏まえると、恐らくシルバーへの文書は、この3人の代表



理事あてになっていると思う。でしたら、向こうから返ってくるのは代表理事それぞれが代表するんですから、先ほど言った定款上の問題点はありますけれども、現状としてはそういう形で返ってくるだろうというふうに思うんですね。それで、だれかから返ってきておるとすれば、直ちに分析をしていただいて、私も全部詳細に精査をしているわけじゃないですよ。多少読んだだけでありますけれども、読んだだけでもそういうことがすぐわかる。ですから、それをやっていただきたい。そして、やはりシルバーの二百数十名の皆さんがいるわけですから、組織的な混乱は、いずれにしても公正客観的にきちっと精査をして、強力な指導をして、適正な運営に服するようにしていただきたいという立場から、もう一回言いますけれども、いつかわからんでは1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、4ヵ月どんどんたちます。私もこの話を聞いて、5月20日が総会ですよ、それから6月、7月、8月、9月、もう10月に入らっしゃるでしょう、もう結構な時間がたっているわけなんです。だから迅速に対応する、ぐずぐずしないということをぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それに関連して、補助金全般に係りますけれども、これはシルバーが一例ですけれども、やはり補助金の使い道が適正に行われているかどうか。さらに、当初の補助目的を達成したのかどうかとか等々、この調査権を使って、もっと主体的に、皆さん職員の仕事の関係もあろうかと思えますけれども、これをやらなきゃいけないわけです。

きのうの答弁、だれでしたか、補助金について一定の定めをつくりたい、それは作業中ですよというような答弁があったかと思うんですけれども、それだって本当を言うと、職員じゃなくて学識経験者であるとか、第三者によって構成する補助金検討委員会みたいなものをつくってやるということが必要だと思えますが、今申し上げたように、もっと調査権を使って補助金団体に、たくさんあるから一遍にできない、一遍にできなかつたら分担して分けて、順番に、確実に、そのかわりやっていく。そういうことがちょっとおろそかにされているというふうに思います。それをやってください。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） シルバー人材の話でございます。議員御指摘のように、一般社団法人という名称を持った権利能力のある法人格を有する団体でございます。そういった意味では、それぞれの会員がおって、また役員会をやって、あるいは理事会をやって、それぞれ総会をやって、それぞれの権利能力をそこで発揮されて運営されているというふうに思います。そういった意味では、中の紛争が何かよくわかりませんが、こういったものについては、それぞれの会員の皆様方で本来は自浄努力していただくのが第一だというふうに思います。そういった意味では、我々の方はまだそういった内容を入手しておりませんし、その情報が、いわゆる会議録を見てどうのというような確認まではしておりませんので、そういった内容を入手した段階で、何が値するのか、何ができるのか、その辺を考えてみたいというふうに思います。

ただし、私の方で600万円の補助なり、あるいは六百数十万円の補助をしておりますことについて、それが適正に執行されておるかということとは当然にすべきだというふうには思っております。ただ、内容につきましては、先ほど言いましたように権利能力のある団体でございますので、その辺は十分踏まえて対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ちょっと副市長がそんないいかげんなことを言ったらだめですよ、そういうことを言ったら。

確かに、シルバーは独立した法人、そのことはわかっている。わかっている上で、地方自治法221条第2項が何であるか。まちの補助金の交付規則とか、何で存在するのか。そういうことを前提にして地方自治法は規定されておるんや。だから、その趣旨を踏まえて、今副市長は言われたように、まずは組織内部で独立法人としての自浄能力を発揮しなきゃいけないというふうに、ちゃんと土俵を見た上で話を持ってくるなら、それは順番なんや。僕もそう思う。まずは独立法人で自浄能力を発揮してやるのが当たり前の話なんや。

その次に、やっぱり行政として600万以上の住民の税金を支出しておる以上は、ちゃんと調査する権利は、先ほど言ったように地方自治法で規定されておる。独立を否定するために規定されておるわけじゃない。独立を認めた上で、それでもなおかつ、例えば不正に支出をしたというような事実があるならば、もう自浄能力でできないわけだから、行政、あとは刑事事件があれば警察で、三位一体でやればいい話や。今ここは行政だから、行政の立場で言っただけの話。だから、言っていることはわかっているから、答弁は要らない。

そういうことで、実際問題、代表員の名前が書いていない文書のような話であったけれども、それは来ているのなら、来た文書をともかくにも読んで分析をする。そして、不十分であれば、その不十分なことをもう一回伝える、相手に。代表理事にそれぞれ伝える。そうやってきちっとフォローしていかなければ、話は前に向けて進んでいかない、解決しないということ。

あと7分だから、入札制度の改善だけ残っているから、ちょっとこれ、焦って言います。

今までの入札制度の改善については、とりわけ入札の透明性、公平性という観点もあつたけれども、談合を封じ込めるという観点から、一般競争入札を導入しなさいとか、電子入札をしなさいとか、工事積算内訳書を入札のときに提出させなさいとか、いわゆる予定価格を事後公表しなさいとか、いろんなことを言っている。そして、最低制限価格も設けなさいとかと言っている。うちは低入札価格調査制度をそういう中で使い、そして、堀市長になってから我々が言ってきたことを具体的に実践されてきた。そういうことなんだけれども、やっぱり業者はもうかった方がいいわけですから、できることならば談合してもうけた方がいいと当然思う本音

は持っているわけですから。

それが、この一般競争入札、きのう小寺さんも言っていましたけれども、平成22年4月27日現在の要するにこの1年間、平成21年3月7日から平成22年7月16日までの一般競争入札に付したすべての案件をまとめてもらったものを入手しております。これを見ると、本当に我々、素人ですから特にそう思うんですけれども、とりわけ土木工事、100%がいっぱいあるんですよ、これ。それで、あとは99.7%とか、98.何%、99.何%、そういうやつを入れたら、もうほとんど100%に近いような状態になっている。これを見ても、特定の一つの業者が100%、あるいは99.7%とか、ほとんど100%に近いようなところがある。

結果としてこれ、我々見るわけですから、結果でこうなっている。そして、建築工事においても100%のものも出ております。これじゃあ一般の人、素人ですから、我々含めて素人ですから、これを例えばきのう小寺さんが言ったように、インターネットで全部これを載せたら、一般の人はどう見るかですよ。ですから、そういうことを考えたときに、入札制度、とりわけ談合防止のための改善策として考えていかなければならないことは、今言いましたように、小寺さんが言われたように、こういうものを全部インターネットに載せる。

この中には何が載っているかということ、指名業者数、設計原価、予定価格、それからこの歩切りの率もちゃんと載っています。それから契約金額で落札率も全部載っていますから、そういう意味では非常に見やすいんですね。ですから、こういうことになったときに、これまでの日弁連のやつも持っていますけれども、本当に95%以上は談合だと思っていいというようなことを言っているわけですから、もう証拠があったかどうかで判断するというのではなくて、行政の側が談合があったとの疑いが強いと判断をしたら、それは無効、やり直しということで、差しかえてやる。これが一つ。

その次は、一般競争入札というんだけれども、実際は地域要件がありますね。地域要件があるからしてかどうか、この指名業者の数も建築では2社から13社です。昔、指名競争入札で、名古屋の業者も来ている。大きな全国的なゼネコンも来ていた。これは大体どこどこ入るといって、業者が探りを入れて、もう事前に談合をする。当然我がまちは一般競争入札になっておるでしょう、もう。電子入札でしょう。ですから、地域要件を取っちゃうと、談合がますますしにくくなると思うんですよ。ですから、もう議長、物言いたそうですから、今二つだけ言っておいて、あとはまた次のときに回せばいいですから、そのこと二つについて、具体的に答弁、執行部やってください。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず、今2点ほどの御質問だったかと思いますが、1点は、談合の疑いがあればやり直すべきだと。当然そうした情報等があれば、その状況をよく調査し、それに対応すべく制度ができておりますので、それに従って粛々と対応していきたいと思っております。

ます。

そして、もう1点の地域要件等々ということでございますが、私どもの工事が特に特別な工事というわけではございませんので、工事の規模を踏まえて、できる限り多くの方に参加をしていただくという方針ではずうっと進めてきておりますので、その中で慎重に進めてまいりたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 西岡一成君の質問を終わります。

次に、5番 庄田昭人君の発言を許可します。

庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番、新生クラブ、庄田昭人です。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問は4点、徴収体制の一元化について、子宮頸がんについて、リサイクルセンター調査委託料について、ごみ回収についてです。

それでは、質問席より質問をさせていただきます。

合併して7年が経過したが、平成18年3月に制定された瑞穂市第1次総合計画の目標、市民参加協働のまちづくりを踏まえながら、基本計画、安全で快適なまちづくり、心豊かな住みよいまちづくり、だれもがいきいきと暮らせるまちづくり、希望をはぐくむまちづくり、活気あふれるまちづくり、市民が主体のまちづくり、及び平成20年度9月に制定された瑞穂市都市計画マスタープランに掲げる諸施策の実現に向け、また集中改革プランを着実に実行しつつ、瑞穂市に住んでよかったと市民が思えるまちづくりを進めなければなりません。総合計画やマスタープラン、集中改革プランが、この景気低迷のために数値や計画が大幅に変更しなくてはならないことになったのではないのでしょうか。今後、景気が急に明るくなるとは考えられません。今、着実な行政運営をしなければならぬと考えます。しかし、何もしないことではなく、确实、着実な行政運営が求められると考え、そこで質問をさせていただきます。

徴収体制の一元化について、今年度現在までの税納入状況はいかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、ただいまの御質問の現在の収納状況はどうかということでございますが、ことしの8月末での市税の収納率の状況を比較してとりましたので、報告させていただきますが、これは前年同月比ということで御理解いただきたいと思っております。現年分につきましては、前年より1.92%の増となっております。滞納繰越分につきましては1.01%、ほぼ横ばいですが増でございます。トータルでプラス1.97%ということで、前年対比としましては微増という収納率となっております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 現時点では、昨年度より微増であるという報告でありましたが、若干の明かりが見えているようですが、これは横ばいになっているのではないかと私は考えます。しかし、この経済状況でありますので、今後の税納入について、ただいま全期前納報奨金制度の廃止となっておりますが、平成23年度、来年度は交付額が従来半額、上限2万5,000円となっている。全期前納報奨金制度の廃止による影響や、変更状況の対応についてはいかがお考えか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘の件、私ども詳細に見きわめておりますが、景気悪化というところも影響があるかと思いますが、今年度の前納報奨金におきまして、市民税におきまして若干減少しているのではないかというふうに見ております。

それで、前納報奨金制度の廃止によってどんな影響があるかというところでございますけど、確かに前納率の比率が下がって期別納付への平準化が進むというふうに使われますが、期限内納付というのは見込めるのではないかというふうに考えております。今現在までに段階的に廃止の方向に向かうということで、周知はさせていただいておりますが、この段階で前納を取りやめるとかという手続の問い合わせは、今の段階では非常に少ないように思っております。

どちらにしても、今後、これを廃止となる前に23年度の当初、納付書を送付する段階でも、廃止になる旨の周知はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） しかし、この景気状態でございますので全期報奨金制度の段階的廃止、また24年度の廃止について、この状況を考えると、この全期前納報奨金制度廃止の延期または見直しというふうに考えることは、さらにできないでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） この廃止に向けての議案を、ことしの3月議会定例会に提出させていただきましたんですが、この制度そのものが、やはり財源を早期に確保することによって財政の安定化を目指す。さらに納税思想の普及に努めるというところが目的の制度でございましたが、今の段階としましては、目的は既に達成されている。さらに住民税の徴収の方法が変わってきている、特別徴収と普通徴収、さらに年金の特別徴収というような方向にも昨年からなってきております。そのために不公平感ということも考えられます。その観点から提案させていただいて、御理解をいただいて、決定をいただいた方向でございますので、このまま進めていきたいと考えております。周知ももちろんさせていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 今年度の決定ということでしたが、不公平感、財政確保などということで、また周知徹底、御理解を求めていただけるような方法をお願いしたいと思います。

2番目に、収納対策推進プロジェクトチームを設置したと前回の議会のときに言われましたが、その後の対応や効果はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） プロジェクトチームの設置につきましては、ことしの6月1日に市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢保険料などの収納率の向上及び滞納額の縮減に向けた取り組みを推進するために、税務課と医療保険課の事務分掌の枠を超えた中で収納業務を処理させるという組織でございますが、推進チーム設置後、会議を数回繰り返しまして、チーム員におきまして、事案とか日程調整などは随時行っておりまして、

その後、対応はどうなったかという点でございますが、今回、国民健康保険税の高額未納案件、本税につきまして30万から150万という範囲に絞り込みまして、その対象者が34名になりましたが、日にち的には8月9日付で文書を送付しまして、その内容につきましては、国保税の未納について、指定期日までに納付もしくは相談がない場合は収納対策推進プロジェクトチームに引き継ぎますよという、滞納処分をするという旨の内容を通知させていただきました。その結果になりますけれども、9月当初の現在でございますが、そのうち10名の方が納税相談に応じて来庁されました。その内訳として、全部完納された方が2名、誓約書等を交わして分納計画ができたのは8名という状況となっております。今まで全く面談、面接ができなかった方10名が、このチームの設置を推進したことによって国保税の方の解決が一部でも今の段階ではできているという状況でございます。

この効果につきましては、今まで何の反応もなかった人が完納したり、納税誓約を交わして分納するというふうになって、一人ひとりの納税が全体の納税に対する意識が変わることにつながるという効果を期待しているところでございますが、このプロジェクトチームは滞納処分を主に行いますが、滞納処分のみが目的とするのではなく、納税に対する意識改革を促して、制度を理解してもらい、自主納付をしてもらえるような納税者になってもらうことも目的の一つとして考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） プロジェクトチームのただいまの答弁の中には、滞納処分を目的とするのではなく、納税に対する意識の改革とありましたが、やはりこれはそれぞれの個人の持つ意識は違うと思いますが、ごね得、逃げ得とならないような収納業務に当たり、外部監査導入の瑞穂市でありますので、厳しく当たっていただきたい。また、34名国保のみの相談者が10名とい

うことでしたが、しかし、相談以外の方も市民であります。そこはよく話し合いを持ちまして、慎重に進めていただきたいと思います。

また、会計監査委員による監査意見書の中にも幾つか出てくる言葉が、収入未決定額、不納欠損額について指摘しています。税込、税外収入など合わせると、どのぐらいの額になるのか、把握していますでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 収入未済額、さらに不納欠損額はどのぐらいかということですが、お手元にこの瑞穂市の決算書をお持ちでしたらごらんいただきたいと思います。

この中に、1ページになりますけど、会計名ということで一般会計、さらに特別会計、各会計ごとに決算の状況が総括ということで記載しておりますが、その1ページの上段の方に不納欠損額収入未済額という欄がございます。不納欠損額につきましては時効の部分、条文でいうと18条、さらに15条の7という規定がありますが、3年で消滅する、さらにそこで即日消滅するという部分がございます。これからいきますと、一般会計、特別会計をすべて含みますと1億1,233万988円という不納欠損額でございます。収入未済額につきましては、トータルで7億6,001万636円という数字になっております。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 7億の収入未決定額、不納欠損額1億2,000万、これは大きな数字ではないでしょうか。今後は、収入未決定額、不納欠損額の税込、税外収入を含めた徴収体制は本当に重要な案件ではないかというふうに思いますが、これをどのように見直していくのか、お伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 徴収体制についてということですが、今回、私、プロジェクトチームの立場からちょっと答弁させていただきたいと思います。

当然、御存じのように、自主財源であります歳入、当然地方税、分担金、使用料、手数料がございますが、これらのものにつきましては、地方税法の規定、また雑入とか諸収入なんかいろいろございますが、私法契約によるその他の収入等がそれぞれの担当課で徴収をしているのが実態でございます。これらの収入のうち、市税、国保税におきましては、地方税法に基づきまして、市分担金の中でも法律に定められたものについては公課金という形になるかと思いますが、これは地方自治法第231条の3の規定によりまして、督促し、地方税法に基づきまたは準じて、自力執行権により強制徴収をすることができると規定されております。この部分につきましては、今申しましたプロジェクトチームで対応している部分でございます。

これ以外の収入、税外収入といいますか、この中には法律で定める使用料以外の使用料、手数料、その他の収入と規定されておりますが、この部分につきましては、地方自治法施行令第171条の規定によって督促し、同令第171条の2の規定に基づきまして、これは強制執行等の手続をとるという形になっております。

このように、歳入によりまして最終処分の方法は違いがありますが、この中でありますけれども、今回設置のプロジェクトは、自力執行権による強制徴収のできる市税、国保税の租税債権を対象とした実質的な一元化徴収としておりますが、先ほど申しました税外収入につきましても、未納を整理することは当然のことであり、最終処分までの督促、催告などの手続は同様にするべきであります。その手続の手法につきまして、市の税外収入取り扱い関係職員を対象にプロジェクトチームを中心としまして、勉強会、研修会を実施し、徴収ノウハウの拡充に努めまして、徴収の方法、未納整理の必要性、その他の手法等々、ソフト面の一元化で進めていきたいと、プロジェクトの方としましては、そんな考えを持っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 行政の悪い点が少し縦割りの中、もしくは最終処分の中の強制徴収、督促としての強制執行等が、この1億2,000万というような数字に、本当にきちっとした処分がされているのでしょうか。こんなことは少し厳しくやらなければ、税収が上げられない以上のものではないかと思います。また、監査意見書の中にも、学校給食特別会計においても、将来的には市税を中心とした徴収体制の一元化を早急に推進していただきたい、また結びの最後にも、収納体制の一元化の構築に努めることとある。プロジェクトチームから、さらに税外収入を含めた徴収体制の一元化について、将来ビジョンをどのようにお考えか、副市長にお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 徴収体制ですけれども、先ほど伊藤部長の方からお話があったと思いますが、税というのは国税徴収法という法律に基づいて徴収するのが大原則でございます。これに類似しておりますのが、私どもの取り扱っております地方税、それから国保税、税のつくものについてはそういった意味ではその法律を使わせていただいております。また、負担金とか分担金とか、そういったたぐいのものについては、先ほど説明がありましたように地方自治法に基づいて、あるいは市の条例に基づいて、督促、催告までできるというふうを考えています。

また一方、私的な契約ということで、給食とか、そういったたぐいのものについては、私的な契約になるかというふうに思います。そういった意味では、徴収が一つのルート、流れの中で一本の結果は徴収するわけでございますが、上位法がそれぞれ違ったたぐいのところから



発生をするということでございます。

そういった意味で、税につきましては同じ共通の土台でございますので、先ほど言いましたようにプロジェクトチームをつかって、今まで縄張りであった云々ということではなくて、それぞれを一本化して徴収に当たったというのが今回の税に対するプロジェクトというふうに理解しております。

ただ、先ほどのお話でございましたそれ以外のものの未納の件でございますが、先ほど伊藤部長から言いましたように、それぞれの課で対応しているのが現状でございます。そういうことがないように、今回からは説明会の中で、どういうふうな形で徴収すべきなのか、そういったたぐいのものを検証しようというふうにスタートしております。先ほど、庄田議員からもございましたように、監査委員さんからの体制について、一本化はできないか、一本化を早くしなさいということでございます。そういった意味で見ますと、ちょっと資料でございますけれども、過日、監査事務局の方から資料をいただきました。22年5月現在の云々ということでございますが、この中で指摘がございましたように、収入未済額、未納の額が8億3,000万ありますよということでございます。そういったものを考えてみますと、その中に税としては7億3,000万ほどでございます。税以外のものについては約1億ということでございます。比率にしますと90%と10%ぐらいの割合だというふうに思います。ただ10%というものの、額にしてみれば1億という金が出てくるわけでございます。

そういった意味で、今後は量、私的なもの、あるいは負担金とか分担金とか、そういったものについては十分に研究して、一本になる体制を整えていかなければならないというふうに思います。そのためには、まず職員がそれぞれの対応の中で、例えば裁判所への支払督促はどうすべきやというようなことも出てくるかというふうに思います。そういった意味では、共通するそれぞれの課の中で、仕事が、例えば水道の料金の話も出てきます、給食の話も出てきます。そういった意味では、今回組織改正をしまして、教育委員会の方からまた今度は保育料というようなものもくっついていくわけでございます。そういったたぐいのものも一緒にあわせて徴収体制ができるように、内部を十分勉強させていただく場をつくり、そして監査委員さんの御指摘のとおり一本化にできるように努力したいというふうに理解しております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 8億3,000万、さらに大きな数字になってきたと思いますが、一本化、この大きなお金はやっぱり自民党の意見書の中にもありました、無理・無駄、どこかに何かそんなときに職務怠慢であったんではないか、そんなようなこともちらっと考えるところでもございますので、どうかこの未納額を少しでも徴収できるような体制を、瑞穂市にとってつくっ

ていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子宮頸がんについてでございます。

子宮頸がんについては、既に御承知でありますので、必要性については説明いたしません。また、公明党若井議員よりも意見書の提出がありますので、子宮頸がんについて、他市町の状況や、国・県の状況と、瑞穂市の該当者数、状況はどのようになっていますでしょうか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御質問の子宮頸がんワクチンの助成というふうなとらえ方をさせていただきますが、国の方から状況を説明させていただきたいと思いますが、厚生省は23年度予算概算要求で、子宮頸がん対策、検診とワクチン接種の両輪で推進するとした子宮頸がん予防対策強化事業を盛り込んだと報道されておりますが、この事業は、国が一律に市町村にやれよというものではなく、市町村の単独の事業で実施して、その一部を国が助成するという形の概算要求ということになっております。さらに、県の方はどのようにHPVワクチンについて考えているかという見解でございますが、厚生科学審議会予防接種部会において、予防接種法の位置づけについて検討されており、その中で、ワクチンを含めた新たなワクチンのあり方について取り上げているということとし、県においてはこの動向を注視し、引き続き予防対策を推進するための正しい知識の普及や研修会の開催などを行っていくという予定であるというふうな見解をいただいております。

それで、あと他市町の状況はどんな状況かということでございますが、ことしの6月の調べでございますけど、公費の一部助成ということを行っている団体は14団体でございます。それは、3市11町という状況でございます。それで、瑞穂市の該当者ということでございますが、どのあたりをとらえるかというところがありますので、一概には言えませんが、接種は小学校高学年から中学校にかけてが効果的であるとされておりますので、その該当部分をちょっと報告させていただきますが、小学校5年生であれば227名、6年生であれば274名、中学校1年生であれば285名、2年生で252名、3年生で242名ということで、1学年おおむね250人前後、300人までは達していないのかなという、対象としてはそのぐらいの数になるかと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 予防数からいうと、かなり接種してもいいんじゃないかな、もしくは一部助成にしてもいいんじゃないかなというようなふうに感じますが、それでは瑞穂市としての今後の考えと、どのような問題があるのか、お伺いいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） 問題点といいますか、課題という点も含めましてですが、やはり市が単独で実施するとなりますと、公費による事業、国が打ち出している単独事業、さらに他団体が実施している一部助成においては予防接種法などで法定化された事業ではないということで、任意接種として実施することになるかと思えます。この場合の予防接種により健康被害が生じた場合に、そこに備えての救済措置、保険等がございますが、これをどのようにしていくかというのもひとつ考える必要があるのではないか、まず1点。

さらに、この子宮頸がんワクチン、ただ接種したら抗体ができてすべていいんだ、もうこれでうつらないよ、かからないよという問題ではなくて、やはり親さん、さらに本人の意思で、正しい知識といいますか、それを得ていただいて進めるといのがまず大事ではないか。大きな点、その2点が課題といいますか、我々行政側は考えておるところでございます。

そこで、市におきまして今後の対応という御質問ですが、このワクチンにつきましては、先ほど申しましたように、厚生科学審議会感染症分科会で予防接種法上の位置づけとか検討されている状況であります。また、概算要求で出された市町村単独による補助事業も結果的にまだこの分科会の結論が出ていないということで、任意接種の取り扱いとなるという、これらの課題を抱えておりますが、いずれにしましても、これら国の動向を見ながら、さらに市の財政状況を踏まえて予防と医療費の抑制という観点も考慮して、さらに検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 市長にお伺いをいたします。

他市町の状況では、平成22年6月以降でも公費助成、一部助成と実施されている状況の中、今後の事業化一部助成事業とするのかを含め検討したいと考えている答弁でありましたが、予防対策を推進するための正しい知識の普及や研修会、相談体制の整備など、これは言うまでもないとは思っております。これは重要なことだと思っております。この事業を推進し、保護者への説明や、子宮頸がんについての認識を深め、さらに啓発が必要だと考えます。

誕生から巣立ちまでと子供たちのために考えた幼保一元化、この子宮頸がんについては、巣立ちからその後の人生のためだという考えを私は思っておりますが、市長のお考えをお願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきますが、庄田議員の御質問に先ほど来から市民部長の方がるる詳細にお答えをさせていただいております。できれば御期待に添えるようにという気持ちはあるわけでございますが、今、この役所内もこのことにつきまして、部長会議等々におきましてもよくいろいろ議論をいたしておるところござい

まして、今ここではっきりと御答弁できる状況にございません。国・県、いろんな市町の実情を見据えまして、そこら辺も踏まえて、よそにはあまりおくれのないようにとは思っておりますが、まだ議論を役所内でしておるところでございます。まだまとめおりませんというところで、これまで市民部長がお答えをさせていただいたとおりでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） 昨日の答弁の中には、任期中は一日一日をしっかりと取り組んでまいりますという答弁であったんですが、この答弁としては、少しのらりくらりという今のはやりの言葉になるのではないかなあと、そんなふうに使っておりますので、ぜひとも一刻も早い決断をしていただきたいと、そのように思います。

次の質問にまいります。

リサイクルセンター調査委託料、またごみ回収については、昨日の土屋議員、清水議員への答弁を伺いましたので、リサイクルセンターやごみ回収について、視点を変えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以前、23年度をめどにとの答弁があり、あと半年ほどで23年度。市民も感心のあるところであり、ごみ回収や粗大ごみ、電池、電球問題は、不便や不安を感じているものなのです。なので、多くの一般質問になったものだと考えます。

そこで、関心のあるリサイクルセンター設置について、その後のビジョンをどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 庄田議員の質問にお答えさせていただきます。

きのう、お2人の議員さんからございまして、リサイクルセンター調査委託料500万円の内容は説明させていただきまして、その後のビジョンについてでございますが、粗大ごみの有料化を実施し、搬入量の実数を把握し、次のステップ、リサイクルセンター、破碎機設備等の設計、建設へと考えております。循環型社会の形成に資する中間処理施設、破碎機整備となるように進めていきたいと思っております。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5 番（庄田昭人君） 今の答弁の中に有料化とありましたが、なぜ今、有料化が必要なのか。リサイクルセンター設置前だということではありますが、早急に進めるべき点が多々あるのではないかなと思っております。有料化による不法投棄など、有料化事業と有料化にすることによっての今後の不法投棄についてはどのようにお考えですか。

議長（小川勝範君） 弘岡部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 有料化がなぜ必要なのかに関しましては、平成21年度、美来の森の搬入台数は3万4,683台、月1回、第4日曜日があるわけなんです、平均で694台、毎週水曜日、午前中ですが平均576台となっております、それに伴いまして交通渋滞等が発生しているのではないと思います。それに加えて、粗大ごみの量ですが、平成20年度1,439トン、平成21年度1,500トン、年々伸びております。これは免許証の確認だけで搬入ができるということで、他市からの粗大ごみの流入があるものも想定できると思われま。それに加えて、本市の粗大ごみ料金をいただいているのは、処理困難物のタイヤ、スプリングマットの2品目だけで、あとは無料でございます。

昨年の3月に作成した一般廃棄物処理基本計画に示すとおり、41ページに書いてございますが、18年度人口1人当たりの粗大ごみ発生量は27.2キログラムになっております。それに比べて、他市、近隣市町の状態は、この図からいきますと、年間20キログラム以下でございます。このことから、粗大ごみの有料化は、経済的インセンティブによる発生量の抑制、処理費用の削減につながると考えております。

今、もう一つの粗大ごみによる有料化に伴い、不法投棄の量がふえるのではないかとこの質問に対しましては、瑞穂市は16本の一級河川、来年度7月からの地上デジタル放送の開始に伴うテレビの大量廃棄を懸念しておりますが、まずは不法投棄は違法行為で罰則があることや、環境汚染につながることをチラシ等で啓発していきたいと思っております。状況によっては、不法投棄の監視パトロール等により巡回監視を検討したいと思っております。ちなみに、21年度の不法投棄に対する職員の出動回数は70回でありました。

それから、撤収量は、タイヤ、可燃ごみ、家具等、多種にわたっております。特に家電リサイクル法による家電4品目の量は、テレビの不法投棄45台、冷蔵庫の不法投棄は16台、洗濯機は8台でありました。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） かなりの量の不法投棄があるのかなと思っておりますが、また1級河川だけではなく、それぞれの私的な土地のところにも捨てていって、それが土地の持ち主の撤去というような法律もありますので、そんなところも含めて、また不法投棄についてはパトロールを重視していただき、この瑞穂市のきれいなまちづくりに心がけていただきたいと、そんなふうに思っております。

今の答弁の中に一つ、職員が不法投棄の撤去に70回かかっているということでしたが、職員がその撤去にかかわることについて副市長、どのようにお思いでしょうか。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 撤去についてでございますが、本来なら不法投棄というのは、先ほど担当部長からお話がありましたように、氏名云々がわかれば当然告発してやるべきだというふうには思います。そういった意味では告発できなく、不明な場合については、これが不法投棄であるのか遺失物であるのかという判断は職員でしなければならないと思います。そういった意味では、当然職員はそこの中で判断をするわけでございます。ただ、職員の体制が2人で行くのか何人で行くのかということについては、当然そこにある不法投棄らしきそのものの大きさ、それから量によって人員の配置はそれぞれ考えないかんとは思います。ただし、職員が2人も3人も束になってそこへ行くのが本意なのかどうかというのは、当然情報を受けたときにわかるとは思います。そういった意味では、職員の体制は一度考えてみたいというふうに思います。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 職員の移動につきまして、副市長は常日ごろ厳しい人員配置をしているのに、職員が70回行く、1人で行くことでしょうか。多分、私の想像するのに、2人、3人で撤去を行っている。環境課に行ったら、課長しかいないというような体制が本意ではないと思っておりますので、ぜひとも早いお考えをいただき、職員が適正な職を全うできるようにお願いしたいと思います。

また、リサイクルセンターなど、ごみ問題については、将来、最終処分場の終了には廃止が必要であり、廃止後2年ぐらいは水質、ガスの検査などをしなければならない。リサイクルセンターとしては、中間処理施設の破砕機などを整備するに当たり、粗大ごみの有料化に伴う粗大ごみの排出量により破砕機規模を検討しなければならないということでありましたが、23年度をめどに、まだまだ時間がかかりそうでございます。ごみ問題は規制や処理方法など日進月歩の中、将来のビジョンの選択肢としてどのようにお考えか、市長にお伺いをいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ごみの問題について、いろいろ御質問をいただいております。

このことにおきましては、きのう土屋隆義議員のときもお答えしたところでございます。いづれにしましても、抜本的な対策をとらなくてはいけないと思っております。私は、きのうも申し上げましたように、23年、24年でこの隣の道路整備を初めとしまして、抜本的にこのごみの関係、リサイクルセンターの関係は考えなければいけないというところでお答えしたとおりでございます。今、このリサイクルセンターにおきましても、議論のできるようなたたき台をつくっておるところでございます。このことにおきましては、でき次第、議会の皆さんと大いに議論をさせていただきたいと思っております。先ほど、粗

大ごみの有料化の話も出ておりますが、これにおきましても、他の市町から、またそれぞれ勤務先の粗大ごみ等も搬入されるということもございまして、有料化を早くということで、所管の部長がお答えをさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、現在あります施設の廃止手続と並行して、このごみ処理の関係を23年、24年に向けてしっかりと取り組んでいかななくてはいけないと、そのことを申し上げて私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） このリサイクルセンターについては、非常に地域の問題、近隣、また大きな問題でございますので、お金のかかることでございます。さらに、瑞穂市としては下水も整備しなければならないところでございますので、しっかりとしたビジョンを持ち、将来に向けてきちとしたまは方向性を定めて進めていただきたいと、そのように思います。

以上、一般質問を終わります。

議長（小川勝範君） これで、庄田昭人君の質問は終わります。

これで、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日に予定していました一般質問はすべて終了いたしました。2日間大変御苦労さまでございました。

#### 散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会します。

散会 午後5時38分

